

# 平和維持活動の未来、 新しいモデル、および関連する能力

2024年10月



国際連合

# 平和維持活動の未来、 新しいモデル、および関連する能力

独立研究

国連平和活動局委託

エル・ガシム・ワン、ポール・D・ウィリアムズ教授、キハラハント愛教授

[監訳] キハラハント愛教授

[訳] 杉本 智美

東京大学大学院総合文化研究科 持続的平和研究センター



国際連合

# 目次

概要.....	1
1. 序章.....	4
2. 国連平和維持活動の進化、成果、課題.....	6
3. 国連平和維持活動の比較優位性.....	12
4. 脅威の状況.....	15
5. 国連平和維持活動の未来：マンデート、モデル、実施形態.....	18
6. 主要な能力.....	38
7. 成功要因.....	44
8. 結論.....	50
略語一覧.....	51
巻末注 .....	55

# 概要

- 1 本独立研究はドイツおよび国連平和維持活動閣僚級プロセスのその他の共同議長国の要請に基づき、国連（UN）平和活動局により、委託されたものである。本研究は、「平和維持活動の未来」を包括的テーマとし、ベルリンで開催される2025年国連平和維持活動閣僚級会合（2025年5月）への情報提供を目的としている。
- 2 国連平和維持活動は、武力紛争の予防と抑制、平和の持続的な維持、さらには国際の平和と安全に対する広範な脅威に対応するための、効果的な多国間手段であり続けている。1940年代後半以来、国連平和維持活動は世界のあらゆる地域から文民、警察、軍事の専門知識を動員しながら、発展し、変化する状況に適応してきた。これまでに、200万人の制服要員を伴う120以上の平和活動が、アフリカ、南北アメリカ、アジア、ヨーロッパ、中東にまたがる50カ国以上に展開されている。これらのミッションは重要な成果を上げ、これを比較的費用対効果の高い方法で実現してきている。国連平和維持要員は、紛争や危機の沈静化、脱植民地化の誘導、文民の保護、国家主権の強化、そして平和と良い統治（グッドガバナンス）を支える制度の構築に貢献してきた。このような肯定的な効果の多くは、継続的な暴力が高い水準で存在する状況や、和平プロセスが行き詰まっている状況においても、維持されている。
- 3 平和維持活動は、幅広い利害関係者を結集することにより、肯定的な実績を築いてきた。これは行動する多国間主義を象徴するものであり、安全保障理事会（安保理）の常任理事国と非常任理事国、主要な資金拠出国・機関、受入国、関連する地域アクター、そして平和維持要員を提供する国連加盟国の3分の2以上の国々の間での合意を形成してきた。安保理が他の問題によって分断された時でも、平和活動の展開については定期的に合意を作り上げてきた。これは、不安定さ、分断、複雑さ、対立が益々強まり、国連加盟国が相互に関連する一連の平和と安全に対する脅威や課題に対応しなければならない世界において、重要な特性である。なかでも最も重要なものは、武力紛争、新興技術の兵器化、国際的な組織犯罪、気候危機、公衆衛生上の緊急事態であり、これらは国際的な政治の境界を無視し、複雑な形で結びついている。
- 4 国連は、こうした課題の対応に適している。国連の世界的な加盟国、長年のフィールド・ミッションの歴史、多様な事務所と機関は、二国間やその他の形態の国際的危機対応と比較して、複数の重要な優位性を有している。具体的には、国連は平和維持活動ミッションの設立、展開、維持、支援、資金調達、評価を行うことができる。国連は危機が発生した際、主要な利害関係者を招集する上で比類のない権限と正当性を保持している。平和維持活動の基本原則— 主要当事者の同意、不偏性、自衛と任務の防衛以外の武力不行使— は、時の試練に耐え、和平プロセスの公平な管理者としての強力な評価を国連に築いてきた。国連は、また、現在および新興の脅威に対応するための平和維持活動に任務を付与する柔軟性を持ち、全加盟国に平和維持活動の経済的費用を分散させる、持続可能で柔軟な資金源から恩恵を受けている。世界の金融環境が厳しさを増し、加盟国が競合する要求に直面する中、国連平和維持活動は、受託者責任において、ミッションがより責任ある、透明性の高い、一貫した対応をとり、その成果を明確に伝えることで、さらなる効率性の向上を図ることができる。これは、資金拠出国・機関に対し、危機対応のみならず、紛争予防と平和構築のための効率的な多国間手段に適切な投資を行っているという確信を与えることができる。最後に、国連は平和維持要員を展開する際、多国間世界において他に類を見ない、確立されたアカウントビリティとコンプライアンスの体制を伴って、それを実施する。
- 5 将来を見据えると、平和維持活動がどのような役割を果たすことができ、また果たすべきかについて、新たな発想が必要とされている。これは特に重要である。なぜなら、最近の国連フィールド・ミッションは、一部の政府、現地の人々、影響力のある人々、分析家たちの間で、懸念に値する程度の政治的抵抗を受け、信頼の欠如に直面しているからである。誤情報や偽情報の増加、「能力と期待のギャップ」も、この状況に拍車をかけている。この背景には、地政学的な競争の激化と、様々な国際問題に対する見方の相違があり、これが安保理とより広範な国連加盟国を分断し、現場での平和維持活動や平和構築の取り組みをさらに複雑なものにしている。

- 6 本研究が描く国連平和維持活動のビジョンは、政治的に焦点を定め、人々を中心に据えた、モジュール型ツールとして、広範な脅威や課題に対する効果的な多国間対応において、安保理を結束させることができるものである。平和維持活動と国連のより広範な予防と平和構築のアジェンダ、そして持続可能な開発のための2030アジェンダとの間には、強いつながりがある。適切な政治的リーダーシップ、効率的な資源管理、十分に予測可能な財源があれば、これらのつながりを強化することができ、このビジョンは現実のものとなり得る。このビジョンを支援するため、本研究では将来の国連ミッションに向けた30の実現可能なモデルを提示している（図1）。これらのモデルは、長年の平和維持活動任務の組み合わせ、変化した状況下で伝統的任務を新たな技術を用いてどのような異なる方法で遂行し得るかを示し、さらに将来の国連平和維持活動における新たな活動を提案するものである。
- 7 これらのモデルは、国連平和維持要員がこれまでに実施してきた数々の活動について、簡潔で有用な振り返りを提供するだけでなく、国際の平和と安全に対する新興の脅威に対応するために必要となる、先見的な思考の具体化にも役立つものである。また、様々な実施形態とモジュール型アプローチを検討することは、ミッションが固有の状況に合わせて調整される方法を明らかにし、時間の経過に伴うミッションの適応、国連システム内外の幅広いパートナーシップの考察にも役立つ。
- 8 したがって、これらのモデルは、安保理、加盟国、潜在的な受入国政府に対して、多くの利用可能な選択肢についての情報を提供することができる。マンデートが平和維持活動の戦略的方向性を定めるべきである一方、モデルは、フィールドで関連し合う任務群を実施するために、設計され、必要に応じて、組み合わせられる。その上で、安保理と事務局は、国連システムとその加盟国が持つ能力を全面的に活用し、時には地域機関や他のアクターとパートナーシップを組み合わせながら、ミッションの維持・改善のために、機動的で柔軟かつ適応可能な実施形態を構築することができる。これらの実施形態には、国連単独ミッション、国連が一連のミッション展開の一部となる場合や別個の指揮統制体制を持つ他の組織と並行して活動する場合、合同・ハイブリッド型ミッション、あるいは国家連合や他の国際機関によって実施されるものの、安保理の授権を受け、場合によっては国連の支援パッケージを伴う活動などが含まれる可能性がある。
- 9 本研究はまた、具体的なモデルや権限の組み合わせに関わらず、現在および将来の平和維持活動ミッションを強化するために、重要な能力への投資が必要であることを強調する。これらは、計画立案、要員、リーダーシップ、ミッション支援能力、データ・情報管理、戦略的コミュニケーション、情報の完全性、待機・迅速展開能力、平和維持要員の安全と福利に関連している。本研究は、国連が現地の知識と専門知識を適切に兼ね備えた、献身的で意志の固い人員を雇用する必要があることを強調する。これには、あらゆるレベルにおいてより多くの女性を雇用し、配置することが含まれる。人員が良好な成果を上げ、効果的な行動とアカウントビリティの制度を持ち、変化する状況に適応できるミッションは、良好な結果を達成する可能性が最も高い。最後に、平和維持活動の移行期において、円滑なプロセスを確保することは、他の国連関係者との取り組みを統合し、国々とその住民に対し、前向きな遺産を残すために、不可欠である。
- 10 しかしながら、持続可能な平和を構築するためには、新しい発想や技術的・運用的改革と共に、国連加盟国が政治的意思を喚起し、リーダーシップを発揮することが必要不可欠である。集団的危機対応の手段として、平和維持活動は多くの場合において機能するが、万能な解決策というわけではない。安保理のリーダーシップと結束は最も重要である。仮に安保理が分断され、特に課題が生じた際に、フィールド・ミッションへの一貫した支援を行う意思がない、あるいはそれができない状況では、新しい平和維持活動のモデルをもってしても望ましい結果をもたらすことはできないだろう。
- 11 国連の平和維持活動は、近隣諸国や関連する地域的な取極めがその成果に関与している場合に、より成功する可能性が高くなる。国連は、このような地域的アクターをミッションの活動や問題に継続的に巻き込むべきである。これにより、彼らが平和維持活動の成功を地域全体にとって不可欠なものとして捉えるようになる。
- 12 平和維持活動の成功は、紛争当事者が平和を望む程度とも密接に相関している。国連の平和維持活動は、最も困難な状況下においても被害を抑制することはできるが、当事者が真に和平に取り組む意思を持っていない場合、いかなるミッションも平和と安定を回復することはできない。同様に、受入国政府やその他の主要な当事者から十分な協力と支援がなければ、いかなるミッションも成功することはできない。受入国の法的な同意を超えて最も重要なのは、和平プロセスと関連する重要な改革を進める真摯な取り組み、平和

維持要員と全面的かつ継続的に協力する意思、そして問題が発生した際に開かれた心で解決策を模索する姿勢である。国連は、任務に関する受入国政府の見解を求め、信頼を構築するために透明かつ偏りなく行動し、現地および国家当局からの支援要請に対して創造的に対応し、現地の人々や主要な利害関係者への具体的な便益の提供を優先することによって、より緊密な協力を促進することができる。

13 世界で最も長期化した紛争や複雑な危機に対処するための手段として、平和維持要員は、しばしば、不安定で危険性の高い環境に派遣される。したがって、将来の平和維持活動は予期せぬ障害や困難を乗り越えるものでなければ

ならない。国連平和維持活動のマンデート付与、資金提供、実施に携わる者は、ある程度リスクの許容を事業に組み込み、リスク管理を重視し、それに資金を配分し、失敗に備え、当初の展開条件から予期せぬ状況の悪化が生じた際に適応できる態勢を整えておかねばならない。平和維持活動が達成し得ることについての現地および国際社会の期待は、それに応じて調整されるべきものである。

14 我々の世界は、平和と安全の課題が山積しており、包摂的で、原則に基づいた、効果的な多国間行動を必要とする。平和維持活動は、そのような行動を促進することができる。

図1：未来の国連平和維持活動のモデル

	1. 予防的展開		11. 選挙の安全確保と支援		21. 自然災害対応
	2. 残虐行為の防止		12. 武装解除・動員解除・社会復帰		22. 人道支援への同行／保護
	3. 文民の保護		13. 治安部門改革とガバナンス		23. 文化遺産保護
	4. 停戦監視・観察		14. 法の支配／法執行支援		24. 天然資源保護
	5. 監視・観察・報告		15. 警察支援		25. 国境管理
	6. 検証		16. アカウンタビリティ・メカニズムへの支援		26. インフラの安全確保
	7. 和平協定の支援		17. 組織犯罪対策		27. サイバー・セキュリティ
	8. 新国家支援		18. 地雷対策／爆発物除去		28. 地域的な安全保障
	9. 移行支援		19. 緊急的人道対応		29. 都市の安全保障
	10. 暫定統治		20. 公衆衛生支援		30. 海洋の安全保障

# 1. 序章

国連平和維持活動は、ほぼ間違いなく国連の最も重要な発明である。これは、1940年代後半以来進化してきた、広く共有される一連の国際規範、規則、原則、意思決定手順に基づいている。時が経つにつれ、平和維持活動は国連で最も注目される、権威あるシンボルの一つとなり、国連のアイデンティの重要な部分となった。120以上のミッションが50カ国以上で展開され、アフリカ、南北アメリカ、アジア、ヨーロッパ、中東で顕著な成果を記録している。平和維持活動は、安全保障理事会（安保理）の常任理事国と非常任理事国、主要な資金拠出国・機関、受入国、関連する地域アクター、そしてこれまでに200万人以上の制服要員を提供してきた国連加盟国の3分の2以上の国々といった主要なアクターを結集し、そのアクター間の幅広いコンセンサスの恩恵を受けてきた。国連はまた、そのミッションを新しい状況に適応させ、新しい専門分野を発展させることも学んだ。世界のあらゆる地域から文民、警察、軍事の専門家を派遣し、ダイナミックな紛争状況に適応し、平和と安全保障を追求する様々な国際的アクターと柔軟かつ革新的なパートナーシップを築いてきた。国連ミッションの設計と運営に関わる実務家と専門家のコミュニティ—国連事務局から加盟国、その他のアクターに至るまで—は、平和維持活動の政策を策定し、定期的に改良すると共に、フィールドでこれを実施できるよう、幅広いアクターに周知・普及させ、訓練してきた。

今日、国連平和維持活動は、複数の要因が重なり合っ、ますます複雑化し、対立する環境に直面している。その最たるものが、地政学的競争の激化、一部のアクターの偏った認識と信頼の欠如、増大する財政的圧迫、国連本部と平和維持ミッションにおける一連の問題と制約、特に計画立案、人的資源、各種プロセスの敏捷性に関するものである。

これらの課題があるにもかかわらず、国連平和維持活動は世界中で依然として重要な役割を果たしており、将来的にはさらに多様な役割を担う可能性がある。本研究は、国連平和維持活動の将来の方向性について、知見を提供することを目的としている。これは、ドイツおよび国連平和維持活動閣僚級プロセスのその他

の共同議長国の要請に基づき、国連平和活動局によって委託されたものである。目的は、ベルリン（2025年5月）で開催される「平和維持活動の未来」を包括的なテーマとする、国連平和維持活動閣僚級会合およびその準備会合へ情報提供をすることである。本研究は国連が実施する活動に焦点を当てているため、安保理が承認したアフリカ連合（AU）主導の活動の財政支援に関する決議第2719号（2023年）の実施に関する事項は扱っていない。この事項は、AU-UN合同タスクフォースによって取り組まれている。

この研究をまとめるにあたり、我々のチームは国連加盟国、国連職員、地域的な取極め、市民社会や学術界の専門家と広範な協議を行った。ここに我々が提示する証拠は、最近の安保理討論で50カ国以上が行ったように<sup>1</sup>、国連加盟国が平和維持活動へのコミットメントを新たにすることは正しいことを示唆している。国連平和維持活動の歴史的な実績と将来の可能性は、いずれも総じて肯定的である。平和維持活動は、共通の課題に対処するために協力するという国連の中核的価値を体現している。120カ国以上の加盟国が平和維持要員を提供し、全加盟国が財政的に貢献していることから、平和維持活動は「行動する多国間主義<sup>2</sup>」の模範となっている。さらに、平和維持活動は、国連のツールボックスの中の一つの手段として、より広範な国連システム全体からの支援を得ることができる。これは、平和維持活動の取り組みが国連のより広範な予防と平和構築の活動と連携している場合に、最も効果的となる。安保理が繰り返し指摘しているように、平和維持活動は概ね機能しており、国連憲章に掲げられた目的を追求するための国連の最も効果的な手段の一つであり続けている<sup>3</sup>。国連平和維持活動は、加盟国の主権を強化すると共に、受入国に持続可能な制度と平和という遺産を残すことによって、加盟国にとって有益なものとなり得る。そして国連にとっても有益なものとなり得る。なぜなら、国連という組織の信頼性と世界的な知名度は、平和と安全保障の分野において効果的なフィールド主体の組織であり続ける能力に左右されるからである。

1 "United Nations peacekeeping operations," S/PV.9719, 9 September 2024.

2 *Report of the Special Committee on Peacekeeping Operations 2024 substantive session (New York, 19 February–15 March 2024) (A/78/19, 2024)*, para. 118. 以下、C34 Report, A/78/19, 2024.

3 例えば、S/PRST/2022/5, S/PRST/2021/17, S/PRST/2021/11.

この研究を始めるにあたり、研究チームは「平和維持活動（peacekeeping operations）」と「特別政治ミッション（special political missions : SPMs）」の現在の区別に留意した。これらは異なる部局の管轄下であり、異なる資金調達方法を持っている。平和維持活動は独立した会計を持つ一方で、特別政治ミッションは国連の通常予算から資金を得ており、したがってその全体的な資金枠内に収まらなければならない（囲み3参照）。しかしながら、本研究を通じた分析と提示されたアイデアは、「平和活動は多様な手段の組み合わせとして活用され、変化する状況に柔軟に対応しなければならない<sup>4</sup>」というHIPPO報告書の勧告に通じている。このアプローチにより、国連は「未来のための協定（Pact for the Future）」が「平和活動（peace operations）」と呼ぶ全ての手段を柔軟に活用することが可能となり、これによって「既存の課題や新たな現実により良く対応する<sup>5</sup>」ことができるようになる。

---

4 High-Level Independent Panel on Peace Operations, A/70/95-S/2015/446, 17 June 2015（以下、HIPPO報告書）, p.10.

5 未来のための協定 (*Pact for the Future*) , Action 21.

## 2. 国連平和維持活動の進化、 成果、課題

国連平和維持活動の76年の歴史は、本質的に、国際的な危機に対する実用的な多国間対応を生み出す外交上の必要性から生まれたものである。多国間外交の手段として、安全保障理事会（安保理）と総会とはどちらも、国連平和維持要員が困難な問題に取り組む上で最も正当性があり、最適であることを度々認識してきた。また他の場合には、国連平和維持要員は、他の組織やアクターが対応できないあるいは対応を望まない危機地域に派遣されてきた。この過程で、国連平和維持活動の原則は発展し、その実践は刷新されてきた。武力紛争の性質の変化や予期せぬ脅威に対応するため、数多くの教訓が特定され、実践に移されてきた。

### 2.1 進化

1940年代後半に発明された国連平和維持活動は、様々な脅威や課題に対処するための柔軟な多国間手段であり続けている。国連は現在までに50カ国以上で、120以上の平和活動（72の平和維持活動と52のフィールド・ベース特別政治ミッション）を展開してきた（図2および地図1）。冷戦終結以降、国連は毎年

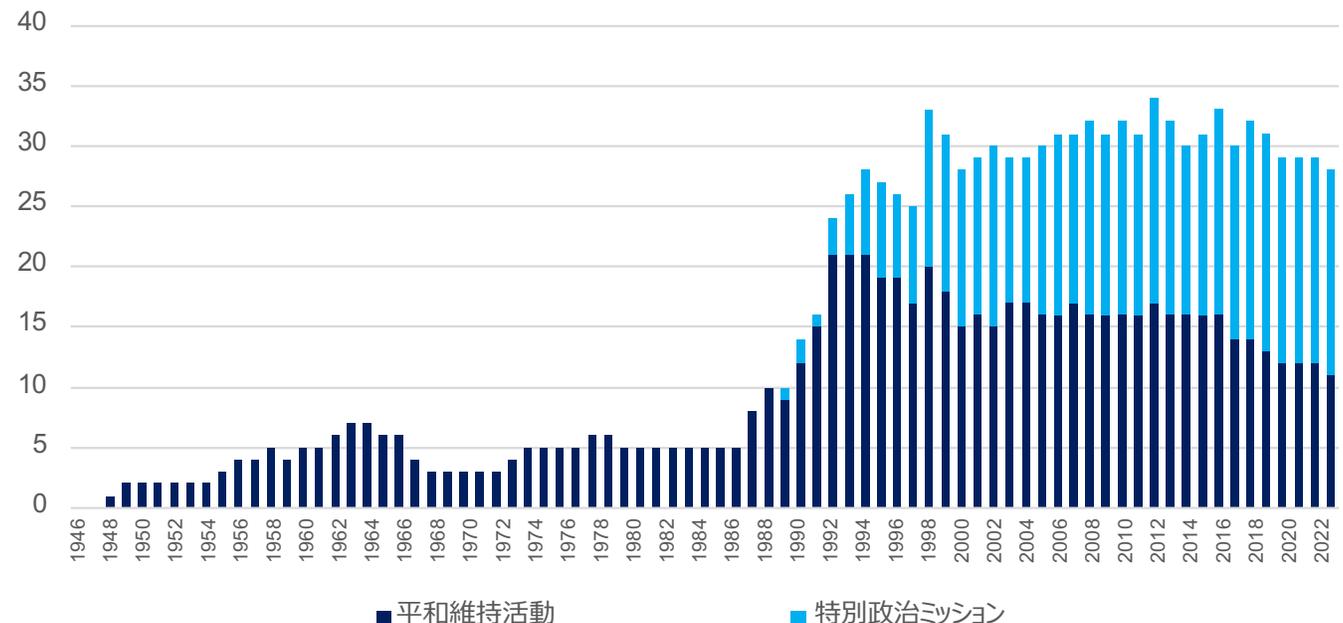
平均約3つの新規ミッションを展開している（図3）。

**国連平和維持活動の76年の歴史は、本質的に、国際的な危機に対する実用的な多国間対応を生み出す外交上の必要性から生まれたものである。**

これらのミッションの範囲、規模、構造は、武力紛争の傾向に応じて、また安保理が国際の平和と安全に対する他の脅威を特定した際にも、進化してきた。国連の初期のミッションは領土紛争の管理を支援していたが、平和維持要員はより頻繁に国内武力紛争へ派遣されるようになった。国連平和維持要員はまた、脱植民地化プロセスを促進し、武力紛争を超えた複数の課題に対応してきた。これには、領土の管理、選挙プロセスの監督、法執行の強化、国際司法メカニズムの支援、新独立国家の支援、女性の参画推進、公衆衛生上の緊急事態の管理、気候変動の悪影響への対応が含まれる。

### 図2：国連平和活動の推移 1946年-2024年

出典：国連平和ミッション・マンデート・データセット, <https://www.peacemissions.info>



## 地図1：国連平和活動の所在地 1948年-2024年



この地図に示された境界線と名称、および使用されている呼称は、国際連合による公式な支持や承認を意味するものではない。スーダン共和国と南スーダン共和国の最終的な境界はまだ決定されていない。点線はインドとパキスタンによって合意されたジャンムー・カシミールのおおよその管理ラインを示す。ジャンムー・カシミール州の最終的な地位については、当事国間でまだ合意に至っていない。

気候変動の悪影響への対応が含まれる。安保理はまた、状況の変化によって必要とされる場合には、平和維持活動のマンデートをより強固なものにすることも前向きであることを示してきた。そして、本研究の第5.3節で論じるように、地域的な取極めとのパートナーシップの改善に向けて、相当な努力を重ねてきた。

### 1940年代後半に発明された国連平和維持活動は、様々な脅威や課題に対処するための柔軟な多国間手段であり続けている。

近年では、2018年に、国連事務総長が、加盟国の平和維持活動への政治的コミットメントを刷新するために、平和維持活動のための行動（A4P）イニシアティブを開始した。これには、平和維持活動を将来にふさわしいものとするための、相互に合意された原則とコミットメントの宣言も含まれていた。この宣言は150カ国以上の支持を受け、

8つの優先分野における改善のためのロードマップを提示した<sup>6</sup>。2021年には、平和維持活動のための行動プラス（A4P+）が続き、集団的な一貫性と政治戦略、戦略的・運用的統合、能力とマインドセット、平和維持要員へのアカウントビリティと平和維持要員によるアカウントビリティ、戦略的コミュニケーション、受入国との協力の分野における実施の加速が図られた<sup>7</sup>。

## 2.2 成果

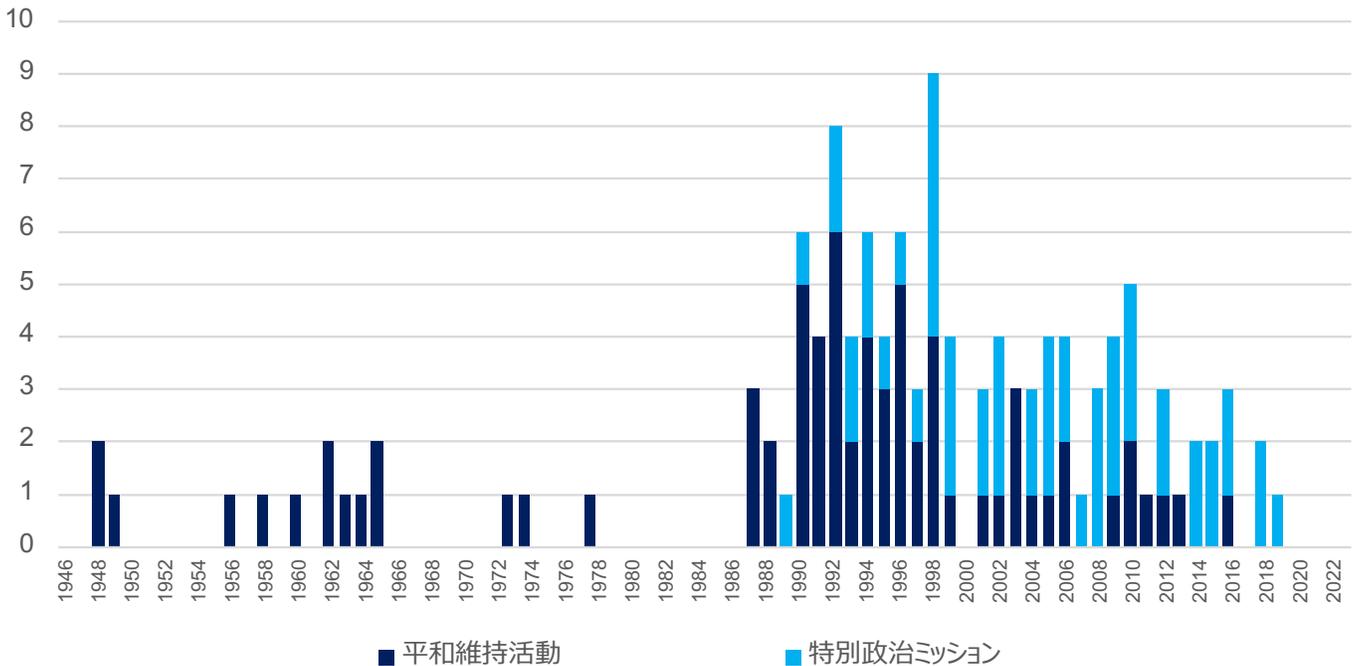
国連平和維持には、目覚ましい業績が数多くある。安保理の結束と支援、および、受入国の協力の下、国連平和維持活動は、政治プロセスと移行の支援、対話のための場の創出、脆弱な人々の保護、平和と良い統治（グッドガバナンス）を支える制度の構築による国家主権の強化、そして武力紛争の抑制と近隣諸国への影響の緩和において、極めて汎用性が高く費用対効果の高い手段であることが証明されてきた。フィールド・ミッションはまた、国際の平和と安全の課題に取り組む主要なグローバルフォーラムとしての国連の地位を強化してきた。

6 その領域は、政治、女性・平和・安全保障、保護、安全・セキュリティ、パフォーマンスとアカウントビリティ、平和構築と平和の持続、パートナーシップ、行動規範であった。

7 以下参照：<https://peacekeeping.un.org/en/action-peacekeeping>、および [Action For Peacekeeping+ \(5th Progress Report, September 2024\)](https://peacekeeping.un.org/en/a4p-fifth-progress-report), pp.16-17, <https://peacekeeping.un.org/en/a4p-fifth-progress-report>.

### 図3：新規の国連平和活動の推移 1946年-2024年

出典：国連平和ミッション・マנדート・データセット, <https://www.peacemissions.info>



国連平和維持要員は、紛争サイクルのあらゆる段階において、小規模から数万人規模のチームまで様々な規模で展開することができ、短期間の活動から、必要と判断された場合には数十年に及ぶ長期の活動まで可能である。安保理が他の問題によって分断された時でも、平和活動の展開については定期的に合意を作り上げてきた。また他の場合には、総会が平和維持活動を設置し、活動の延長を支援し、さらに国際の平和と安全を維持するための他のメカニズムを勧告してきた<sup>8</sup>。これは、安保理と総会の双方が、平和維持活動は通常機能していると認識しているからである。そしてこれらのミッションは、共通の脅威と課題に対応することによって、国連の有用性と正当性も高めているのである。

これらの結論を裏付ける十分な証拠が存在する。囲み 1 で要約されているように、様々な方法論とリサーチデザインを用いた何十もの独立研究が、国連平和維持活動は様々な、統計的に有意な肯定的効果をもたらしていると結論付けている。重要なことに、これらの研究は、進行中の暴力の水準が高い状況 — 「維持すべき平和」がほとんどない、あるいは全くない場合 — や、和

平プロセスが行き詰まっている状況においても、これらの効果の多くが見られることを示している。これらの肯定的な統計の背後で、国連平和維持活動は実際の人々の生活と国々の運命をより良い方向へと導いてきた。これには、コンゴ人、ナミビア人、ボスニア人、東ティモール人、南スーダン人の独立確保の支援、コートジボワール、エルサルバドル、リベリア、モザンビーク、シエラレオネの破壊的な内戦から、より安定し繁栄する未来への移行の支援、そしてカシミール、ゴラン高原、キプロス、西サハラなどの緊張地域における戦争の再燃防止が含まれる。一方で、最近ではハイチ、マリ、スーダンを含む一部の国々において、国連平和維持要員の撤退後に治安状況がより複雑化している。

<sup>8</sup> 国連総会の国際の平和と安全保障に関する事項について勧告を行う権限は、国連憲章第11条2項、第14条、第22条に基づいている。第11条2項は、総会が「国際の平和および安全の維持に関する問題」について、討議することができることを定めている。第14条は、総会が「いかなる事態についても、これを平和的に調整するための措置を勧告することができる」と定めている。また第22条は、総会に対し「その任務の遂行に必要と認める補助機関を設ける」権限を与えている。

## 図み 1 : 国連平和維持活動の成果

本図みでは、国連平和維持活動の影響に関する査読付き出版物からの最新の主要な知見をまとめている：

1. 統計的推定に基づく反実仮想シミュレーションによると、国連平和維持活動は主要な武力紛争を軽減し、人命を救うことで、世界規模の安全保障を高めるための費用対効果の高い方法である<sup>i</sup>。
2. 1960年から2017年の間に展開された18件の多面的国連平和維持活動のうち12件が、その主要な目標を達成した<sup>ii</sup>。
3. 国連平和維持活動は、戦後の平和期間と強く関連している<sup>iii</sup>。
4. 国連平和維持活動は内戦時における国内での暴力の拡大を防止できる。また、隣国に展開された平和維持要員は、国境を越えた波及のリスクを軽減できる<sup>v</sup>。
5. 内戦の最中に展開された場合、国連平和維持要員は暴力の発生地に赴き<sup>vi</sup>、交渉による解決に至るまでの時間を短縮し<sup>vii</sup>、紛争期間を減少させ<sup>viii</sup>、組織的暴力の水準を低下させる。国連部隊の規模が大きいほど、戦闘関連および一方向的な死者数は減少する<sup>ix</sup>。
6. 内戦下での展開時、国連平和維持活動は暴力、避難民、暴力の拡大の軽減において約60%の成功率を示している。その主要な決定要因は受入国の協力である<sup>x</sup>。
7. 国連平和維持活動は、平和維持要員が暴力の加害者が用いる手法に直接対抗する形で、武力を行使する積極的かつ調整された活動を実施する場合、文民の保護の見通しが向上する<sup>xi</sup>。また、効果的なのは、質の高い軍事組織から部隊が派遣される場合である<sup>xii</sup>。
8. 国連平和維持要員の展開は、その地域における文民被害を軽減するが、文民に対する暴力は、政府による暴力よりも、反政府勢力による暴力の方が、阻止しやすい傾向にある<sup>xiii, xiv</sup>。
9. 国連軍の展開は、援助活動従事者への攻撃を助長する激しい紛争環境を緩和し、移動中の人道支援要員への攻撃を抑止することで、援助活動従事者の安全を高める<sup>xv</sup>。
10. 国連警察の展開は、最も困難な環境下においても、紛争に関連する性暴力の減少と関連している<sup>xvi</sup>。
11. 国連警察の展開は、戦後の治安の空白を縮小し<sup>xvii</sup>、戦後地域における犯罪的暴力の増加傾向を緩和することができる<sup>xviii</sup>。
12. 国連平和維持活動の展開は、住民の避難を減少させ、国内避難民（IDP）の帰還を促進できる<sup>xix</sup>。
13. 国連平和維持活動は調停イニシアティブを強化するが、これら外部からの関与は、それぞれ独立して、戦場での死者数を減少させることができる<sup>xx</sup>。
14. 調停イニシアティブと組み合わせることで、国連平和維持活動は武力紛争の頻度を低下させる<sup>xxi</sup>。
15. 国連平和維持活動は非国連組織と効果的に連携し、首尾よく暴力を抑制することができる<sup>xxii</sup>。
16. 多面的な国連平和維持活動は、受入国における女性の政治参加とエンパワメントを向上するが、これはミッション終了後に大幅に低下する可能性がある<sup>xxiii</sup>。
17. 国連平和維持活動は、医療施設や訓練施設を提供し、女性が医療サービスや教育を受けやすい環境を整えることで、妊産婦の健康と女性の心身の健康を向上させる<sup>xxiv</sup>。
18. 国連平和維持活動は、受入国の経済成長を促進する<sup>xxv</sup>が、これはミッション終了時に急速に後退する可能性がある<sup>xxvi</sup>。
19. 国連平和維持活動は、労働の提供と経済交流を促進し、日々のストレス要因による心理的影響を軽減することで信頼を醸成し、内戦下における世帯の暮らし向きを向上する<sup>xxvii</sup>。
20. 国連平和活動は、民主化を促進し<sup>xxviii</sup>、権力の共有と平和構築改革に対するエリート層のコミットメントを強化する<sup>xxix</sup>。
21. 選挙関連活動に従事する国連平和維持活動は、選挙関連の暴力のリスクを低下させる<sup>xxx</sup>。
22. 国連平和維持活動は、環境の質の向上と実質的に結びついており<sup>xxxi</sup>、新たなグリーンエネルギー事業と持続可能な平和を支援することができる<sup>xxxii</sup>。
23. 国連平和維持活動は、非暴力的な市民の抗議活動が行える場を作り出す<sup>xxxiii</sup>。

## 2.3 課題

もちろん、平和維持活動にはいくつかの限界があり、複数の課題に直面している。最も肝心な点として、平和維持活動は受入国の戦略的同意と継続的協力、および、武装集団、現地の人々、地域アクターなど、その他の重要な当事者の支援に依存している<sup>9</sup>。受入国の同意がなければ、平和維持要員を派遣できず、これらの重要な当事者の協力がなければ、平和維持要員が成功する可能性は低い。こうした要素は、主要当事者の同意、不偏性、自衛と任務の防衛以外の武力不行使という国連平和維持活動の基本原則にも反映されている<sup>10</sup>。

これらの原則はまた、平和維持活動を、受入国の同意なしに行われる可能性のある軍事介入や、相互戦闘に近い平和執行と区別するものでもある。受入国政府が国連平和維持要員に対し、政治的関与や和平プロセスの実施の支援ではなく、現地の反政府勢力や暴力的過激派グループの討伐の支援を望む場合、平和維持活動と平和執行の区別には大きな困難を強いられる。一部では、このことが国連を非常に困難な立場に追い込んでいる。国連は執行活動の実施に不向きなだけでなく、不偏性という基本原則が損なわれる危険性もある。さらに、最近サヘル地域やコンゴ民主共和国（DRC）で起きたように、不満を募らせた受入国政府が、別の地域アクターに安全保障の支援を求めようになると、それらの地域アクターもまた国連に様々な支援要請をする可能性があるが、その場合、そうした支援を不偏かつアカウンタビリティを伴う形で実施することは困難である。

ほぼ間違いなく、現代の主な課題は、地政学的な競争の激化と、様々な国際問題に対する見方の相違が安保理とより広範な国連加盟国を分断している事実にある。これは安保理の目的と行動の一体性に悪影響を及ぼし、平和維持活動や平和創造の努力をさらに複雑なものとし、国連の存在意義に対する否定的な認識を生み出している。これはまた、一部のミッションに対する政治的支持を分断し、和平プロセスを損い、平和活動の資金調達に関する一部加盟国の交渉姿勢にも影響を与えている。このような分極化と政治的緊張が続く限り、いかなる技術的・運用的改革を行っても平和維持活動の成功は望めない<sup>11</sup>。

国連フィールド・ミッションが直面している第二の継続的な課題は、一部の政府、現地の人々、影響力のある人々、分析家たち

の間にある、懸念に値する程度の政治的抵抗と信頼の欠如である。これらの一部は、国連の過ち、国連が偏っているという人々の認識、そして平和維持要員による性的暴力や搾取を含む不正行為によって、拍車がかけている。また一部は誤情報や偽情報の増加によるものである。パートナーシップを基盤とする事業として、平和維持活動の成功は、受入国と平和維持活動が支援を委任された和平プロセスの当事者からの協力のレベルに大きく依存している。受入国がミッション地位協定（SOMA）に違反する場合、深刻な問題が発生する。国連の記録によると、そのような違反は増加傾向にあり、移動の自由、サプライチェーンやその他のミッション支援活動を含む複数の分野で、ミッションに重大な課題をもたらしている。

現地のおよび国際的な国連に対する期待への対応は、国連平和維持活動の第三の課題となっている。全ての平和活動は、これらの期待に応える方法を見つけ出さなければならない。特に国連のフィールド駐在に対する、若者の幻滅が深まっている地域では、その必要性が増す。しかし、平和維持要員がマンデートを完遂するための資源が不十分な場合、あるいは期待が非現実的に高い場合、深刻な「能力と期待のギャップ」が生じることとなる。そのような状況では、国連の成果は見過ごされがちになり、代替案がより魅力的に見えることになる。関連する問題として、ミッション・マンデートと現場の実態との間に乖離があることが認識されている。これはテロリストや過激派による暴力が特徴的な環境において特に顕著であり、不信感を煽り、誤情報、偽情報、ヘイトスピーチに伴う危険性を高めている。場合によっては、このことがミッションへの直接的かつ継続的な攻撃を引き起こし、容認できないほど高い死傷者率を招いている。

国連平和維持活動は、また、加盟国が自国の予算を縮小し、競合する要求に直面する中で、財政的圧力の下に置かれ続けるだろう。分担金を全額期限内に支払う国連加盟国は増加しているものの、平和維持活動は依然として、総会で可決された予算配分を履行するための拠出金（現金）不足に悩まされている。さらに、平和維持活動予算が（ミッションの終了により）削減される中、既存の滞納金（約13億米ドル）の割合は増加し続けている。この傾向は、対処されなければ、さらに悪化する可能性が高く、マンデートの遂行を深刻

9 S/2023/646, para. 72.

10 *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines* (UN DPKO and DFS, 2008), p. 31.

11 以下参照：Jean-Pierre Lacroix, "Peacekeepers Need Peacemakers," *Foreign Affairs*, 2 September 2024, <https://www.foreignaffairs.com/world/united-nations-peacekeeping-missions>.

に損なう可能性がある。さらに、総会の加盟国への財源の割り当てによって、まもなく、2カ国のみで平和維持活動分担金の約50%を負担することとなる。分担金の期限内の全額支払いは、加盟国の責任であるものの、国連事務局は、平和維持活動ミッションを含め、「効率性の文化」を示すためにより一層努力することができ、また、努力しなければならない。資源が有限の時代においては、既存の資源水準のより賢明な管理を通じて、各ミッションが持てる資源を最大限に活用し、他のミッションと共同利用する（例：高額な航空資産の共有）ことで、これらの財政的制約の一部を改善することができる。同様に重要なのは、特に主要な資金の貢献において、実証可能な「効率性の文化」が、国連事務局は加盟国の資源を託すに足る信頼できる管理者であると保証する上で、大きな役割を果たすということである。平和維持活動は、特に二国間やその他の形態の危機対応と比較して、非常に費用対効果の高いツールであることが証明されている<sup>12</sup>。しかし、ミッションが責任、透明性を持ち、結果を明確に伝えながら一貫して適切な予算を作成することによって、効率性へのコミットメントを一層明確に示すことができる。国連はまた、平和維持活動をより財政的に安定させるための革新的な取り組みを実施する能力があることも示してきた。例えば、ミッション間での現金の相互借入を可能にしたり、部隊・警察要員提供国（T/PCC）への支払いを優先することなどである。これにより、資金拠出国・機関は、危機対応、紛争予防、平和構築のために価値ある投資を行っているという確信を持つことができるはずである。

第五の課題は、国連本部の内部事情に起因している。これは、最適なフィールド・オペレーションを設計し、展開する国連の能力を妨げる場合がある。したがって、人事、計画立案、情報管理、準備態勢などの分野で改革を実施するための継続的な努力が、新しい平和維持活動モデルを効果的に実施する上で重要な部分となるだろう。さらに、平和維持活動に関連する問題に関与する多数のアクターをより効果的に結集するためには、事務局の内部業務と意思決定プロセスを合理化することができる。これは、様々な作業部会が課題を評価したり、解決策を検討したりするのに費やす時間を短縮し、実用的な変化をもたらす勧告事項の実践をより迅速に進めることに役立つ。

国連平和維持活動はまた、加盟国が提供するものに依存している。しかし、加盟国は時として、国連平和維持活動に提供する制服部隊、要員、資源に対して、明示的・非明示的な制約事項を課すことがある。一部のT/PCCによる活動上の制約事項の継続は、時としてミッション指導部にも知らされないまま、マンデート遂行を全面的に支援する意思が欠如していることを明らかにし、指揮系統を損ない、活動上の効果を低下させ、派遣国間に有害な分断をもたらす可能性がある。このような法的、政治的、活動上の制約は、国連ミッションに特有のものではないが、フィールドにおいて、平和維持活動をいつ、どこで、どのように効果的に展開できるかを決定している。

最後に、もう一つの長年の課題は、調整と統合、すなわち、平和維持活動をどのように国連の他の関連活動や外部パートナーの活動と最も効果的に組み合わせるかである。平和維持活動は、国連が利用できる手段の一つに過ぎず、理想的には、国連システム内外双方における紛争予防と平和構築を促進するための、より広範な手段と連携されるべきである。課題は、平和の構築と持続のための一貫性のあるエコシステムの一部として、平和維持要員を展開することである。

これらの課題があるため、国連平和維持活動のマンデート付与、資金提供、実施に携わる者は、ある程度リスクの許容を事業に組み込むことが重要となる。世界で最も長期化した紛争や複雑な危機に対処するための手段として、平和維持要員は、しばしば、不安定で危険性の高い環境に派遣される。したがって、国連平和維持活動は、リスク管理を重視し、それに資金を配分し、失敗に備え、当初の展開条件から予期せぬ状況の悪化が生じた際に適応できる態勢を整えておかねばならない。平和維持活動に対する国際的な期待は、それに応じて調整されるべきである。

12 以下参照：Håvard Hegre, Lisa Hultman, Håvard Mokleiv Nygård, "Evaluating the Conflict-Reducing Effect of UN Peacekeeping Operations," *The Journal of Politics*, 81:1 (2019): 215-232, <https://doi.org/10.1086/700203>.

# 3. 国連平和維持活動の比較優位性

国連平和維持活動の評価は、もちろん、活動展開地域の住民や場所への影響を評価しなければならない。しかし、評価には、国連ミッションが代替となる可能性のある多国間手段と比べて、どの程度有効であるかという比較の側面も含めるべきである。複雑な紛争や危機に対処する際、主要な代替となる多国間対応は、地域的な取極めや臨時の国家連合によって、行われる。したがって、国連平和維持活動がこれまで肯定的な実績を達成できたのは、国連がこの分野に携わるほとんどのアクターに対して、重要な比較優位性を維持しているためであることを思い起こすことが重要である。具体的には、国連は、平和維持活動に参加する幅広いアクターと能力を結集することができ、予防、平和構築、開発を促進する組織のより広範な取り組みを補完できる、ネットワーク化された多国間主義のシステムを活用するのに適している。国連の世界的な加盟国、長年のフィールド・ミッションの歴史、多様な事務所と機関により、必要であれば数十年にわたって、平和維持活動の計画立案、設立、展開、維持、支援、払い戻し、評価を行うことが可能となっている。

第一に、国連の世界的な影響力と安全保障理事会（安保理）の国際の平和と安全の維持に関する主要な責任により、

主要な利害関係者を招集し、目下の問題について権威ある議論を促進することが可能となる。さらに、国連は、フィールド・ミッションの指導者たちを、比類のない国際的正当性を持つ調停者として活用することができる。

第二に、国連は、多様かつ潜在的に非常に大規模な制服・文民要員のチームを承認、編成、維持し、ミッション立ち上げのための1億5000万米ドルの平和維持活動留保基金からの財政支援を活用しながら、それらを数週間以内に世界のあらゆる場所に展開することができる。これは、国連本部の能力、利用可能な充実したロジスティクスや活動支援体制、そして特に、国連の部隊編成能力を大幅に向上させた平和維持活動即応能力制度によって可能となっている（囲み2参照）。国連が、軍事・警察・文民活動を共同で実施する能力、幅広い活動支援サービス（イタリアのプリンディジにある国連ロジスティクス基地の戦略的展開備蓄など）でこれらの活動を保つ能力、より広範な国連システムの組織と統合できる能力は、この分野における主要な比較優位性である。これは、制服要員の展開だけでなく、部隊・警察要員提供国（T/PCCs）に対する訓練や能力構築活動などの支援活動も含む、加盟国による様々な種類の

## 囲み2：国連平和維持活動のための部隊編成

2016年、平和活動局は、停滞していた国連待機制度（UNSAM）に代わり、平和維持活動即応能力制度（PCRS）を創設した。UNSAMとは異なり、PCRSには専用の財源が割り当てられた（2024/25年度予算の支援会計において、PCRSに330万米ドルが計上された）。また、PCRSは、加盟国が国連平和維持活動での使用を約束した軍事・警察部隊に対する、より厳格で徹底した評価システムを伴っている。主に国連平和維持活動閣僚級プロセスを通じて得られた誓約により、PCRSには現在、国連事務局の専門家によって、国連基準を満たし、選定された場合には平和維持活動に派遣される準備が整っていると評価された100を超える部隊が含まれている。2020年以降、40を超える部隊がPCRSからミッションに派遣されている。これはフィールドにおける平和維持要員の質とパフォーマンスの向上に寄与している。統合旅団を構成する約12の特定部隊が、PCRSの迅速展開レベル（RDL）に位置付けられている。これらの部隊を誓約した加盟国は、要請から60日以内に現行または新規の国連平和維持活動に展開することに合意する代わりに、維持費払い戻し金が支払われる。RDLとは別に、編成警察部隊から即応部隊、地雷除去部隊、無人航空機システム（UAS）まで、80を超える部隊が評価を受けており、T/PCCが派遣に同意すれば、120日から180日以内に展開可能となっている。

### 囲み 3 : 国連平和活動の財政

国連平和活動は、複数の財政メカニズムと資金調達方法を活用することができる。これにより、持続可能なツールとなり、必要な場合には長期的な課題にも対処するのに適切な手段となっている。第一に、ほとんどの平和維持ミッションは、個別の特別会計を通じて資金提供を受ける独自の予算を有している。第二に、一部の平和活動は、国連の通常予算またはプログラム予算から資金提供を受けている。これには国連特別政治ミッション（SPMs）のほか、国連が現在の平和維持活動分担金制度を確立する前に設立された国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）と国連休戦監視機構（UNTSO）が含まれる。平和維持ミッションとSPMsは、異なる分担率に基づくものの、いずれも国連の分担金制度から資金提供を受けている。これは193の加盟国全体に費用を分散する負担分担メカニズムである。第三に、その他複数の国連会計および財政メカニズムが平和維持活動を支援している。ミッションに様々な支援機能とサービスを提供する3つの追加特別会計がある。本部支援会計、イタリアのプリンディジにある国連ロジスティクス基地、ウガンダのエンテベにある地域サービスセンターである。また、1993年に設立された平和維持活動留保基金があり、これにはミッションの立ち上げと拡大に関連する要件を支援し、平和維持活動の清算を可能にする源泉として機能する1億5000万米ドルが確保されている。さらに総会は、平和と安全の維持に関する予期せぬ特別な事態に対して、（2024年については）800万米ドルを超えない範囲で事務総長が支出を約束する権限を与えた（A/RES/78/255、2023年12月28日参照）。最後に、国連平和活動に関連する個々のプロジェクトは、加盟国からの任意拠出金を含む予算外資金によって補完することができ、これらは専用の信託基金、国連マルチパートナー信託基金、または現物拠出の形で提供される。

貢献によって、可能となっているのである。また、国連ミッションは、国連カントリーチームの一部である機関、基金、プログラムを含む、より広範な国連システムの影響力を基盤とし、それを増幅し、拡大することもできるのである。

第三に、国連安保理の構成は批判の対象となっており、改革を求める長年の要請に答えていないものの、安保理は国際の平和と安全を維持するために必要とされるあらゆる任務を平和活動に委任できる比類のない権威、正当性、そして極めて重要な柔軟性を保持している。この意味で、国連平和維持活動は新たな課題に対応する上で優位な立場にある。

第四に、国連平和維持活動は、経済的費用を組織の全加盟国に分散する持続可能で柔軟な財源の恩恵を受けている。1990年以降、国連ミッションの年間平均費用は約70億米ドルとなっている（図4参照）。その複雑さにもかかわらず、国連は迅速な立ち上げや拡大、そして必要な場合には何十年にも及ぶミッションにも対応できる、実効性のある財政制度を有している（囲み3参照）。これは特に強調すべき点である。なぜなら、戦争で引き裂かれた地域における持続可能な平和の構築には、一世代またはそれ以上の時間を要する可能性があるからである<sup>13</sup>。

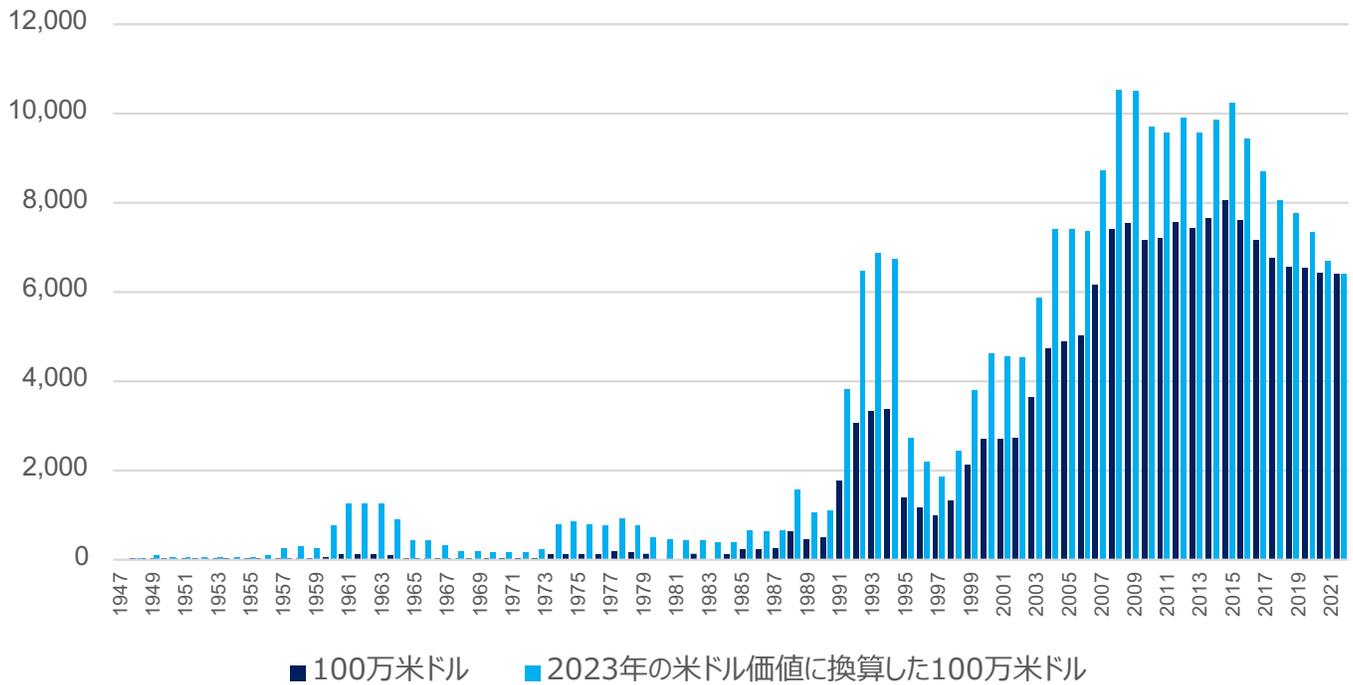
第五に、国連は現在、多国間の世界において比類のない、平和活動に関する一連のアカウントビリティとコンプライアンスのメカニズムを確立している。これらのメカニズムは、平和維持要員が自らの判断と行動に対するアカウントビリティを確保し、国連要員による国際人道法（IHL）および国際人権法（IHRL）の違反、さらにはその他の不正行為のリスクを軽減する。国連のコンプライアンスの枠組みは、また、他の治安部隊がその地域で活動（対テロ活動を含む）を行う際の、国際人道法と国際人権法の違反のリスクおよび文民への危害を軽減する手段としても機能している。

最後に、時間をかけて、国連は相当に効果的に学習する組織となってきた。教訓をより効果的に収集し活かす余地は残されているものの、国連は成功と失敗の双方から学び、新たな専門分野、政策、指針、手続き、実践を発展させる能力を示してきた。平和維持活動に関して、国連は100を大きく超えるT/PCCsに対して、学習と業務遂行基準の普及を促進してきた。そのため、75年以上を経て、国連の職員・要員は平和維持活動に関する豊富な専門的知見を培ってきており、これは継承され、活用されるべきものである。これらの専門的知見により、国連は平和活動

13 以下参照：World Development Report 2011: Conflict, Security, and Development (World Bank, 2011), pp. 60-65, <https://hdl.handle.net/10986/4389>.

## 図4：国連平和維持活動費用 1947年-2023年

出典：国連およびCPI（消費者物価指数）データ



に関連する全ての分野にわたる、充実した政策、指針、訓練モジュールのポートフォリオを有している。

これらの特徴は、加盟国が結束して行動できるならば、国連は進化する脅威の状況に対応する能力を持つはずであることを示している。

# 4. 脅威の状況

世界は、ますます不安定で、不確実で、複雑で、争いの多い場所となっている。国連平和維持活動は、加盟国が今日そして明日の国際的平和と安全保障に立ちあがる複合的な脅威に対応することを助ける、重要な手段となり得る。

## 4.1 武力紛争

国連は、武力紛争が増加し、都市化・国際化する、世界情勢に直面している。国家間および非国家間の武力紛争は、2010年以降急増し、2023年までに、世界中で130件以上発生している（図5）<sup>14</sup>。その大半は国内紛争であったが、波及効果と国家・非国家双方の外国勢力の関与により、国際化した紛争であった。反政府勢力、民兵組織、部族派閥、カルテル、傭兵を含む、武装集団も急増している。民間警備会社も同様である。アクターと問題の複雑さにより、多くの紛争は長期化し、和平を達成するのがより困難になっている。また、大規模な残虐行為、外国の干渉、犯罪行為も、解決をより困難なものとしている。特に政府が「テロリスト」や「犯罪者」とレッテルを貼った武装集団との交渉を拒否する場合、その傾向が顕著である。これらの戦争は、多大な死傷者と記録的な強制移住者を生み、経済を破壊し、深刻な環境破壊をもたらす、通常のコストを伴う軍事支出の大幅な増加を引き起こしている。国内および国家間の不平等の拡大は、これらの動きに拍車をかけるだけだろう。

国連平和維持活動の将来にとって、武力紛争に関連する4つのさらなる傾向が、特に重要である。第一に、軍事展開によって係争地を占拠する領土紛争における、土地の収奪の継続がある<sup>15</sup>。第二に、都市戦、ギャングの暴力、テロ、そして組織的な

暴動を含む、都市における暴力の増加である。この結果、世界のほとんどの地域において、都市は政治的動員と暴力の場としてますます重要な位置を占めるようになってきている<sup>16</sup>。第三に、1960年代以降の海洋紛争の増加により、世界の海洋において、より暴力的な対立が見られるようになってきている<sup>17</sup>。そして第四に、現代の内戦のほとんどが過去の内戦の再発であるという事実は、強固な政治制度の構築が、これらの国々が紛争の罠から抜け出す唯一の妥当な方法であることを意味している<sup>18</sup>。

## 4.2 新興技術の兵器化

技術の急速な進歩と融合により、国家・非国家主体の双方が新興技術を兵器化している。スマートフォン、即席爆発装置（IED）、ドローン（陸上、海上、空中）の組み合わせによる殺傷兵器の台頭は、この課題を象徴的に示している。人工知能（AI）の軍事利用により、兵器、監視、標的設定システムの自律性が高まっている。また、これらの技術はより手頃な価格になりつつあり、さらに多くの武装集団に普及する可能性が高い。このような技術の進歩により、軍備管理、緊張緩和、信頼醸成メカニズムは、その範囲と複雑さの両面で変化を迫られている。バイオテクノロジー、特に合成生物学と計算生物学における革新的な発展により、生物兵器の製造と拡散には新たな道が開かれている<sup>19</sup>。最も蔓延しているのは、デジタル技術の悪意ある使用が、有害な思想を前例のない速度と規模で55億人以上のインターネットユーザーに拡散できることである。国家・非国家主体がこれらの技術を利用しており、これにはアフリカのジハーディストから白人至上主義に動機づけられた集団まで、テロリズムに関連する組織も含まれる。彼らは、世界的な規模での情報汚染と、デジタルの誤情報、

14 ウプサラ紛争データプログラム（Uppsala Conflict Data Program）, <https://ucdp.uu.se/>.

15 Dan Altman, "By Fait Accompli, Not Coercion: How States Wrest Territory from Their Adversaries," *International Studies Quarterly*, 61:4 (2017): 881-891, <https://doi.org/10.1093/isq/sqx049> and Dan Altman, "The Evolution of Territorial Conquest After 1945 and the Limits of the Territorial Integrity Norm," *International Organization*, 74:3 (2020): 490-522, <https://doi.org/10.1017/S0020818320000119>.

16 Henry Thomson, Karim Bahgat, Halvard Buhaug, "Urban Social Disorder 3.0," *Journal of Peace Research*, 60:3 (2023): 521-531, <https://doi.org/10.1177/00223433221082991>.

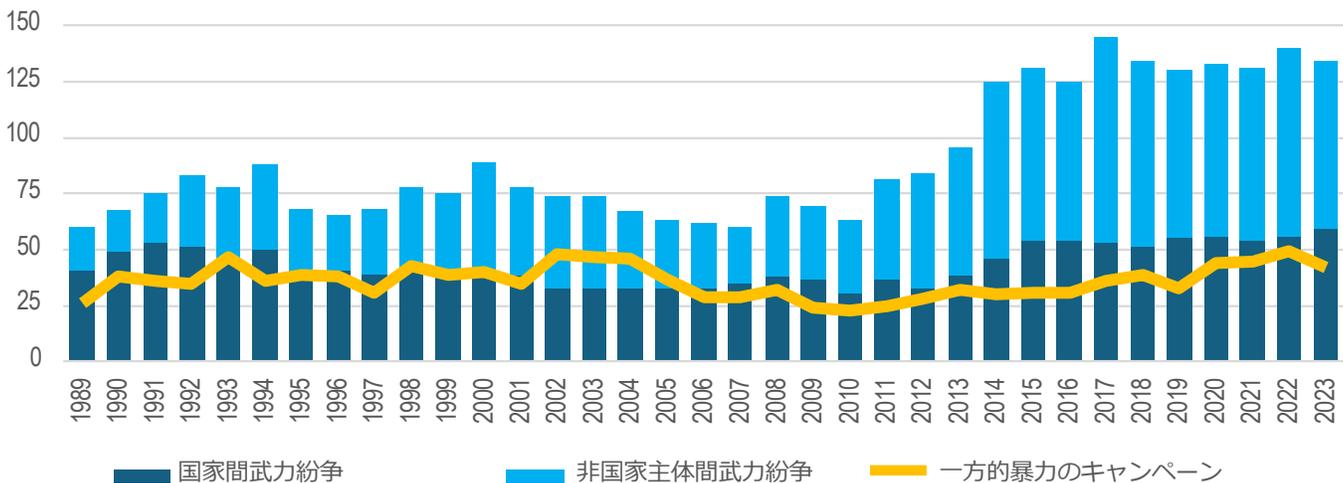
17 Sara M. Mitchell, "Clashes at Sea: Explaining the Onset, Militarization, and resolution of Diplomatic Maritime Claims," *Security Studies*, 29:4 (2020): 637-670, <https://doi.org/10.1080/09636412.2020.1811458>.

18 Barbara Walter, "Why Bad Governance Leads to Repeat Civil War," *Journal of Conflict resolution*, 59:7 (2015): 1242-1272, <https://doi.org/10.1177/0022002714528006>.

19 Fabio Urbina et al, "Dual use of artificial-intelligence-powered drug discovery," *Nature Machine Intelligence*, 4 (March 2022): 189-191, <https://doi.org/10.1038/s42256-022-00465-9>.

## 図5：世界の武力紛争 1989年-2023年

出典：ウプサラ紛争データプログラム（UCDP）, <https://ucdp.uu.se>



偽情報、悪意のある情報、ヘイトスピーチ（MDMH）の台頭によって特徴づけられる、現在の「情報無秩序<sup>20</sup>」の時代を悪用している。MDMHは、利用者と社会の安全よりも、利益を優先する無責任なソーシャルメディアプラットフォームによって可能となった<sup>21</sup>。これは、人々が不確実性と変化を経験する時期である武力紛争、重要な政治的出来事、危機の際に、特に顕著である<sup>22</sup>。MDMHは、選挙の完全性を傷つけ、人種や民族の違いに沿って憎悪を煽り、有害なジェンダー規範を強化し、女性や多様なジェンダーの人々の声を沈黙させることなどによって、受入国における分断を助長している。MDMHはまた、平和維持活動への同意と支持を弱め、平和維持要員の安全とセキュリティを脅かし、平和維持活動の効果を弱めている<sup>23</sup>。

### 4.3 国際的な組織犯罪

グローバル化の影の面は、国際的な組織犯罪（TOC）の台頭である。これは武力紛争を助長、促進、長期化させ、平和維持活動や平和構築を妨げてきた。TOCには多様なアクター、

組織構造、資金獲得方法が含まれる。今日の多くの不正市場は、人、武器、外来種の取引から、麻薬、データ、大量破壊兵器（WMD）の取引まで、多岐に及んでいる。これらは組織犯罪ネットワークの連携によって管理されており、その協力関係は流動的、規則的、体系的で、利益に焦点を当てている。このような犯罪は、国家が脆弱であるか加担している場合、社会的不平等が大きい場合、モノや人々が国境を迅速に越える場合、オンライン決済システムや暗号通貨が繁栄している場合に増大している。このような状況は、汚職の機会、政府関係者との癒着の機会、不処罰の機会を与える。さらに、国家間の法律や規制の違いは、こうした組織に悪用の機会を生み出し、その国境を超えた側面をより助長している。TOCは全ての地域にとって重大な問題である。その有害な影響は、人々、企業、国家、さらには生物多様性までも脅かしており、しばしば暴力的である。しかし、貧困に陥り、疎外され、周縁化された人々にとって、TOCは機会と利益をもたらすことがあり、時には代替的なガバナンス形態を生み出し、政府に代わってサービスや保護を提供することもある。要するに、国連は、国際組織犯罪がどのように国家を弱体化させ、国内外で法の支

20 Claire Wardle and Hossein Derakhshan, *Information Disorder* (Council of Europe report DGI(2017)09, 2017), <https://rm.coe.int/information-disorder-report-versionaugust-2018/16808c9c77>.

21 *A New Agenda for Peace* (UN Our Common Agenda Policy Brief 9, July 2023), p. 6, <https://dppa.un.org/en/a-new-agenda-for-peace>.

22 以下参照： Kelly M. Greenhill and Ben Oppenheim, "Rumor Has It: The Adoption of Unverified Information in Conflict Zones," *International Studies Quarterly*, 61:3 (2017): 660–676. <https://doi.org/10.1093/isq/sqx015>.

23 以下参照： *Information Integrity: Addressing Mis/Dis/Malinformation and Hate Speech in Peacekeeping Settings* (UN DPO Policy, forthcoming), para. 1.

24 Report of the Secretary-General's High-level Panel on Threats, Challenges and Change, *A more secure world: Our shared responsibility* (UN, 2004), p. 53, [https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/hlp\\_more\\_secure\\_world.pdf](https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/hlp_more_secure_world.pdf).

配を損なっているのか、という問題に立ち向かわなければならない。

## 4.4 気候緊急事態

何十年にもわたる警告の後も、世界の指導者たちは依然として、地球の気候緊急事態を緩和するための十分な行動を起こすことができていない<sup>25</sup>。地域的な温暖化、海面上昇、より頻繁で極端な気象現象が新たな日常となっている。予測可能な結果として、さらに重大な気候変動が未だ進行中である<sup>26</sup>。一方で、人類の産業活動と気候変動は、前例のない速度で生態系と生物多様性を破壊し、社会的不平等を悪化させ、これにより政治的不安定性のリスクを高めている。気候変動と環境ストレスは、平和維持要員が派遣されている、あるいは将来派遣される可能性のある地域を含め、組織的暴力のリスクを高める可能性もある。気候緊急事態の悪影響は、人類社会全体で非常に不均等に感じられており、しばしば最も責任の少ない人々に最も強い打撃を与えている。これは、戦争がさらなる環境破壊を引き起こす紛争地域において、特に顕著である。例えば、南スーダンのベンティウ市周辺では、4年間にわたる未曾有の降雨が壊滅的な洪水を引き起こし、農地、先祖代々の家屋や道路は水没し、ベンティウ市が島と化したため、何十万人もの市民が「気候緊急事態の人質」となっている<sup>27</sup>。国連平和維持要員は、肯定的な環境遺産を残すことを目標として、こうした新たな現実への適応、環境負荷の削減、グリーンエネルギーへの移行支援を開始している。

## 4.5 公衆衛生上の緊急事態

1996年から2022年の間、70種類の感染症に関連して、世界中で2,300件近いパンデミック性およびエピソード性の疾病の発生があった<sup>28</sup>。国連平和維持要員は、西アフリカ、コンゴ民主共和国、ハイチを含むいくつかの地域で、その最前線にいた。急速な国際的移動と貿易、限定的な世界的疾病監視と制御、バイオセーフティ規範に関する国際的な合意の欠如、国家保健システムの不備、医療従事者の大幅な不足により、感染症は急速に拡散する。結論は明確なはずである。パンデミックは根絶できず、管理されねばならない。2つの関連する傾向が、国連平和維持活動の将来にとって特に関連性が高い。第一に、パンデミックと平和には関連性がある。世界保健機関（WHO）の議題にある疾病発生の70%は、脆弱国家と紛争の影響を受けた地域で発生している。このため、WHOの平和のためのグローバルヘルス・イニシアティブは、紛争の力学に配慮し、平和の成果に貢献できる保健プログラムを設計している<sup>29</sup>。第二に、影響力のあるアクターが政治的または経済的利益のために感染症の蔓延を操作し続けるため、世界的な保健の取り組みに対する公衆の不信感と医療に関する誤情報が増加するだろう。そのため、パンデミックには医療的介入だけでなく、政治的解決策と医療従事者の保護が必要となるだろう。

これらの相互に関連する脅威とリスクは、今後の国連平和維持活動が活動する舞台を形作っている。これらが国際の平和と安全を脅かす場合、国連は行動する意思と備えを持たなければならない。以下に概説するモデルは、実行可能な対応を考えるための方法を提供するものである。

25 Sophie Boehm et al, *State of Climate Action 2023* (Systems Change Lab, 2023), <https://climateactiontracker.org/publications/state-of-climate-action-2023/>.

26 James E. Hansen et al, "Global warming in the pipeline," *Oxford Open Climate Change*, 3:1 (2023), kgad008, <https://doi.org/10.1093/oxfclm/kgad008>.

27 Charlotte Hallqvist, "South Sudan's hostages of the climate emergency," UNHCR, 22 June 2023, <https://www.unhcr.org/news/stories/south-sudan-s-hostages-climate-emergency>.

28 J.A.T. Munguía et al, "A global dataset of pandemic- and epidemic-prone disease outbreaks," *Nature: Scientific Data*, 9, 683 (2022), <https://www.nature.com/articles/s41597-022-01797-2>.

29 WHOグローバルヘルスと平和のイニシアティブ（WHO Global Health and Peace Initiative）, <https://www.who.int/initiatives/who-health-and-peace-initiative>.

# 5. 国連平和維持活動の未来： マンデート、モデル、実施形態

本研究が描く国連平和維持活動のビジョンは、政治的に焦点を定め<sup>30</sup>、人々を中心に据えた<sup>31</sup>、モジュール型ツールとして、広範な脅威や課題に対する効果的な多国間対応において、安全保障理事会（安保理）を結束させることができるものである。適切な政治的リーダーシップ、効率的な管理、十分に予測可能な財源を含む支援があれば、このビジョンは現実のものとなり得る。安保理は、現在および新たに生じる、そして多くの場合、相互に関連する脅威に対処するための、強固なものを含むマンデートを採択する裁量を持っており、また、特定のニーズに柔軟に対応させながら広範な平和維持活動のモデルと実施形態を活用することができる。マンデートが平和維持活動の戦略的方向性を定めるべきである一方、モデルは、フィールドで関連する任務群を実施するために、設計され、必要に応じて、組み合わせることができる。安保理と事務局は、その上で、国連システム、加盟国、地域機関とのパートナーシップを含むその他のアクターが持つあらゆる能力を活用しながら、ミッションを維持し、より効果的かつ効率的なものにするために、機敏で、柔軟で、適応性のある実施形態を策定することができる。これらのモデルと実施形態の成功には、全ての国連加盟国が分担金を期限内に全額支払うという、国連平和維持活動のための健全な財政基盤、そしてミッション指導部と事務局による健全な財政管理も必要となるだろう。

## 5.1 マンデート

1940年代以来、国連平和活動は数百の異なる任務を実施するよう委任されており、個別のミッションの中には100を優に超える任務を与えられたものもある。これほど多くのマンデート任務を管理可能な方法で整理するため、国連平和ミッション・マンデート・データベースは、図6に示されるように、これらを約40の活動群に分類した<sup>32</sup>。

**本研究が描く国連平和維持活動のビジョンは、政治的に焦点を定め、人々を中心に据えた、モジュール型ツールとして、広範な脅威や課題に対する効果的な多国間対応において、安全保障理事会を結束させることができるものである。**

安保理または総会のどちらによって承認されるかにかかわらず、ミッションのマンデートの主要な役割は、「明確な戦略的方向性を示すこと」である<sup>33</sup>。しかし、これは常に実現されてきたわけではなく、安保理は時として、「既存の資源の範囲内で」履行しなければならない重要な任務を追加してきた。これは加盟国の支払

30 平和維持活動は政治的戦略に基づき、それによって導かれるべきである。以下参照：HIPPO Report, and C34 Report, A/78/19, 2024, para. 113.

31 モジュール型平和維持活動とは、異なるモデル、能力パッケージ、実施形態を組み合わせ、様々なパートナー（国連システム内外）と緊密に協力することにより、特定の状況に合わせて柔軟なミッションを設計することを意味する。初期の設計とパートナーシップの取決めは、状況の進展に応じて見直される。

32 以下参照：<https://www.peacemissions.info>。国連の安保理担当局は、マンデート任務を約20の構成要素に分類している。1) 現地の警察・軍事力の支援、2) 停戦監視、3) 海洋の安全保障、4) 治安監視、巡回、抑止活動、5) 人道支援要員、国連要員・施設の保護、要員・装備の自由な移動、6) 治安部門改革（SSR）、7) 非軍事化と武器管理、8) 人道支援、9) 人権、女性・平和・安全保障、子供と武力紛争、10) 法の支配と司法事項、11) 政治プロセス、12) 選挙支援、13) 国家機関の支援、14) 国際協力・調整、15) 制裁体制の支援、16) 広報、17) 文民・軍事調整、18) 緊急時対応計画、19) ミッションの影響評価、20) （1999年以降）難民・国内避難民を含む文民の保護、21) 国連憲章第7章に基づく任務防衛のための武力行使の権限付与

33 S/2023/646, para. 75.

い状況に起因する資金繰りの課題に直面しているミッションにとっては、特に困難であった。その結果、ミッションに過度の負担がかかり、安保理と紛争当事者の政治的関心が多く面で分散することとなった。これは、また、多くの異なる任務を含む断片化された任務を生じさせ、ミッションがそれら全ての任務を効果的に遂行する能力を損なうこととなった<sup>34</sup>。

対照的に、C34報告書が強調してきたように、マンデートは「明確で、的を絞り、優先順位を付け、順序立てられ、達成可能で、現場の状況に適応可能であり、...そして持続可能な政治的解決を追求するため、適切かつ十分な財政的・人的資源と見合った<sup>35</sup>」ものであるべきである。平和維持活動のモデルは、そのようなマンデートの策定に役立つ。さらに、「既存のマンデートに変更が加えられる場合、平和維持活動が新たなマンデートを遂行するために利用可能な資源についても、それに見合った変更がなされるべきである<sup>36</sup>」。事務総長による最近の財務データと報告は、十分に適切で予測可能な財源には、加盟国が適切な予算水準を承認し、またこれらの予算のための資金を適時に提供することが必要であることを示している<sup>37</sup>。

今後、事務局は、ミッションのマンデートが正式に承認される前の計画段階に、より積極的に関与すべきである。本研究は、「事務局は、新たなミッションのための部隊その他の資源水準を勧告する際には、安保理が聞きたいことではなく、知る必要があることを伝えなければならない<sup>38</sup>」というブラヒミ報告の以前の勧告を支持する。さらに、安保理によってミッションのマンデートが発出された後は、事務局が「平和維持活動のマンデートに関する適切で現実的で率直な分析、フィードバック、提言を提供する<sup>39</sup>」ことが不可欠である。同時に、事務局は、フィールド・ミッションのライフサイクル全体を通じて、その効率を率直に報告し、ミッションが当該国から撤収する際に肯定的な遺産を残したかどうかを含め、望ましい成果をもたらしたかどうか、明確に示す責任がある。

## 5.2 モデル

本節では、国際の平和と安全保障に対する伝統的および新しい脅威と課題に対応するために国連が使用できる、30の平和維持活動モデルを要約する（図1）。将来の平和維持活動に向けて広範なモデルと実施形態を検討する妥当性は、3つの部分から成る。第一に、これらのモデルは、国連平和維持要員が歴史的に求められてきた数多くの活動 – その大半は今日でも妥当である – について、簡潔で有用な振り返りを提供する。第二に、モデルやその他の選択肢を検討することは、安保理と潜在的な受入国の双方にとって、国際の平和と安全保障に対する新興の脅威に対応するために必要となる、先見的な思考の具体化にも役立ち得る。最後に、様々な実施形態とモジュール型のアプローチは、平和維持活動の編成の仕方について多くの方法を明らかにし、固有の状況に応じたミッションの調整、時間の経過に伴う適応と国連システムの内外における幅広いパートナーとの協働方法の検討に役立つ。

### 各モデルは、望まれる戦略的目標、潜在的なマンデート任務群、成功裏の展開を可能にする関連能力の簡潔なリストから成るパッケージを示す。

これらのモデルは、安保理、総会、事務総長によって承認されたこれまでの平和維持のための活動の検証、および国連加盟国、国連職員、地域的な取極め、市民社会や学術界の専門家との広範な協議に基づき、研究チームが開発したものである。これらのモデルは、長年の伝統的な平和維持活動任務の組み合わせと、変化した状況下で伝統的任務を新たな技術を用いてどのような異なる方法で遂行し得るかを示し、さらに将来の国連平和維持活動における実現可能性のある新規の活動の見通しを提案するものである。しかし、これら各モデルの政治的実現可能性とその成功の見込みは、そのモデルの展開が検討される具体的な状況に照らしてのみ、現実的に評価することができる。

34 Robert A. Blair, Jessica Di Salvatore, Hannah M. Smidt, "When Do UN Peacekeeping Operations Implement Their Mandates?" *American Journal of Political Science*, 66:3 (2022): 664-680, <https://doi.org/10.1111/ajps.12650>.

35 C34 Report, A/78/19, 2024, para. 121.

36 C34 Report, A/78/19, 2024, para. 32.

37 事務総長による財政状況報告書、および管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長と財務官による説明を参照 <https://www.un.org/en/ga/contributions/financial.shtml>.

38 The Panel on United Nations Peace Operations, A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000, p. x.

39 C34 Report A/78/19, 2024, para. 123.

## 図6: 国連平和維持活動におけるマンデート任務の頻度 1948-2023年

出典: 国連平和ミッション・マンデート・データセット、<https://www.peacemissions.info>

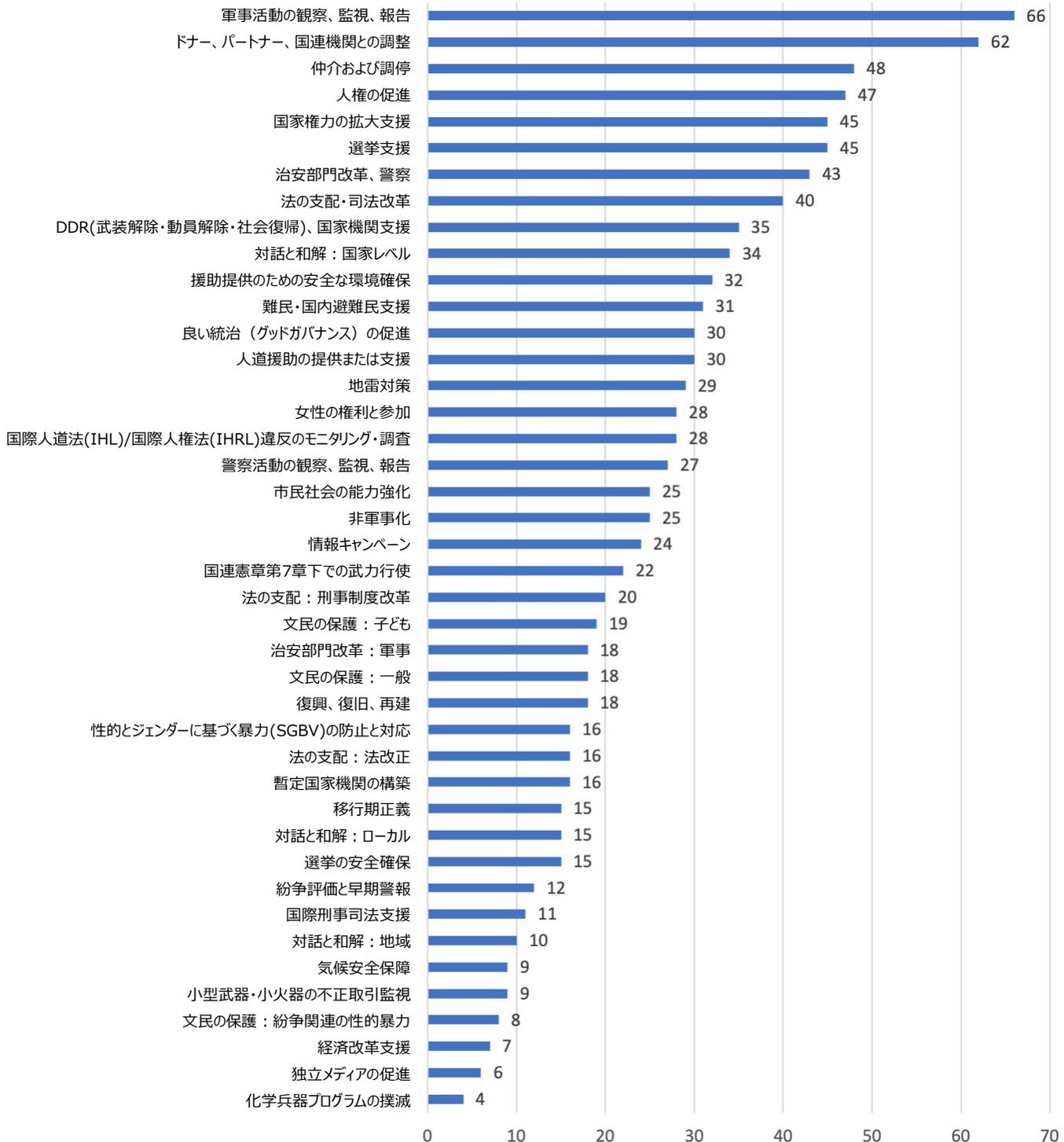


図1：未来の国連平和維持活動のモデル

 1. 予防的展開	 11. 選挙の安全確保と支援	 21. 自然災害対応
 2. 残虐行為の防止	 12. 武装解除・動員解除・社会復帰	 22. 人道支援への同行／保護
 3. 文民の保護	 13. 治安部門改革とガバナンス	 23. 文化遺産保護
 4. 停戦監視・観察	 14. 法の支配／法執行支援	 24. 天然資源保護
 5. 監視・観察・報告	 15. 警察支援	 25. 国境管理
 6. 検証	 16. アカウンタビリティ・メカニズムへの支援	 26. インフラの安全確保
 7. 和平協定の支援	 17. 組織犯罪対策	 27. サイバー・セキュリティ
 8. 新国家支援	 18. 地雷対策／爆発物除去	 28. 地域的な安全保障
 9. 移行支援	 19. 緊急的人道対応	 29. 都市の安全保障
 10. 暫定統治	 20. 公衆衛生支援	 30. 海洋の安全保障

これらのモデルは、複雑な課題群を単純化して表現したものである。各モデルは、望まれる戦略的目標、潜在的なマンドート任務群、成功裏の展開を可能にする関連能力の簡潔なリストから成るパッケージを示す。これらのモデルは、平和維持活動ミッションのための厳格な雛形ではない。むしろ、これらは網羅的ではなく柔軟な、また一部が重複する、選択肢のリストを示すものである。安保理はいかなるモデルの組み合わせを選択するにせよ、戦略的な一貫性を保持すべきであるという理解に基づき、安保理は特定の状況に対応するために、このリストから選択することができる。また、これらのモデルは受入可能性のある国やその他の紛争当事者に対し、関連する安保理決定に基づき、彼らのニーズに対処し、持続可能な平和を促進するために国連が利用できる

多様な平和維持活動の手段について、より良い理解を提供するはずである。

これらのモデルは、単一のモデルに基づく的を絞ったミッションの設立にも、複数のモデルを包含するより広範な目的を持つ活動の設立にも利用することができる。短期のミッションにも、より長期の活動にも利用することができる。ミッションの期間自体は、その有効性を評価する合理的な基準とはならないものの、全てのミッションは、その成果の持続可能性をいかに強化するかについて、早期から真剣に検討すべきである。モジュール型アプローチはまた、平和維持活動のライフサイクル全体にわたる異なる段階の設計を支援することによって、柔軟性を提供し得るものである。例えば、短期の専門的なミッションを、複数のモデルを組み合わせたより

広範な活動へと移行させることができる。同様に、これらのモデルは、出口戦略の一環として、広範なマンデートを持つ大規模なミッションを、よりの絞った小規模な活動へと移行させる計画にも利用できるだろう。

全てのモデルは、国連憲章第6章または第7章の下で承認され、適切なロジスティクスと支援体制を伴う国連の指揮命令系統の下で活動する、国連主導ミッションの展開を前提としているが、そのために国連が負う財政的負担は一様ではない。さらに、全てのモデルは、国連憲章の目的と原則、および国際人権法と国際人道法を含む、その後の関連文書に定められた他の国連の価値と規範を推進しなければならない。全てのモデルは、ジェンダーに配慮し、持続可能な平和のための政治的・戦略的な必須事項として、ジェンダーの平等と女性・平和・安全保障の議題を推進するよう設計されねばならない<sup>40</sup>。また、活動上の足跡や行動を通じて害を及ぼすことがないようし、文民の安全性を高めるよう設計されねばならない。

## モジュール型アプローチはまた、平和維持活動のライフサイクル全体にわたる異なる段階の設計を支援することによって柔軟性を提供し得るものである。

これらのモデルは、各受入国における既存の国連の取り組み、特に国連常駐調整官やカントリーチームの活動を考慮し、それらを基盤とし、強化するものでなければならない。地域的な取り組みについても同様である。この意味において、これらのモデルは、国連平和維持活動が、国連システム内外の各シナリオに関与する多様な利害関係者との間で、効果的なパートナーシップを構築し、確立する能力を有することを前提としている。ただし、これらのモデルは異なる実施形態でも履行が可能である。第5.3節で要約されているように、これらの実施形態には、他のアクターや平和活動と連続的または並行して活動する国連ミッション、合同またはハイブリッド型の取決め、国連が授権した平和活動の支援などが含まれる。最後に、そして重要なことに、これらのモデルは政治戦略

に立脚し、それによって導かれるべきである<sup>41</sup>。国連のフィールド・ミッションは、持続可能な政治的解決の追求を通じて、紛争と不安定さの原因に対処することを目指す包括的な枠組みの一環として実施される場合に、最も成功の可能性が高くなる<sup>42</sup>。



### 1. 予防的展開

**戦略的目的：**武力紛争・暴力的紛争の発生、既存・凍結中の武力紛争の激化を防止する<sup>43</sup>。

**説明：**予防的展開は、そのマンデートに応じて、文民支援部門を伴う軍事および／または警察部隊で構成される。予防的展開は、国連に、武力紛争や組織的暴力（テロやその他の残虐行為を含む）の発生、またはそれらの激化を防止するための抑止、早期警報、監視、信頼醸成の機能を提供し、それによって緊張緩和のための調停努力や政治プロセスの余地を作り出すことができる。このようなミッションは、一国内や一国内の特定地域における武力紛争、隣国での武力紛争の国境を越える波及効果、侵略の脅威を防止または抑制するための、監視および巡回活動を行うことができる。これらのミッションは、関係当事者間の調停やこの目的のために指名された特使との緊密な協力をするよう、マンデートを付与される。また、選挙前の期間などの緊張が高まった時期における国連加盟国内の暴力の鎮静化に焦点を当てることもできる<sup>44</sup>。

**関連する能力：**監視員（制服要員・文民要員）、抑止効果を持つ軍事部隊、情報・監視・偵察（ISR）/センシング技術、航空、専門知識（監視・報告、紛争評価、政治・民生、早期警報、オープンソースインテリジェンス（OSINT）、データ分析）

40 以下も参照：C34 Report A/78/19, 2024, para. 166.

41 HIPPO Report.

42 Report of the Special Committee on Peacekeeping Operations, 2021 substantive session (New York, 15 February–12 March 2021) (A/75/19, 2021), para. 113.

43 国連予防展開部隊（マケドニア）（UNPREDEP）は前者の例である。武力紛争の「再発」防止は、国連の多面的ミッションの多くが担う任務であり、そのため、このモデルには含まれていない。

44 例えば、安保理決議772（1992年）における国連南アフリカ監視団（UNOMSA）のマンデートは、南アフリカでの「暴力の鎮圧を支援する」。



## 2. 残虐行為の防止

**戦略的目的：**大規模な残虐行為が現在進行中、またはその恐れがある状況において、標的型暴力から人々を保護する。

**説明：**平和維持活動は、特に武力紛争の状況において、大規模な残虐行為を終結させ、防止することを支援できる。このような状況では、PCRS即応展開レベルで利用可能な能力を活用し、平和維持要員を迅速に展開しなければならない。この部隊は、主に軍事・警察部隊で構成され、小規模な文民支援部門を伴う。その主な目的は、文民に対する標的型暴力を積極的に抑止することである。これには、国連の文民の保護アプローチの3本柱全てにまたがる行動が含まれるが<sup>45</sup>、最初は、暴力の差し迫った物理的脅威の排除や軽減のための積極的かつ信頼性の高い抑止行動、国内避難民（IDP）キャンプや重要インフラなどの重要拠点の物理的保護、脅威に晒されている人々の安全な通行の促進、様々なレベルでの即時的な緊張緩和措置の支援に焦点を当てるのが妥当だろう。これらの努力は、実行可能な政治的解決の追求と結び付けられる必要があり、またモデル19「緊急的人道対応」下での活動とも連動する可能性がある。

**関連する能力：**高い抑止能力と機動性を持つ関連軍事・警察部隊、航空、ISR／センシング技術、専門知識（保護、紛争評価、平和維持におけるインテリジェンス、早期警報、コミュニティ関与、人権、民軍協力（CIMIC））



## 3. 文民の保護

**戦略的目的：**受入国政府とコミュニティの保護の役割を支援することを含め、物理的暴力の脅威から文民を保護する。

**説明：**平和維持要員は、武力行使を含む国連の文民保護アプローチの3本柱全てにまたがる行動を取ることで、文民を暴力から偏りなく保護することに焦点を当てる<sup>46</sup>。これには地域やコミュニティ間の調停と対話、コミュニティの関与、女性や若者の

参加支援を含む既存のコミュニティ保護メカニズムの支援、コミュニティベースの警察活動などのローカルレベルの取り組みが含まれる。また、子どもの保護や紛争関連の性的暴力（CRSV）の防止と対応に関する具体的なマニフェストを持つこともできる。このような展開は、統合的に活動する軍事・警察・文民部門で構成され、それぞれの状況において活動する広範な他の国連内外の保護アクターと共に、保護に焦点を当てた活動を調整することとなる。これらの努力は、地方・国家レベルにおける実行可能な政治的解決の追求に確固として組み込まれる必要がある。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、航空、ISR／センシング技術、関連する専門知識（文民の保護、子どもの保護、CRSV、ジェンダー、紛争評価、平和維持におけるインテリジェンス、早期警報、CIMIC、コミュニティ関与、調停、政治・民生、人権）



## 4. 停戦監視と観察

**戦略的目的：**違反行為の報告を含む、停戦取決めの監視と観察を行う。

**説明：**歴史的に最も古い国連平和維持活動のモデルとして、監視員は、非武装地帯や一時的な安全地帯、宿营地取決めを含む、休戦、敵対行為の停止、停戦合意を監視するために展開され得る。これらの任務は、陸海空で実施され、重要な事象および／または状況を調査し理解するために、地理的位置特定、時間的位置特定、分析といった遠隔オープンソースインテリジェンス（OSINT）手法を活用し得る。このモデルは、国連平和維持要員が、担当地域における事案を正確に記録・報告し、紛争当事者間の連絡にあたることのできる、中立の監視員として認識されることに依拠している。兵器やセンシング技術の進歩により、このような任務の活動形態と費用は変化している。平和維持要員は、ドローン、衛星画像、その他のセンシング技術に助けられた遠隔監視を含め、関心地域を監視する能力を向上させる必要がある。また、より多くの国軍や非国家武装集団が利用できるようになった長距離攻撃能力の著しい進歩 —これは監視地域を拡大させ、非武装地帯を迂回することを可能にする— に対応する必要もある。

<sup>45</sup> 以下参照：The Protection of Civilians in United Nations Peacekeeping, (UN DPO, Ref. 2023.05, 1 May 2023), [https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/2023\\_protection\\_of\\_civilians\\_policy.pdf](https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/2023_protection_of_civilians_policy.pdf).

<sup>46</sup> 同上参照

**関連する能力：**監視員（制服要員・文民要員）、ミッション／部隊防護、ISR／センシング技術、通信部隊、通信ネットワーク、航空、専門知識（監視・報告、OSINT、データ分析）



## 5. 監視、観察、報告

**戦略的目的：** 和平合意の履行およびその他の平和と安全に関する問題について、監視、観察、報告を行う。

**説明：** 国連ミッションは、停戦を超えて、受入国内もしくは受入国間における和平合意およびその他の様々な平和と安全保障の問題を監視することができる<sup>47</sup>。具体的な任務は状況に応じて調整され、和平プロセスや合意が存在する場合はその内容も含まれるが、安全保障、政治、経済、人権状況の監視を含むこともできる。このようなミッションは、(1) 安全保障状況の更なる悪化を防ぐことにより、政治対話に資する環境の創出を支援し、(2) 他の国連機関および地域アクターの状況認識を向上させ、(3) 国家、地域、国際的な利害関係者が新たに生じる懸念に対処することを可能にする早期警戒能力を提供し得る<sup>48</sup>。平和維持要員は、状況認識を改善し、文民への脅威の特定を含む重要な事象を調査するため、地理的位置特定、時間的位置特定、分析といった遠隔OSINT手法を活用し得る。このモデルは、国連平和維持要員が中立の監視員として認識されることにも依拠している。

**関連する能力：** 監視員（制服要員・文民要員）、ミッション／部隊防護、監視所、ISR／センシング技術、通信部隊、通信ネットワーク、航空、専門知識（監視・報告、政治・民生、OSINT、データ分析）



## 6. 検証

**戦略的目的：** 軍備管理、または暫定的な安全保障取決めや制裁体制など、その他の安全保障関連の合意の遵守を検証する。

**説明：** 少数の専門家の制服要員と文民要員が、暫定的な安全保障取決め、大量破壊兵器（WMD）、通常兵器、クラスター弾、弾薬に関する合意、そして安保理が課すその他の形態の制裁体制の遵守を検証するため、様々な形態の監視および調査を実施することができる<sup>49</sup>。平和維持要員は、重要な事象・状況を調査するため、地理的位置特定、時間的位置特定、分析といった遠隔OSINT手法を活用し得る。このようなミッションは、武器の除去、没収、破壊のために現地に展開することもできる。

**関連する能力：** 監視員（制服要員・文民要員）、ISR／センシング技術、航空、ミッション／部隊防護、専門知識（監視・報告、OSINT、武器・弾薬管理、データ分析）



## 7. 和平合意の支援

**戦略的目的：** 和平プロセス、和平合意、武力紛争の政治的解決の履行を支援する。

**説明：** このような展開は、軍事・警察・文民部門が関与し、しばしば国際化した側面を持つ国内武力紛争の文脈で実施される可能性が高い。これらのミッションは、和平合意の具体的な内容、政治プロセスの段階、問題となっている状況に合わせて調整された、広範囲一連の任務を遂行するようマンドートを付与される。歴史的に見ると、このようなミッションの規模、能力、費用は、数千人から数万人の平和維持要員まで、かなりの幅がある。最近の全ての事例において、文民の保護のマンドートが付与され、女性・平和・安全保障に関する強固なマンドートが含まれている。移行戦略の一環として、これらのミッションは、受入国における重要な能力格差の解消を支援するよう設計することもできる。これは、国連主導や国連が支援する平和活動と合同で

47 例えば、安保理決議693（1991年）国連エルサルバドル監視団（ONUSAL）は停戦合意前の監視活動に従事した。

48 ブルンジに関する安保理決議2303（2016年）では、この言葉が使われており、国連警察ミッションに「治安状況を監視し、人権侵害や人権乱用のモニタリングにおいてOHCHRを支援する」ことを委任している。

49 以下参照：<https://www.un.org/en/global-issues/disarmament>。

活動を行う、あるいはマンデートの履行を促進するその他の活動を担う、国家治安部隊の構成部隊に対する、国連人権デュー・ディリジェンス政策（HRDDP）に適合したロジスティクス支援の提供を含め、現地の治安部門に重点を置くことができる<sup>50, 51</sup>。また、ミッションの肯定的な遺産を維持できるような活動に取り組むアクターの連携体制の構築を含め、現地の平和構築および開発能力の強化を伴う可能性もある<sup>52</sup>。

**関連する能力：**現在の大規模な多面的ミッションに必要とされ、最近の国連平和維持閣僚級会合における誓約ガイドに反映されている能力と類似の能力。



## 8. 新国家支援

**戦略的目的：**新たに独立した国連加盟国において、平和と安全を強固なものにし、開発のための環境整備を支援する<sup>53</sup>。

**説明：**平和維持要員は、平和と安全、開発のための環境、効果的で民主的なガバナンス、近隣諸国との良好な関係を強固にするため、新たに設立された国連加盟国の政府に対して、様々な形態の支援と援助を提供する<sup>54</sup>。これらは、ほぼ確実に多面的なものとなり、新政権が政府の中核的機能を果たすことを支援するための相当規模の文民部門を含む<sup>55</sup>。マンデートは受入国政府のニーズに合わせて調整されるが、ミッションは複数の分野（例：ガバナンス、法の支配、経済、ジェンダーに配慮した治安部門改革を含む治安）にわたって、広範な活動を担うことができ、国連暫定統治（モデル10「暫定統治」参照）で扱われる活動の多くを含む可能性がある。

50 UNMISSの場合と同様。以下参照：S/2023/784, 18 October 2023, paras 54-57.

51 例えば、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）がコンゴ民主共和国軍（FARDC）のために、UNSOSがSNAのために、そして国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA）が中央アフリカ共和国軍（FACA）のために活動している。

52 2024年3月から6月にかけて実施されたMINUSCAの独立戦略レビューによる勧告のとおりである。

53 例えば、東ティモールにおける国連東ティモール統合ミッション（UNMISSET）（2002-05年）、南スーダンにおける国連南スーダン・ミッション（UNMISS）などである。

54 これは、UNMISSに関する安保理決議1996（2011年）の文言に基づいている。

55 例えば、UNMISSETの文民支援グループには、最大100名の国際専門家が付属されており、彼らは重大犯罪部門や人権部門を含む政府の中核的機能を担うため、東ティモールの各省庁に派遣された。

56 これらの任務は全て、過去に委任されている。例えば、国連西サハラ住民投票ミッション（MINURSO）、国連エリトリア住民投票検証監視団（UNOVER）、国連アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）、国連スーダン統合移行支援ミッション（UNITAMS）、UNOCI（国連コートジボワール・ミッション）においてである。

57 国連は、2001年にブルンジに展開された南アフリカ保護支援分遣隊と同様の任務を遂行し得る。この分遣隊は、新しい暫定政府と議会に参加するために亡命先から帰国したものの、ブルンジ国軍を信頼していなかった政治家たちの保護を行った。

**関連する能力：**多面的部門、ミッション／部隊防護、航空、専門知識（ガバナンス・サービス提供、政治・民生、その他の関連分野）



## 9. 移行支援

**戦略的目的：**国連加盟国の新たな政治秩序への移行を支援する。

**説明：**平和維持要員は、新たな政治秩序を確立するために合意されたプロセスや取決めの履行を支援する。これには、領土の地位決定、あるいは内戦の終結および／またはそれに続く独立した政体の成立を促すための住民投票プロセスの監督、憲法秩序と民主的統治への復帰の支援、争いのあった選挙の収拾期における支援と信頼醸成措置の提供が含まれる<sup>56</sup>。これらは、ほぼ確実に多面的なものとなり、現状に合わせて調整された軍事・警察・文民部門の正確な組み合わせを伴う。平和維持要員はまた、移行交渉に関与する職員や代表者の要人警護も提供し得る<sup>57</sup>。国連暫定統治（モデル10）とは異なり、移行支援ミッションは領土に対する一時的な統治権限を引き受けることはない。

**関連する能力：**多面的部門、ミッション／部隊防護、要人警護、航空、専門知識（ガバナンス、政治・民生、人権）



## 10. 暫定統治

**戦略的目的：**関係国の主権的責任を果たすため、領土に対する一時的な統治権限を引き受ける<sup>58</sup>。

**説明：**国連暫定統治は、武力紛争やその他の要因により、領域の統治が不可能または深刻な争いの対象となった場合に、これまでに設立されてきたものである<sup>59</sup>。暫定統治は、国内暫定政府を支援するミッションや占領軍と区別され、異なる権限、責任、義務を持つ。これまでの国連暫定統治のマンデートは、通常、次の5つの中核的要素を中心に設計されてきた：現地の統治能力の構築、司法能力の強化、経済再建の支援、治安の提供、当該領域の将来的な地位に関する合意に基づく明確な出口戦略である。これらの統治の意図は、戦争により荒廃した領域に対して、専門知識、資源、より良い統治、強い国際的関心を提供することにより、効果的な国家機関を構築することにある。現地のアクターと協働することで、暫定統治は新しい国家当局が正統性を構築し、現地の人々の信頼を獲得することを支援できる。これらの任務を遂行するため、暫定統治はガバナンスと行政業務に焦点を当てた相当規模の文民部門を必要とする。これらのミッション自体が軍事・警察部門を持つ場合もあれば、強固な治安能力が、柱構造の中のパートナー組織や多国籍連合によって提供される場合もある<sup>60</sup>。

**関連する能力：**多面的部門、ミッション／部隊防護、航空、専門知識（ガバナンス・サービス提供、法の支配、政治・民生、人権、経済再建）



## 11. 選挙の安全確保と支援

**戦略的目的：**信頼できる選挙実施のための安全な環境を確保し、特定分野における選挙支援を提供する。

**説明：**平和維持要員は、国連加盟国の要請に基づき、選挙関連の暴力とヘイトスピーチの防止を支援し、複数のレベル（例：地方、立法、上院、大統領）における信頼できる選挙および住民投票を支援する権限を付与される。国連の選挙支援の種類には、技術支援、好ましい環境の創出の支援、専門家パネル、選挙監視、国際監視員への運営支援が含まれる<sup>61</sup>。国連政治・平和構築局（DPPA）は、選挙支援事項に関するシステム全体のフォーカル・ポイントと窓口として機能し、マンデートに沿って、支援の要件を設定する。多岐にわたる他の国連機関（例：UNDP、UN Women、OHCHR）が関与する場合もある。ミッションの策定において、国連の選挙支援は統合され、ミッション全体の指揮下に置かれる。治安関連の任務には、治安状況の安定化および選挙過程の組織と実施のための安全確保が含まれる。これらの活動は、ロジスティクス支援および市民教育、能力構築、知識共有の取り組みなど他の形態の選挙支援と並行して行われる可能性がある。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、監視員（制服要員・文民要員）、選挙アドバイザー、ミッション／部隊防護、ロジスティクス／輸送部隊（選挙資材と人員の輸送を含む）、航空、その他の専門知識（政治・民生）

58 これは、複数の国家が争う領域で起こりうる。例えば、スーダンと南スーダンのためのAUハイレベル実施パネルは、他の選択肢とともに、この点における国連の実践を参考に、アビエイをAUまたはAUとUNの監督機関の下に置くことを提案した。しかし、この提案は実現しなかった。

59 国連憲章第6章の下でのインドネシア領バプア（UNTEA、1962-63年）とカンボジア（UNTAC、1991-93年）、そして第7章の下でのクロアチア（UNTAES、1996-98年）、東ティモール（UNTAET、1999-2002年）、コンボ（UNMIK、1999年-現在）。

60 例えば、コンボ（UNMIK、EU、NATO、OSCE）。

61 国連による監視活動は稀になっており、最後の2つのマンデート付与はブルンジ（2015年）とフィジー（2001年）である。技術支援が国連支援の最も一般的な形態となっている。



## 12. 武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）

**戦略的目的：**武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）のプロセスの実施を支援する。

**説明：**DDR活動は和平プロセスの重要な要素となっており、1989年以降、60以上の国連ミッションがこのような活動の実施を任務として課されてきた<sup>62</sup>。2005年、国連総会は社会復帰の前の12ヶ月間の「社会復帰準備」に資金提供をすることで、このようなプログラムへの支援を強化し、これによって治安上・政治上のリスクを軽減した<sup>63</sup>。一部のミッションにおいては、DDR関連の任務が主要な任務となってきた<sup>64</sup>。このようなミッションには、基本的な武装解除および宿营地式または移動式の動員解除任務を超えて、暫定的な武器・弾薬管理の取り組みや、コミュニティ暴力削減プロジェクトが含まれる。コミュニティ暴力削減プロジェクトは、元戦闘員と自警団員や犯罪組織のメンバーを含むその他の武装集団との間の、しばしば曖昧となる区別の対処に役立つことができる。また、武装集団に関与する子どもたちのDDRを支援したり、女性と少女の保護と参加を確保することを含め、暴力の生存者のための適切なスクリーニングと照会経路が整備されている状態を確立したりすることもできる。これらのミッションは、国連統合DDR基準<sup>65</sup>（IDDRS）に基づき、国連全体のDDRに関する機関間作業部会の24以上のメンバー機関を含め、DDRプロセスに関与してきた他の組織とのパートナーシップの下で実施され得る<sup>66</sup>。

**関連する能力：**多面的部門、監視員（制服要員・文民要員）、航空、即応部隊、専門知識（DDR、兵器・弾薬管理、コミュニティ暴力削減）



## 13. 治安部門改革（SSR）とガバナンス

**戦略的目的：**国際の平和と安全に対する脅威として認定された課題に直面する国連加盟国の治安部門の能力と責任あるガバナンス構造を強化する。

**説明：**平和維持要員は、国際の平和と安全に対する脅威に直面する加盟国に対して、治安要員に対する助言、技術支援、訓練、選考、採用、審査、指導など、様々な形態の支援を提供することができる。このような支援には、子どもの入隊を防止するメカニズムの開発や、あらゆるレベルでの女性の有意義な参加を確保するジェンダーに配慮した組織の構築を含む、治安部門改革と治安・防衛部門の責任あるガバナンスを目指したより広範な取り組みも含まれるべきである。これらの取り組みは、効果的で、透明性とアカウンタビリティがあり、実現可能な費用で構築でき、専門的な、全てのコミュニティを代表する治安機構の構築を目指すものである。その際、異なるコミュニティ、特に若者が、参加し貢献できると実感できるようなプロセスを通じて実現を図る。このようなミッションは、国連HRDDPに従って、受入国でこれらのサービスを提供するよう特別に編成された専門部隊を持つ文民および／または制服要員で構成される。

**関連する能力：**訓練部隊（移動訓練チームを含む）、関連する軍事・警察の専門家、専門知識（国家安全保障戦略の策定と実施、戦略的助言、訓練、SSR、防衛機関の構築、治安・防衛部門のガバナンス、ジェンダーに配慮した治安部門改革、人権、子どもの保護）

62 国連の一番初めのDDRマンドートは、国連中米監視団（ONUCA）においてである。

63 以下参照：A/RES/59/296, 15 August 2005, section VI, para. 7 and A/C.5/59/31, 24 May 2005.

64 例えば、国連アンゴラ監視団（MONUA）と国連ネパール政治ミッション（UNMIN）である。

65 <https://www.unddr.org/the-iddrs/>.

66 <https://www.unddr.org/the-iawg/>.



## 14. 法の支配／法執行支援

**戦略的目的：**国連加盟国において、法の支配／法執行の課題に対処するための能力と責任あるガバナンス構造を強化する。

**説明：**歴史的に、法の支配の欠如や水準の低さは、武力紛争のリスク増加と関連付けられてきた。このような理由や他の理由から、安保理は平和活動の一環として、複数の法執行支援イニシアティブを承認してきた<sup>67</sup>。このようなミッションは、法の支配と法執行に関する能力と専門知識の展開、および／または刑事責任追及<sup>68</sup>、拘留、訴追、刑事弁護<sup>69</sup>を含む司法・矯正システムへの支援の展開が含まれる可能性がある。新たなアプローチの一つとなりうるのは、2010年以来複数のミッションで活用されている専門警察チーム（SPT）<sup>70</sup>の範囲を、性的およびジェンダーに基づく暴力（SGBV）、犯罪インテリジェンス、コミュニティ型警察活動、外交保護、家畜保護、組織犯罪、犯罪現場管理への対応に関する技術移転と現地能力構築のために、拡大することである。今後の国連ミッションはまた、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連テロ対策事務所（UNOCT）、国際刑事警察機構（INTERPOL）を含む他の機関とも連携すべきである。

**関連する能力：**警察（編成部隊、個別警察官、SPT、訓練部隊）、矯正官、専門知識（司法支援、研修、人権）



## 15. 警察支援

**戦略的目的：**加盟国からの警察業務に特化した支援要請に対応する。

**説明：**より広範な法の支配への支援（モデル14）に加え、加盟国は、主に警察特有の課題に対処するための能力構築と

支援を国連に要請する可能性がある。国連警察は、現職の警察官に、警察改革への包括的アプローチと計画立案、公共秩序の管理、コミュニティ密着型警察活動、国境警備活動、警察の業績管理と内部/外部のアカウントビリティ、選挙に関連する警察活動の計画立案、重大犯罪および組織犯罪対策部門への支援、警察活動におけるジェンダーの多様性の促進など、最新の技術とテーマ別の専門的知見を提供することができる。また、法と秩序の状態が著しく悪化している加盟国（例：ギャングによる暴力や国境を越えた違法取引の急増）は、自国の警察やその他の法執行機関への活動支援を国連に要請することもできる。

**関連する能力：**個別の警察専門家／メンター／訓練官、警察部隊、訓練部隊、関連する文民職員、専門知識（捜査、法科学、インテリジェンス主導型警察活動、コミュニティ密着型警察活動、アカウントビリティと監督、警察による監視活動、群衆管理）



## 16. アカウンタビリティ・メカニズムへの支援

**戦略的目的：**国連安保理が特定した国際の平和と安全に対する脅威に関連する国際人道法（IHL）、国際人権法（IHRL）の重大な違反および国際犯罪を捜査・訴追するために、ハイブリッド型・国際化された刑事法廷、または他のアカウントビリティ・メカニズムを支援する。

**説明：**国家当局の要請に基づき、国際裁判官、国際検察官、またはその他の法廷職員を含むような、ハイブリッド型または国際化された特徴を持つ国際犯罪（ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、テロリズムを含む）に対する国内のアカウントビリティ・プロセスを支援するために、少数の制服要員・文民要員を派遣することができる<sup>71</sup>。任務には、移動式審問の支援、証人と裁判官の保護、国家部隊との合同活動の実施、または国家治安部隊が不在もしくは十分に機能していない地域において、国家当局の要請に基づき法廷により起訴された個人を逮捕・拘留するための「緊急暫定措置<sup>72</sup>」の採用などが含まれる。

67 例えば、ハイチ国家警察、アビエイ警察サービス、チャドの統合治安部隊があり、また安保理決議2303（2016年）において、安保理は「治安状況を監視し、人権侵害と人権乱用のモニタリングにおいてOHCHRを支援する」ための小規模な国連警察ミッションのブルンジ派遣も承認した。しかし、このミッションは展開されなかった。

68 例えば、MONUSCO（訴追支援班）、MINUSMA（テロ対策のための専門司法部門の支援）、UNMISS（移動裁判所）。

69 例えば、MINUSTAH（法律扶助事務所の支援）。

70 例えば、MINUSTAH、MINUSMA、UNMISS、MONUSCO、MINUSCA、UNITAMS。

71 例えば、UNAMSILとシエラレオネ特別法廷、国連とMINUSCAによる中央アフリカ共和国特別刑事法廷。

72 MINUSCAに関する安保理決議2149(2014年)に規定されているとおり。

**関連する能力：**捜査官（制服要員および／または文民要員）、弁護士、検察官、裁判官、支援要員、移動式審問の防護能力、ミッション／部隊防護、専門知識（拘留、矯正の専門知識）



## 17. 組織犯罪対策

**戦略的目的：**安保理が国際の平和と安全に対する脅威として認定した組織犯罪活動を防止、阻止、解体する。

**説明：**安保理は、違法経済が平和と安全保障の課題に与える影響に、ますます注目している<sup>73</sup>。国連が特に国際組織犯罪（TOC）に対処する取り組みを強化しようとしている中、平和活動は適切な手段を提供し得る<sup>74</sup>。組織犯罪対策ミッションは、国家機関（立法、司法、警察、法執行機関など）への技術的専門知識と支援の提供、犯罪ネットワークに関する情報の収集と分析<sup>75</sup>、逮捕権限を伴う「執行」措置の実施<sup>76</sup>、武器の没収や破壊を含む犯罪者や盗賊行為への対処<sup>77</sup>など、数多くの任務を実施することができる。TOC対策ミッションは、個別に調整されたマニフェスト（例：違法取引や犯罪・テロネットワークを含む、紛争の政治経済的要因へ焦点をあてる、または国境を超えた視点で刑事司法部門の支援を強化する）を受け取るべきであり、分野別の戦略（例：マネーロンダリング対策、汚職対策、暗号通貨）を策定すべきである<sup>78</sup>。これらには、汚職対策、インテリジェンス分析、金融犯罪、サイバー犯罪、テロリストの移動対策、強制労働・性的奴隷・性的搾取を目的とした人身売買の防止など、分野における専門的な知識と能力が必要となる。新たなアプローチの一つとなり得るのは、既存の専門警察チームを基盤とし、その範囲を拡大することである。TOC対策ミッションは、統合的なデータ収集・共有、監視、分析を促進するために、複数の国家、場合によっては複数の地域にまたがって展開されるべきであり、予見能力とリスク分析の強化から恩恵を受けるだろう。このようなミッションは、警察、文民、そして場合によっては軍事部門を適切に組み合わせ、それぞれの比較優位性を活かせる統合的なものでなければならない。

73 組織犯罪と不正な資金の流れに関する国連安保理決議のリストを参照：<https://globalinitiative.net/analysis/scresolutions/>。

74 *Pact for the Future*（未来のための協定）、*Global Digital Compact*, and *Declaration on Future Generations* (UN Summit of the Future Outcome Documents, September 2024), Action 25, <https://www.un.org/en/summit-of-the-future/pact-for-the-future>。

75 例えば、CICIGとMONUSCO。

76 例えば、UNMIKとUNTAET。

77 例えば、MINUSTAH、MINURCAT、UNIOGBIS、MINUSCA。

78 以下参照：Erica Gaston and Fiona Mangan, *Global Policy Considerations: Crafting a More Coherent and Effective Multilateral Response to Transnational Organized Crime* (UNU Report, 2024)。

79 INTERPOLは196の加盟国にわたってサイバー犯罪、環境安全保障、対テロに関する専門プログラムを有している。

将来の国連ミッションは、UNODC、UNOCT、関連する国連制裁パネル、さらには世界銀行、INTERPOL、関連する民間部門のアクターなど、他の組織とも連携し得る。

**関連する能力：**関連する警察および場合によっては軍事部隊、ISR／センシング技術、航空、専門知識（財務分析、汚職対策、サイバー犯罪、法科学、情報収集、OSINT）



## 18. 地雷対策／爆発物除去

**戦略的目的：**地雷処理および爆発物処理（EOD）に関連する広範な活動を実施するための安全な環境を確保する。

**説明：**地雷および不発弾（ERW）の除去は、生命を救うだけでなく、土地を安全で生産的なものに戻し、コミュニティの機能を回復させる。このようなミッションは、これらの活動が他の形態の復興や平和構築の取り組みの前提条件となる地域において、特に価値がある。国連地雷対策サービス部（UNMAS）や他のパートナーの専門知識と能力を活用し、必要な数の加盟国の軍事または警察のEODおよび即席爆発装置対策（C-IED）能力を編成し、展開することを考慮しても良いだろう。このようなミッションでは、軍事的EOD活動全般（偵察、識別、現場評価、安全化処置、無力化処置、爆発物の回収と処分（即席爆発装置（IED）を含む））、意識向上、受入国政府職員への助言・訓練・技術支援の提供、および地雷処理活動（調査、マッピング、標識設置、探知、地雷の破壊など）を含む、様々な任務を遂行することができる。状況によっては、ミッションは部隊の準備、装置の無効化、ネットワークの攻撃という主要な側面を包含するC-IED活動にも貢献する可能性がある。海上では、掃海艦を展開して海洋機雷を除去する掃海活動を実施するような海洋ミッションを設計し得る。

**関連する能力：**軍事・警察のEOD／即席爆発装置処理（IEDD）部隊、工兵、探知犬部隊、地雷除去スクリーニング装置、防護装備・防護服、ロボットシステム、専門知識（地雷リスク教育）



## 19. 緊急的人道対応

**戦略的目的：**大規模な暴力や紛争に伴う突発的な難民流入など、人道上の緊急事態への対応を支援する。

**説明：**平和維持要員は、人々が暴力や紛争から避難する際の急激で大規模かつ予期せぬ難民流入など、人道上の緊急事態に伴う安全確保およびロジスティクス上の課題を支援し得る<sup>80</sup>。彼らは、人道支援の原則<sup>81</sup>を確保するための措置を講じつつ、国連人道問題調整事務所（OCHA）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）やその他の関連機関と緊密に協力して活動し、支援対象国が公共の安全と治安の確保を促進することを支援できる。関連する任務には、ロジスティクス支援、キャンプの安全確保、キャンプの文民的・人道的性格の維持が含まれる可能性がある。平和維持要員は、警備、巡回、保護、ロジスティクス供給の役割を果たすことができる。難民および影響を受けたコミュニティの安全と尊厳の確保が最重要である。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、航空、輸送部隊、ISR／センシング技術、工兵部隊、医療部隊、CIMIC、専門知識（保護、難民、人権）



## 20. 公衆衛生支援

**戦略的目的：**公衆衛生イニシアティブと国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）<sup>82</sup>のための安全な環境を支援する。

**説明：**平和維持要員は、世界保健機関（WHO）、世界食糧計画（WFP）および他の国連機関としばしばパートナーシップを組みながら、感染症の影響を緩和するための任務を課された過去の国連ミッションから得られた教訓を基に、関連任務の分担を策定するだろう<sup>83</sup>。エボラ出血熱の場合、関連業務には、医療従事者のための安全で保護された環境の確保、医療従事者の訓練、治療施設の建設、症例の発見、接触者追跡、検査サービス、コミュニティの関与と社会的動員、そして安全で尊厳のある埋葬が含まれた。公衆衛生支援ミッションには、特定の要件が必要となる。第一に、感染、国境を越えた調整、情報共有、ウイルス伝播のモニタリングに対処するための地域的な展開である<sup>84</sup>。第二に、適切な業務分担を策定するために、多面的部門と、おそらくは他の関連組織や国連機関との統合された柱構造である。ほとんどの受入国は、軍事資源を関与させることなく、大規模な健康危機に対応する国内能力を持たないため、全体的な対応を過度に軍事化することなく、国内および国際的な軍事力をいかに関与させるかが重要な実践的課題となる。これは、文民機関が主導する統合的アプローチを確保し、展開前に関連する訓練や演習で不測の事態に備えることで、実現できる。第三に、紛争継続地帯に展開されたミッションは、医療サービスの提供のための環境を確保し、人員、施設、機器を保護することができる。戦略的コミュニケーションは、例えば平和維持要員が感染症を媒介するなどという誤情報や偽情報に反論し、受入国当局と住民がミッションを信頼することを確保するために、特に重要となる。

80 安保理決議1080（1996年）は、ザイール東部の危機を国際の平和と安全に対する脅威と認定し、多国籍軍の任務遂行の権限を付与したが、最終的に軍は展開されなかった。安保理決議1834（2008年）を基に、安保理決議1861（2009年）はMINURCATに、隣国スーダンの暴力から逃れた難民の支援を行う権限を与えた。

81 以下参照：UN General Assembly resolution 46/182, 19 December 1991.

82 PHEICは国際保健規則（2005年）において、以下のように定義されている：「疾病の国際的な蔓延により、他国の公衆衛生上のリスクを構成し、協調的な国際対応を必要とする可能性がある」と判断される異常な事態」。この定義は、深刻で、突発的で、異常または予期せぬ事態である、影響を受けた国の国境を超えて公衆衛生に影響を及ぼす、そして即時の国際的行動を必要とする可能性がある、状況を示唆している。

83 例えば、西アフリカとコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱、そしてCOVID-19。

84 これは、地理的に近接するミッション間での必要な情報、状況認識データ、能力の共有を奨励するという、既存の国連の実践を超えるものとなるだろう。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、医療支援、個人用防護具（PPE）、治療部隊、CIMIC、訓練パッケージ、接触者追跡、検査サービス、専門知識（全ての関連する公衆衛生分野）



## 21. 自然災害対応

**戦略的目的：**被害の抑制、支援物資の配布支援、安全な環境の確保、復興支援により、自然災害への国際的な対応を向上する。

**説明：**国連平和維持要員は、地震、洪水、火山噴火、さらには砲撃、ロケット弾、空爆による森林や農地の火災などの自然災害に時として対応してきた<sup>85</sup>。今後のミッションでは、大規模なハリケーン、津波、山火事などの緊急事態への対応を、多数の要員と工学機器の組織化と維持、さらに復興プロジェクトの実施により、支援し得る。新規ミッションでは、迅速な展開が極めて重要となり、理想的には、国内の災害対応で既に役割を担い、関連する訓練と装備を有する加盟国の警察・軍事組織能力を活用することが望ましい。同様に、関連する国連機関とのパートナーシップも重要となる。工学能力と工兵隊は、医療施設、道路、橋梁、空港・滑走路、学校などの重要インフラの修復や、洪水からコミュニティを守る堤防の建設において、特に重要となる。航空偵察と衛星画像能力により、自然災害への備え、対応、復興を監視できる。予測可能な災害もあり、関連するミッションはそれに応じて設計されるべきである。例えば、季節的な洪水に直面するミッションは、水上や水中での活動を可能にするため、ボート、水陸両用車、その他の装備と共に展開されるべきである。将来の自然災害は気候変動と関連する可能性がある。気候変動の悪影響は既に複数の国連ミッションのマンデートにおいて、認識されている。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、軍事工学、工兵隊、輸送部隊、ISR／センシング技術、医療施設と退避、ロジスティクス、資源の備蓄（食料、水、PPEなど）、捜索救助、航空、海軍関連装備、専門知識（復興、建設、人道支援、民生、人権）



## 22. 人道支援への同行／保護

**戦略的目的：**脅威の高い環境下において、人道支援要員を保護する。

**説明：**軍事部隊、および場合によっては警察部隊を、人道支援アクターと緊密に連携し、人道支援の原則を守るための措置を講じながら、彼らの保護のために展開することができる<sup>86</sup>。このような展開は、非国家武装組織が支配する地域を含む、単一の受入国内で実施することもできるし、また安保理による承認を得た場合には、国境を越えた活動を実施することもできる<sup>87</sup>。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、移動する人道支援要員の防護能力、戦闘護送中隊、航空、C-IED、ISR／センシング技術、緊急展開部隊

85 例えば、2010年のハイチ地震、2021年のゴマでの火山噴火、南スーダンの文民保護（POC）サイトおよびソマリアのAU基地での大規模な洪水がある。このような火災は、イスラエル・レバノンのブルーライン（停戦ライン）における紛争の危険な特徴となっている。

86 国連総会決議46/182（1991年12月19日）参照。安保理は以前にも平和維持要員にこのような任務を承認してきた。これには、安保理決議776（1992年）に基づくボスニアのUNPROFORによるUNHCR職員への保護、安保理決議751（1992年）と安保理決議814（1993年）に基づくソマリアでのUNOSOMによるICRCと非政府組織の保護が含まれる。

87 安保理決議2165（2014年）は、国連機関にソマリアへの人道支援物資を届けるための越境ルートの使用を承認した。



### 23. 文化遺産保護

**戦略的目的：**武力紛争および組織的暴力の際に、文化遺産を保護する。

**説明：**紛争やその他の大規模な暴力の際、文化遺産がしばしば標的となる。このような展開は、安保理が国連マリ多面的統合安定化ミッション（MINUSMA）に対し、「UNESCOと連携して、マリの文化的・歴史的遺産」を攻撃から保護するようマンデートを付した、安保理決議2100（2013年）で確立された先例に基づくものとなる。また、平和維持要員は、受入国政府が関連する能力を欠く場合、自然災害から文化遺産を保護する役割を果たす可能性もある（モデル21「自然災害対応」参照）。より一般的には、安保理決議2347（2017年）が、国連平和維持要員は、適切な場合には「武力紛争下における文化遺産の破壊、不法な発掘、略奪、密輸からの文化遺産の保護」に従事すべきであると確認している。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、航空、ISR／センシング技術



### 24. 天然資源保護

**戦略的目的：**紛争解決および法の支配とガバナンスの強化に直接関連する場合において、天然資源を保護するための国家の取り組みを支援する。

**説明：**平和維持要員は、天然資源に関する行政と責任あるガバナンスの回復および天然資源の違法な搾取からの保護を目的とした、法や規制の執行において、国家当局を支援することができ、また受入国における天然資源管理を支援すること

も可能である<sup>88</sup>。これは、希少化・枯渇していく資源が、違法武装集団により戦争の戦術として使用されている場合に、特に重要となる。平和維持要員は、天然資源管理における役割を踏まえ、他の国家監督機関並びに国際金融機関（IFIs）および関連する地域機関と並行して活動する必要がある。要請があれば、平和維持要員は、武装集団の存在が保護区域を脅かしている場合の野生動物公園への警備の提供を含め、森林や珊瑚礁などの自然生態系や国の野生生物の保護も支援することができる<sup>89</sup>。

**関連する能力：**警察および法の支配に関するアドバイザー、関連する軍事・警察部隊、専門知識（関連する天然資源、経済）



### 25. 国境管理

**戦略的目的：**国際の平和と安全に対する脅威とみなされる状況において、国境の警備、管理、監視を支援する。

**説明：**平和維持要員は、戦闘員が国境を越えて移動する可能性のある、戦争終結後または武力紛争が継続している状況において、そのような移動を監視し、抑止するために展開される<sup>90</sup>。また、国際的に認められた国境の監視、国境侵犯の抑止、主要地域の地雷除去を含む国境の画定・境界標示を促進する条件の創出支援など、より広範な任務を遂行し得る<sup>91</sup>。このような展開は、政府の歳入徴収を強化することができる、人と商業の正当な越境移動を促進し、また不正な物品、武器、人の越境移動を防止することを含む、国境管理や越境協力も支援することができる。また、税関業務の実施や輸出管理問題の支援も含まれる可能性がある。展開時には、平和維持要員は、安保理決議1373（2001年）におけるテロ資金供与や安保理決議1540（2004年）におけるWMDの拡散に関連するものなど、安保理の進行中の国境管理スキームを支援することができる。

**関連する能力：**関連する警察・軍事部隊、税関、法執行、ISR／センシング技術、航空、専門知識（不正市場、国境管理、税関、人権）

88 例えば、UNTACは木材に関する制裁体制の実施を支援し、UNMILは政府による天然資源の適切な管理の回復を支援し、UNISFAはスーダンのアピエイ地域の石油インフラを保護した。

89 例えば、MONUSCO。

90 例えば、UNOCIとUNMIL、ONUBとMONUC。

91 UNMEEによって実施されたとおり。



## 26. インフラの安全確保

**戦略的目的：**国防を含む国家の中核機能、および基本的なサービス提供に必要な重要インフラの要素を保護する。

**説明：**（潜在的な）武力紛争や組織的暴力の状況下で展開される可能性が高いため、平和維持要員の大半は軍事要員となる可能性が高いが、警察・民間部門も必要となる可能性がある。武力紛争の状況下では、場所（例：港湾、空港、道路）、施設（例：原子炉、ダム、医療施設）、都市部の居住地や都市（モデル29「都市安全保障」参照）、その他の重要インフラ（例：石油インフラ<sup>92</sup>、海底インターネットケーブル、発電所・送電網、通信センター、モデル27「サイバー・セキュリティ」参照）の安全確保が例として挙げられる。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、航空、専門知識（関連するインフラ、OSINT）



## 27. サイバーセキュリティ

**戦略的目的：**国防を含む国家の中核機能、および基本的なサービス提供に必要な重要インフラの要素を保護する。

**説明：**オンライン利用者数が記録的に増加し、国家機関の中核機能がインターネットへの依存を深める中、デジタル情報システムはより重要性を増しているものの、依然として脆弱で、重大な被害をもたらすように操作される可能性がある。平和維持活動は、国際法の遵守、および情報通信技術の使用における国家の責任ある行動に関する合意された規範、規則、原則の実施を支援し得る<sup>93</sup>。平和維持要員は、物理的な平和活動の

一環としてサイバー手段・方法を使用することも、サイバー空間における純粋なオンラインでの活動に従事することもできる<sup>94</sup>。オンラインの活動には、「デジタル・ブルーヘルメット」—サイバー能力とコンピュータシステムの専門家— が関与し得る。関連する民間部門のアクターとのパートナーシップと協力が重要となるだろう。情報セキュリティとサイバーセキュリティのミッションは、サイバー侵入の防止、生命と生活の維持に不可欠な情報・コンピュータシステム・ネットワークの保護、加盟国への技術支援とアドバイスの提供、悪意のある活動とMDMHの監視、分析、報告を行う信頼できる調査者としての行動、コンピュータシステムとネットワークのセキュリティ保護の支援、特定の脅威とその帰属の特定含む国家当局への的を絞った運用支援の提供、さらには悪意のあるサイバー・アクターの妨害に積極的な役割を果たすことなど、様々な任務を実行するようマニフェストを付与される。また、国連が人を保護する目的で、サイバー活動を実施する可能性もある（モデル2「残虐行為防止」参照）<sup>95</sup>。

**関連する能力：**情報の完全性能力、コンピュータシステム（ハードウェア、ソフトウェア）、専門知識（サイバー・セキュリティ、サイバー犯罪、情報作戦、データ分析、OSINT）

92 UNISFAのように。

93 *Pact for the Future*（未来のための協定）、Action 29。

94 関連する議論については、以下を参照： Michael Robinson et al, “Developing cyber peacekeeping: Observation, monitoring and reporting,” *Government Information Quarterly*, 36:2 (2019): 276-293, <https://doi.org/10.1016/j.giq.2018.12.001>; Walter Dorn, “Cyberpeacekeeping: A new role for the United Nations?” *Georgetown Journal of International Affairs*, 18:3 (2017): 138-146, <https://doi.org/10.1353/gia.2017.0046>; and Nicholas Tsagourias and Giacomo Biggio, “Cyber Peacekeeping Operations and the Regulation of the Use of Lethal Force,” *International Law Studies*, 99 (2022): 37-71, <https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2996&context=ils>.

95 以下参照： Rhiannon Neilsen, “Coding protection: ‘cyber humanitarian interventions’ for preventing mass atrocities,” *International Affairs*, 99:1 (2023): 299-319. <https://doi.org/10.1093/ia/iiaac261>.



## 28. 地域的な安全保障

**戦略的目的：**武力紛争、組織犯罪、暴力的過激主義の脅威を含む、地域の安全保障に対する国境を越えた脅威に対処するため、複数の国家や地域的な取極めを支援する。

**説明：**国連平和維持要員は、国境を越えて活動している人々の安全と国家構造の存続に深刻な脅威をもたらしているような非国家武装集団から生じる、共通の安全保障上の課題に直面している地域を支援し得る。平和維持要員は、脅威の封じ込めや排除のために協力して取り組んでいる可能性のある関連する地域的な取極めや他の協力メカニズム、また国連カントリーチームや地域事務所などの国連システムの関連部署と緊密に協力することが想定される。平和維持要員は、上記で説明した複数のモデルに跨がる、以下のような様々な任務を遂行することができる：(a) 共有国境沿いの合同・協調パトロールのための活動概念の計画と展開を通じた、活動協力の強化 (b) 特定分野（例：戦略的空輸、医療・負傷者退避）における資産の共同運用、および装備品の共同調達とサプライチェーン管理のための取決めの調整 (c) 国連HRDDPに沿った、輸送、燃料、食糧、負傷者退避などの分野における限定的な支援（期間と範囲において）の拡大 (d) IHLとIHRLに関連する訓練、また地雷除去と地雷リスク教育を含む、関連する訓練の設計と実施の促進 (e) コミュニティの関与、現地の平和イニシアティブ、過激化防止・脱過激化プログラム、DDRとSSRの支援 (f) 関連地域における安全保障と人権の動向の監視、および国家・地域の取り組みに対する適切な国際的支援の動員への貢献。

**関連する能力：**連絡要員（文民要員・制服要員）、関連する軍事・警察部隊、航空、ロジスティクス、専門知識（OSINT、政治・民生、人権、情報分析）



## 29. 都市の安全保障

**戦略的目的：**国際の平和と安全の維持に重要な都市の安全確保のために、警備を提供するまたは現地の治安部隊を支援する。

**説明：**都市部での組織的暴力の増加に伴い、都市は政治的動員の重要な場となってきており、場合によっては都市の脆弱性、無秩序、テロを含む組織的暴力のレベルが増大している。包囲された都市はまた、多数の民間人の犠牲者と国際組織犯罪の発生源ともなっている。その結果、都市の治安確保は紛争管理と平和構築イニシアチブにとってますます重要になってきている。平和維持要員は、調停と政治交渉の支援、重要な施設とインフラの警備、文民と脆弱な人々の保護、避難民の安全で自主的な帰還の支援、人道支援の促進、EODへの従事を含め、主要都市の安全確保を支援することができる。国連平和維持要員は、国連ハビタットや国連環境計画（UNEP）など、都市問題に関する業務を行う他の国連機関と緊密に協力することになる。

**関連する能力：**関連する軍事・警察部隊、工学、航空、C-IED/EOD、専門知識（インテリジェンス、OSINT、民生、人権、情報分析、移民、組織犯罪、都市犯罪、金融犯罪、小型武器）



## 30. 海洋の安全保障

**戦略的目的：**海洋における国際の平和と安全の維持を支援する。

**説明：**国連平和維持活動は1990年代以来、河川、内水、沿岸水域部隊を展開してきた<sup>96</sup>。国連最大の海上展開である国連レバノン暫定軍（UNIFIL）の海上任務部隊（2006年～）は、現在5隻の艦船で構成されており、「プレゼンス、抑止力、海上管理、パワー・プロジェクション、海洋の安全保障、ならびに人道支援と災害救援の提供により、地上での活動を強化する」ために用いられてきた<sup>97</sup>。より一般的には、国連海洋法条約（UNCLOS）第93条が、様々な状況と指揮体制の下で、

<sup>96</sup> 国連平和維持活動ミッションは、ハイチとレバノンの沿岸水域でパトロールを行った。

<sup>97</sup> *United Nations Peacekeeping Missions Military Maritime Task Force Manual* (UN, September 2015).

船舶が国連旗を掲げて航行する可能性を規定している<sup>98</sup>。将来の海上平和維持活動ミッションは、国際海事機関と緊密に協力しながら、海洋の安全と治安に対する脅威に対処するための新たな手段を国連が模索する一環となる可能性がある。これらのミッションには、以下を含む様々な任務が委任される可能性がある：河川地域における和平合意の監視、領海の監視、沿岸の安全確保と阻止活動の実施、通過中の船舶を含む海上航路の保護、重要インフラ（例：海底光ファイバーケーブル）の保護、海賊対策、IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策・密輸対策活動（例：WMDおよび関連物資の取引削減のための拡散防止の取り組み）の実施、機雷除去活動、捜索救助活動、沿岸地域における輸送の提供、受入国政府の能力構築、国家間の信頼醸成、不確実性への対処、防止、解決を支援するための海上信頼醸成措置（CBMs）。海上CBMsには「海上事故」協定の監視が含まれる<sup>99</sup>。近隣諸国の海軍は陸軍や空軍よりもはるかに遭遇する可能性が高いため、海上CBMsは安全性を重視し、海軍部隊間の事故を防止し、一般的な運用規則と信号伝達指針を確立するよう設計する。多くの海軍関連装備が高額であることを考えると、外洋能力の創出は困難であることが判明する可能性があるため、国連は海上活動を計画するために、本部支援への投資を増やす必要があるだろう。

**関連する能力：**海軍関連装備、掃海艇、航空、専門知識（情報分析、その他の関連分野）

## 5.3 実施形態

第5.2節で説明したいずれのモデルも、様々な形態で実施することが可能である。これらには、国連単独ミッション、国連が順次展開されるミッションの一部となる場合や別個の指揮統制体制を持つ他の組織と併設、または「並行して」活動する場合、合同の取り組みやハイブリッド型ミッション、あるいは対極的な例として、安保理のマンデートの下、国家連合や国際機関が実施する活動が含まれる。

数十年にわたり、国連と非国連の活動間のパートナーシップは大幅に増加し、平和と安全の課題に対する実践的で柔軟、かつ革新的な国際的対応を示してきた。この傾向を促進してきた要因には、特にアフリカにおける地域的な活動の増加、追加的（かつより武力行使能力のある）並行部隊の展開を必要とする、非対称的脅威やその他の脅威の蔓延を含む、国連平和維持活動が活動する環境の複雑さ、そして時として国連単独での展開を困難にする政治的力学が含まれる。

過去に前例のある形態を基盤として、第5.2節で説明した平和維持活動モデルを運用するための6つの広範な実施形態を想定することができる。

### 1. 国連単独ミッション

この形態では、マンデートは国連主導の単独のミッションによって履行される。これは新規に設立される場合もあれば、以前の国連ミッションを引き継ぐ場合もある。例えば、特定の課題に対処するため、多面的な活動から焦点を絞ったミッションへの移行（例：国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）から国連ハイチ司法支援ミッション（MINUJUSTH）へ）などである。国連単独ミッションは、構造的に統合されているか否かにかかわらず、国連カントリーチームと緊密に協力するには、特に適している。現行の統合・調整の取決めに加えて、この形態にはミッション構成へのモジュール型アプローチが含まれ得る。その場合、ミッションが特定のマンデート任務の実施責任を、関連する資源と共に、関連する国連機関、基金、プログラムに委譲する場合、あるいはミッション代表の全体的な指揮の下、別の国連組織が任務の大部分を担う柱構造を創設する場合がある<sup>100</sup>。

98 André Panno Beirão, "Why not eminently maritime UN peacekeeping operations?" *Contexto Internacional*, 39:2 (2017): 245-261, <https://www.scielo.br/j/cint/a/TmLfsdxD7W7gkckny6q7Zb/?format=pdf&lang=en>.

99 例えば、Agreement Between the Government of The United States of America and the Government of The Union of Soviet Socialist Republics on the Prevention of Incidents On and Over the High Seas, 25 May 1972, <https://2009-2017.state.gov/t/isn/4791.htm>.

100 Eugene Chen, *A New Vision for Peace Operations* (Center on International Cooperation, New York University, 2024), pp. 36-39, <https://cic.nyu.edu/resources/a-new-vision-for-peace-operations/>.

## 2. 順次展開ミッション

この形態では、理想的には、進め方についての事前の了承を得た上で、マンデートは順を追って履行され、ある機関または多国籍連合から別の機関へと任務が引き継がれる。適切に実施されれば、これは異なるアクター間での建設的な役割分担を可能にするはずである。この実施形態では、新たな国連主導のミッションは、部分的に、他の機関による先行活動の要員の所属を変更することで創設される場合がある。これは、リベリア（2003年）、ブルンジ（2004年）、スーダン（2007年）、チャド（2009年）、マリ（2013年）、中央アフリカ共和国（2014年）で行われたとおりである<sup>101</sup>。逆に、1995年にNATO主導の実施部隊が Dayton 和平合意の履行支援のために、国連保護部隊（旧ユーゴスラビア）（UNPROFOR）から任務を引き継いだように、国連主導ミッションが国連から授権された活動に置き換えられる場合もある。

## 3. 並行展開

この形態では、国連ミッションが非国連の平和活動またはその他の展開部隊と並行して、マンデートを履行する。国連平和維持要員が非国連ミッションと並行して活動する場合、重要な課題は、それぞれのマンデートが相互補完的であり、効果的で実務的な協力・調整の形態を構築できることを確保することである。並行展開において、その関係は以下を含む様々な形をとり得る：

- A** 地域的な部隊と並存して活動する小規模な国連ミッションで、特定の活動分野に焦点を当てる場合や複数の分野を組み合わせる場合がある。過去には、この種の国連ミッションが監視・調査活動を実施するために展開された。これにはドミニカ共和国（1965年）、ジョージア（1993-2009年）、リベリア（1993-97年）、シエラレオネ（1998-99年）での活動が含まれる<sup>102</sup>。
- B** 様々な規模とマンデートの非国連ミッションと並存して活動する、おそらく多面的な、大規模国連ミッションがある。この種の取決めにおいて、非国連ミッションは連絡、監視・観察、保護、訓練その他の機能を果たすことがある。これはエチオピア・エリトリア、ハイチ、ブルンジ、マリ、中央アフリカ共和国で実施されたとおりである<sup>103</sup>。あるいは、非国連ミッションが受入国を支援するためのより強固な任務、および／または国連ミッションに対して様々な範囲の活動支援を提供するマンデートを付与される場合もある。これはバルカン、タジキスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、マリ、中央アフリカ共和国で実施されたとおりである<sup>104</sup>。場合によっては、同一国内で活動する国連ミッションと地域的な部隊が異なる活動地域を持つこともあった（例：スーダン）<sup>105</sup>。また、コンゴ民主共和国で実施されたとおり、国連ミッションが同一の活動地域で活動する非国連ミッションに支援パッケージを提供することもできる<sup>106</sup>。

101 これらの場合では、UNMILがECOMILから平和維持の責任を引き継ぎ（2003年）、AMIBはONUBに引き継がれ（2004年）、AMISはUNAMIDに置き換えられ（2007年）、EUFOR TCHAD/RCAはMINURCATに移行し（2009年）、AFISMAはMINUSMAに再編され（2013年）、MISCAはMINUSCAに再編された（2014年）。

102 DOMREPは1965年に米州機構（OAS）と共に展開し、状況を観察し、停戦違反や国内の平和と秩序の維持に影響を与える可能性のある事象について報告した。ジョージアでは、UNOMIGが現地に展開したCIS平和維持部隊を観察し、協力を行った。リベリアでは、UNOMIL（1993-97年）がECOWAS軍事監視団（ECOMOG）と共に展開し、内戦中の停戦と和平プロセスを監視した。シエラレオネでは、UNOMSIL（1998-99年）がECOMOG軍と協力して、軍事・治安状況および戦闘員の武装解除と動員解除を監視した。

103 エチオピア・エリトリアでは、OLMEE（2000-08年）は、2000年6月の敵対行為停止協定の履行においてUNMEEを支援し、密接に協力するマンデートを付与された。ハイチでは、UNMIH（1993-96年）はハイチ軍の近代化と新警察部隊の設立を支援するマンデートを付与され、人権監視と制度構築に焦点を当てた国連・OAS合同ミッションであるMICIVIH（1993-2000年）とこれを実施した。ブルンジでは、2006年にAU特別タスクフォースが設立され、停戦後に帰還する反乱勢力指導者の保護にあたり、一方ONUBは永続的な平和の回復と国民和解の実現を支援する、より広範なマンデートを持っていた。マリ（2013-24年）と中央アフリカ共和国（2016-22年）では、EUの訓練ミッションがMINUSMAとMINUSCAと並行して展開した。

104 例として、UNPROFOR（1992-95年）、UNMIBH（1995-2002年）、UNTAES（1996-98年）、UNMIK（1999年-）へのNATO主導軍による活動支援の提供、CIS軍によるUNMOT（1994-2000年）支援、コンゴ民主共和国イットリ地域のブニアの治安安定化のためのEU主導の活動アルデミス（2003年）、MONUCへの選挙支援を提供した2006年のEUFOR RD Congoが含まれる。ONUCI、MINUSMA、MINUSCAは、それぞれフランスの活動リコン、バルカン、サンガリスによるロジスティクス支援と安全保障支援の恩恵を受けた。さらに最近では、EACRF（2022-23年）とSAMIDRC（2023年-）の双方が、MONUSCOと協力し、支援してきた。

105 スーダンでは、UNMIS（2005-11年）が包括的和平合意の履行を支援した一方、AMIS（2004-07年）はダルフール地域に限定され、UNMISからロジスティクス支援を受けた。

106 MONUSCOは最近、情報共有、技術的・ロジスティクス支援（医療活動や負傷者退避を含む）を通じて、SAMIDRCを支援するマンデートを付与された。

## 4. 合同活動

この形態では、マンデートは2つ以上の機関によって履行される。しかし、互いに並行して別々に活動するのではなく、それぞれの機関が独自の指揮系統を保持し、独自の規則・手続きに基づいて活動し、(部分的に) ミッションに資金を提供しながらも、参加機関が統合され、単一のミッションを形成する。これまでのところ、このようなミッションは非常に稀であった。これは部分的には、国際機関がしばしば実務上の自律性を好み、異なる官僚機構や活動様式の統合に課題を抱えているためである。2つの事例が、異なる機関がいかに実践的に資源を共有し、それぞれの比較優位性を活用して、複雑な平和と安全の課題に対処できるかについて、貴重な教訓を提供している：コソボの国連コソボ・ミッション (UNMIK) (1999年-) とハイチの国際ハイチ文民ミッション (MICIVIH) (1993-2000年) で採用された柱構造である。コソボでは、安保理が柱構造を確立し、UNMIKの暫定行政は4つの部門に分けられ、2つは国連が(人道問題と民政)、1つは欧州安全保障協力機構(OSCE)が(民主化と制度構築)、1つはEUが(復興と経済開発)主導した。OSCEとEUは独自の手続きと資金を用いたが、UNMIKの構造の下で、ミッションを展開した。同様に、MICIVIHの主要な特徴は、国連と米州機構(OAS)によって定められた合同のマンデート、国連とOASが2名のミッション代表のうち、それぞれ1名を任命する二重の指揮体制、両機関から要員が派遣され、それぞれが資金やその他の資源を提供する、要員配置の統合と資金の共同運用、さらには共同の意思決定と報告の実施であった。これらの経験は概ね肯定的であり、現在進行中の平和維持活動とパートナーシップ強化の取り組みの文脈において、再検討する価値がある。しかし、この種の実施形態が円滑に機能するためには、それぞれの機関の役割、責任、期待が明確でなければならない。

## 5. ハイブリッド型活動

この形態では、2つ以上の組織が連携して、指揮命令系統を共有する単一のミッションの展開により、マンデートが履行される。合同ミッションとは異なり、ハイブリッド型活動では単一のミッション代表が置かれ、国連から資金が提供され、要員採用プロセスを

含む国連の規則と手続きが適用される。これまでのところ、ハイブリッドミッションも稀であり、その理由の一部は、上述した自律性への選好や異なる官僚機構の統合における課題にある。ダルフール国連・AUハイブリッド活動 (UNAMID) (2007-20年) が唯一の例である<sup>107</sup>。上述の合同ミッション形態とは異なり、UNAMIDは単一の代表を持ち、国連が全ての資源を提供し、自らの規則と手続きに基づいて活動を管理した。安保理決議1769 (2007年) が定めたように、UNAMIDは国連の平和維持活動分担金を通じて資金が提供され、国連の合同管理規則・規定に従い、「国連が提供する、統一された指揮命令構造と後方支援」の下で活動した<sup>108</sup>。将来的に、ハイブリッド型が実行可能な選択肢となるかどうかは、予期されるミッションの政治的文脈に依存するだろう。

## 6. 国連授権ミッション

この形態では、国連安保理が授権した平和活動がマンデートを履行するが、地域機構または国家連合によって、彼ら独自の指揮命令系統の下で実施される。国連授権平和活動は、国連の支援パッケージを受けることもあれば、受けないこともある。国連支援パッケージには、財政的、技術的、および/またはロジスティクス支援を提供するための軍事、文民、および/または警察要員の派遣が含まれる。これらは様々な形態をとり得るもので、非国連平和活動の維持を支援するために設計されたロジスティクス支援パッケージ (例：国連・アフリカ連合/ソマリア支援事務所 (UNSOA/S)、2009年-) や、安保理により授権され、安保理決議2719 (2023年) の条件に基づき、一部国連から資金提供を受ける、将来のアフリカ連合主導の活動が含まれる。

\*\*\*\*\*

上述した6つの実施形態は、安保理による何十年にもわたる革新的な実践から導き出されたものであり、喫緊の平和と安全の課題に対処するために異なる平和維持活動モデルを展開する、さらなる柔軟性を提供する。特定の行動方針を推奨し、選択する際、事務局と安保理は開かれた姿勢を保ち、長年の革新的な伝統を継続する意思を持ち、世界の各地域にわたる極めて多様な関係者の存在を認識しなければならない。

107 UNAMIDの場合、ハイブリッドミッションを設立する決定は、受入国政府との政治的妥協の産物であった。S/2023/303, 1 May 2023, para. 11.

108 S/2021/1099, 21 December 2021, para. 37.

多くは、政治的・運用的な状況、課題の性質、地域および現地のアクターの意向、資源の利用可能性、そして特定の実施形態を他より適切なものとする他の考慮事項に依存することになる。

平和維持活動の新たな参入機会が生じた際、安保理と事務局の双方は、それぞれの可能な実施形態の長所と短所を徹底的に分析し、ミッションを展開しないことによる損失と比較検討すべきである。国連にとって、単独ミッションは最も煩雑でない権限体系を持つが、特定の状況下では必ずしも実行可能でなく、さらには望ましくない場合もある。安保理は、パートナーの運用能力の向上だけでなく、彼らの確立された政治的・調停的役割も認識しなければならない。

パートナーが関与する実施形態は、各主体の比較優位性に基づいて、資源の共有と実践的な役割分担を可能にする。適切に活用された場合、パートナーシップは戦力の増強要因となり得る。

上記で特定された実施形態は、持続可能な平和と安全の追求において、他の主体が提供できる政治的、財政的、ロジスティクスの資源をより効果的に動員するためのツールボックスを国連に提供する。平和維持活動の分野において、これらの実施形態は、事務総長が求めているネットワーク化された多国間主義を深化させるための手段となる。ツールキットが多様であればあるほど、政治的に受け入れ可能で運用上も実行可能な方式を見出せる可能性が高まる。

# 6. 主要な能力

上記の各平和維持活動モデルには、いくつかの具体的な能力が列挙されている。一部の分野では、国連は現在、必要な専門知識と能力を欠いており、それらを追加で構築する取り組みが必要となるだろう。それにもかかわらず、国連は加盟国を含む幅広いパートナーからそれらを構築できる、特別な立場にある。さらに、国連は2014年に最後の新しい平和維持活動が設立されて以来、関連技術の活用改善を含め、多くの改善を行ってきた<sup>109</sup>。この研究と現在の能力ニーズの評価に基づき、国連平和活動局は2025年にベルリンで開催される国連平和維持活動閣僚級会合に先立ち、加盟国が現在および将来のニーズを満たすために誓約できる能力について詳述する誓約ガイドを作成する予定である。研究チームは、既存および将来のミッションの改善を支援するため、以下の能力と関連分野に焦点を当てることを提案する。

## 計画立案

平和維持活動のモデル、実施形態、モジュール型アプローチは、それらについて考え、安全保障理事会（安保理）への提案や緊急時対応の選択肢の策定に活用する計画立案者がいなければ、ほとんど意味をなさない。危機にきめ細かく対応するには、強力な計画立案と分析が必要であるが、国連は現在、そのための十分な能力を欠いている。このことは定型的なアプローチを助長し、組織が同じ過ちを繰り返す可能性を高めている。予測不可能な未来と非常に不安定な環境に直面する中、国連はより本格的な計画立案のできる組織とならねばならない。これには、国連本部における専門的統合的な計画立案能力と、ミッションレベルにおける大幅に強化された統合的な計画立案能力が必要である<sup>110</sup>。この能力は、本部とミッションの文民、警察、軍事、ミッション支援の部門にわたって、統合されている必要があり、適切な実施形態とモデルのパッケージを展開するために、外部パートナーと連携できなければならない。また、この能力はミッションのライフサイクルを通じて維持され、開発、人権、当該状況や想定

されるマンドート範囲に関連するその他の分野を扱う、外部パートナーおよび国連システムの他の部門と緊密に協力するための仕組みを含むべきである。

より強力な統合された計画立案能力により、現地の状況および適切な現地の知識と分析が、ミッションの目的と設計を導くことを確実にできる。十分に統合され強化された計画立案能力はまた、肯定的な遺産に関する考慮が計画立案の全段階に組み込まれること、そしてミッションが自らの影響と活動環境・政治環境の変化に対する冷静な評価に基づいて、常に適応し続けることを保証することにも役立つ。

加えて、（事務総長の「国連2.0のための5つの変革<sup>111</sup>」に沿って）積極的なシナリオの計画立案と戦略的な先見性へのシフトが必要である。事務局は、政治的に実現可能で適切と判断する場合には、シナリオと選択肢を安保理に提示することを含め、将来の活動に向けた緊急時対応計画の策定に携わるべきである。異なる選択肢について、早期に議論し、真剣に検討すればするほど、早期の行動と予防が効果を上げる可能性は高まる。

## 要員

国連平和維持活動が依存する、最も重要な能力は、その要員である。国連が適切な人材を派遣・雇用し、その人材が効果的に任務を遂行できるよう準備され装備されていることが極めて重要である。軍事部隊と警察部隊は、極めて困難な状況下でも、任務を遂行する適切な考え方や決意を示さなければならない。国連の平和維持活動の人材（国連職員と加盟国から提供される要員）は、適切な活躍できれば、最高の成果を上げるだろう。施設や装備などの有形的要因、あるいは文化的規範や慣行などの無形的側面が、そのような環境を阻害する場合、ミッションの効率性と有効性は低下するだろう。この取り組みの一環として、国連指導部は女性平和維持要員が活躍できる環境を確保すべき

109 以下参照：<https://operationalsupport.un.org/en/partnership-technology-peacekeeping>.

110 C34は「紛争状況の評価する能力の向上、国連平和維持活動の効果的な計画立案と管理、安保理のあらゆるマンドートに対する迅速かつ効果的な対応」を求めている。  
C34 Report A/78/19, 2024, para. 24, paras 120 and 162.

111 以下参照：<https://www.un.org/two-zero/en>.

であり、加盟国はあらゆるレベルで、「女性平和維持要員の完全で平等かつ有意義な参加」を可能にするための国内パイプラインを構築する上での体系的な障壁を取り除くべきである<sup>112</sup>。加盟国は、平和維持活動の展開のために、女性を発掘し、育成し、訓練し、維持し、重要なポストに配置し、そしてミッションで勤務した女性の制服要員のデータベースを維持すべきである。

国連の専門的能力の構築に関して、国連は、193の加盟国を通じて、世界のあらゆる地域から人材を採用できるという特別かつ比類のない能力を有している。従来の文民職員の採用では、特定のスキルセットよりも広範な職務内容と経験年数が重視され、その結果、職員は新しいスキルを習得することなく類似の役割を循環的に異動するに留まっていた。この課題に対処するため、国連は経験ベースではなくスキルベースの採用へと移行し、専門的能力を優先し、国連での職務経験不足が欠点とみなされない、新鮮な視点を持つ若手候補者を奨励することを検討する必要がある。また、特にミッション指導部においては、現地の文化的・政治的知識も優先されるべきである。

国連による職員採用方法の変更に加えて、加盟国やその他の外部専門家確保のために用いられる一部の仕組みも改善する必要がある。例えば、軍事幕僚将校（MSO）は、現在必要とされるスキルと、将来型ミッションを支援するために必要なスキルの両方を備えていなければならない。今日、あまりにも多くのMSOが割り当てられた任務に必要な経験とスキルを欠いているが、これは彼らを派遣する部隊要員提供国（TCC）と国連本部で選考を行う者との共同責任である。

## リーダーシップ

リーダーシップは平和活動の成否を決定づける。最上位のフィールド職は最も要求水準が高く、非常に広範で複雑な問題を扱うため、効果的なリーダーシップは一貫性のあるチームでなければ発揮できない。そのようなチームは、才能、経験、スキルの面で多様性があり、補完的であり、現場のニーズを適切に反映し、ジェンダーに配慮してより多くの女性を含む。また、彼らは効果的で実質的な業績管理の仕組みを通じてアカウントビリティを果たし、任期更新の検討をされるべきである。

ミッション指導者の任命と選考にあたり、国連本部は、人材探しのために、より広範なプロフィールを用いた、能力ベースのプロセスを採用すべきである。既存のミッションにおいては、チームの一体性が保たれ、マンデートを効果的に遂行できるよう、現職の上級指導部の構成を考慮に入れるべきである。

また国連は、各ミッションの固有の状況と要件に応じて、リーダーシップ構造を調整する意思を持つべきである。これには、常駐調整官を兼務する執行代表が率いる小規模なミッション<sup>113</sup>、そしてミッション設計とパートナーシップの取決めにおけるモジュール型または柱型のアプローチが含まれ得る（第5.3節 実施形態 参照）。

国連職員とその指導部の価値観と行動もまた極めて重要である。平和活動の全ての指導者は、包摂性、誠実さ、謙虚さ、人間性という国連の価値観に深くコミットし、それを積極的に体現する人物であるべきである<sup>114</sup>。持続可能な平和の追求において、彼らは受入国や広域地域における国連およびパートナー組織の関係者のネットワークを活用すべきであり、共通の目標に向けて連携し、協働し、戦略を練り、分析し、計画し、革新を図るべきである。指導部チームは、これらの基準に照らして選考され、評価されるべきである。選考後、彼らは義務として、個別に調整され、ダイナミックな導入研修・ブリーフィングプログラムを受けるべきである。ミッション指導部は、国連本部との間で強固かつ柔軟なコミュニケーションラインを維持し、戦略的アプローチの一致を確保すべきであり、この関係は双方向であるべきである。また、より広範な国連の存在における役割と責任について、相互の尊重と理解に努めるべきである。

これらの目標を達成するため、ミッション指導部には、メンタリング、コーチング、メンタルヘルス支援、および自身の地域内外で活動する他の国連指導者たちとのネットワーク構築の機会を通じた支援が必要である。上級指導者に求められることはフィールド・ミッションの各段階で変化する可能性が高いため、指導部チームの構成もそれに依って適応すべきである。

112 C34 Report, A/78/19, 2024, para. 168.

113 UNIPSILの場合と同様である。

114 以下参照：the “UN Values and Behaviours Framework,” [https://i.unu.edu/media/unu.edu/page/24952/Values-and-Behaviours-Framework\\_Final.pdf](https://i.unu.edu/media/unu.edu/page/24952/Values-and-Behaviours-Framework_Final.pdf).

## ミッション支援能力

全てのフィールド・ミッションには、迅速にアクセス可能な支援能力が必要である。その形態は多くの場合類似しているが、活動内容や現地の状況に応じて規模や構成は異なる。主要な計画立案変数には、治安状況、文民および制服要員の数とバランス、不可欠なフィールド能力（リスクと業績の効果的な評価を含む）とリモート能力（技術的・業務的の両方）の相対的バランス、拠点の数とアクセス性、必要とされる固定式対移動式宿泊施設の水準、そして受入国の領域における既存の基本的サービス、インフラ、現地能力の水準が含まれる。

国連は、医療サービス、負傷者退避、航空と輸送、食糧配給、宿泊施設と施設設備（エネルギー、水、廃棄物、環境負荷の管理を伴う）、人的資源、情報通信技術、法務・財務業務、償還金メカニズムを含む、国連および非国連ミッションへの支援を提供または調達するための確立されたシステムと能力を有している。現代のフィールド・ミッションへの効果的な支援は、状況特有の運用上の需要と現地市場に対応するよう設計された強固なシステム（契約や方針を含む）に依拠している。理想的には、ミッション支援システムはより大きな現地・国家の支援および受入国に対する肯定的な遺産を生み出すだろう。これは、物品、サービス、インフラへの国連の投資、および業務内研修を通じた現地職員的能力構築、さらに現地のビジネスコミュニティが国連へのサービス・物品の調達の競争に参加できるようにすることを通じて、実現し得る。

さらに、物資の備蓄と支援能力から成る国連の戦略的展開備蓄（SDS）の役割、構成、機能は、平和維持活動にとって極めて重要である。具体的には、SDSにより、国連は新規ミッションの効果的な立ち上げ、増強能力の提供、備蓄物資の交換、さらには健康危機や自然・人為的災害を含む緊急対応の支援さえも可能となる。本研究は、SDSの概念を改訂し、全ての国連平和活動、事務局活動、関連機関への支援範囲を拡大するとともに、地域機関やその他の組織との一層の協力を反映させるという提案を強く支持する<sup>115</sup>。

## データ・情報管理

平和維持要員は、機動的かつ効果的な活動の基盤として、情報優位性を確立する必要がある。そのためには、複数のデータ収集チャンネルと平和維持活動インテリジェンスを活用した、状況認識と影響モニタリングの強化が求められる。今日の複雑な情報エコシステムにおいて、国連平和維持活動がより多くのデータ管理・分析の専門職を持たないことは、自らを損なう行為と言える。

国連平和維持活動は、出足は遅かったものの、データ収集、処理、分析、可視化のデジタル化と標準化において大きな進展を遂げ、人材全体のデータリテラシー水準の向上に努めている。イノベーション、データ分析、デジタル変革、戦略的展望における人材のスキルと能力を向上させるための国連2.0の取り組みは重要であり、未来のための協定（Pact for the Future）においても、そのように認識されている<sup>116</sup>。これらの進展により、平和維持要員によるデータ分析の統合方法が改善され、指導者たちが長期的な傾向や具体的な進展、課題、機会を見極め、さらにはより証拠に基づいた意思決定を行うことが可能となっている。平和維持活動コミュニティの上級幹部たちは、徐々にデジタルデータ分析を取り入れつつある。事務総長特別代表たちは、安保理との関与を強化するためにデータ分析を明示的に活用しており、事務総長報告書には、ユーザーフレンドリーな可視化を用いた時間的・空間的傾向分析が含まれるようになっている。この変革により、フィールド・ミッションは活動環境をより良く理解できるようになり、平和維持活動に関する国連の組織的記憶が向上し、平和維持要員の撤退後に他の国連組織へデータと知識を移転することが可能になりつつある<sup>117</sup>。

この分野における残された課題の多くは、単なる技術的問題ではない。これには、ミッションのニーズに合わせて設計された論理的なデータエコシステムに向けたさらなる統合を通じたものを含め、利用可能なデータを最大限に活用すること、データ収集・分析プロセスの標準化と一貫した実施によるものを含め、適切なデータガバナンスを確立すること、既存のデータシステムの活用方法に関するフィールド・ミッションによる情報管理の選択が含まれる。

115 以下参照：Report of the Secretary-General, Budget for the United Nations Logistics Base at Brindisi, Italy, for the period from 1 July 2022 to 30 June 2023 (A/76/730, 1 March 2022), Annex IV "Revised concept of strategic deployment stocks," pp. 93-102.

116 以下参照：UN 2.0 Quintet of Change, <https://www.un.org/two-zero/en> and Pact for the Future, para. 73a.

117 国連のデータは、平和維持活動の全体的な取り組みに関する仮説を検証しようとする研究者たちにとっても、貴重な情報源となるであろう。

## 戦略的コミュニケーション

国連平和維持活動は、現地、地域、国際レベルの主要な受け手に対して、最も重要なメッセージをいかに伝えるかを改善しなければならない。これには、効果的なアウトリーチ、不偏かつ正確な情報の適時提供、ターゲット層と交流するための説得力のあるストーリー性に富んだ魅力的な物語コンテンツの作成、そして誤情報や偽情報に対処するための強固かつ積極的な対抗メッセージの発信が必要となる。

しかし、国連の戦略的コミュニケーションは、資源の不足に加え、いくつかの重大な制約に直面している。第一に、国連のコミュニケーションは、特に政治的に敏感な話題に関わる場合、本来伝えるべきことの全てを常に発信できるわけではない。第二に、現代の情報環境において効果的に競争するためには、重大なスキル不足がある。大幅な改善には、指導部の認識向上と支持、そして戦略的コミュニケーションの現代的な手法とチャンネルに関するより多くの訓練が必要となる。国連本部もまた、その内部に、現代化されたスキルセットと政策指針を必要とするだろう。全てのフィールド・ミッションは、主要な受け手に到達し、彼らが、ますます複雑化し、しばしば敵対的な情報エコシステムを切り抜け、それに影響を与えることを支援するための、強固な専門的戦略的コミュニケーション能力を必要としている。これらの能力は、国連本部の関連部署と連携して、ミッション、和平プロセス、政治的解決を支援し、文民の保護を助け、さらには脅威、評判へのリスク、そして期待を管理すべきである<sup>118</sup>。

平和活動は、重要なニュースや潜在的な脅威に関する早期警報を含め、時宜にかなない、不偏かつ正確な情報を創造的で魅力的な方法で主要なステークホルダーに発信すること、主要なターゲット層の支持を構築し、彼らの期待を管理するのに役立つ、ミッションの活動とその成果について説得力のある物語を作り出すこと、誤情報・偽情報・悪意のある情報・ヘイトスピーチ（MDMH）がミッションと受入国の脆弱なグループの双方に及ぼす現実世界の害を軽減することによって、これらの目標を達成できる<sup>119</sup>。

## 情報の完全性

戦略的コミュニケーションと情報の完全性は密接に結びついており、相互に補強し合うべきものであるが、両者には違いがある。デジタルコミュニケーションにより、誤った情報や誤解を招く情報が前例のない規模とスピードで拡散することが可能となり、インターネットの普及が進むにつれて、その影響力は拡大するだろう。平和維持活動の現場において、有害な情報は戦略的・運用的な課題をもたらしている。国連に批判的なアクターが、マンドートを曲解し、ミッションとその要員を中傷することがあり、時には現地の文民や平和維持要員の命が失われる結果となっている。

これに対応して、国連平和維持活動は情報の完全性、すなわち情報の正確性、一貫性、信頼性を強化しなければならない。そのために、国連本部とミッションには、偽情報の「ABC」（主体、行動、内容）を分析し、脆弱な時期と新たな言説の種が巻かれることを予測し、フィールドと本部の統合された能力を通じて、MDMHを緩和、防止、対処するための措置を確立・管理し、効果的な予防・対抗措置を展開する方法を学ぶスキルと能力が必要である。今後に向けて、国連フィールド・ミッションには、MDMHのモニタリング、分析、対応のための専門的な能力が必要である。具体的には、計算科学、データ・政治分析における専門的能力、特に偽情報の専門家；能力構築、ネットワーク構築、コミュニティの関与、メディアリテラシーを通じた情報の完全性を強化するための資源；強靭性を構築し、対応を管理・評価するための国連全体としての対応を可能にする体制である。

118 政策： *Strategic Communications in Peace Operations* (UN Ref. DPO 2024.04 / DPPA 2024.01, 1 June 2024), para. 7.

119 情報の完全性： *Addressing Mis/Dis/Malinformation and Hate Speech in Peacekeeping Settings* (UN DPO Policy, forthcoming 2024), para. 20.

## 待機・迅速展開能力

新規ミッションや既存ミッションの増強のために平和維持要員が必要となる場合、通常は迅速な対応が求められる。国連は、待機能力や緊急展開のための仕組みを含め、適切な人材を適切な場所に迅速に配置するため、人事の手続きと体制を改善しなければならない。国連平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）とその迅速展開レベルは、制服部隊の派遣までの期間の短縮に大きく貢献してきた。これらは、国連の常設警察能力、司法・矯正の常設能力、そして10日以内の通知で最長90日間、文民要員の展開が可能な文民常設緊急対応能力を補完するものである。

これらの能力は、職員・要員の人材要件が想定されるミッションのニーズに合致することを確保し、また、おそらく専用の信託基金を通じて、展開費用（渡航費と維持費）の資金を確保する方法を見出すことで、向上し得る。制服要員部隊の展開を迅速にするために、先遣部隊としての展開を含む、複数部隊の同時展開を伴う様々なシナリオについて、さらなる計画立案と演習を進める必要がある。一つのシナリオとして、モデル21で想定されているような災害救援活動のための待機部隊の活用が考えられる。注目すべきもう一つの提案は、迅速展開の準備が整った専門要員の中核人材を育成するため、（制服・文民の）監視要員のための卓越センターを設立することである<sup>120</sup>。

## 平和維持要員の安全と福利

平和維持要員は、厳しく過酷な環境に派遣され、強いストレスと緊張にさらされている。健康と安全に関する事故は、依然として要員の死傷の主な原因となっている。そのため、国連が、制服・文民要員のメンタルヘルス支援により多くの注意と資源を向け、ハラスメントや虐待のない職場環境を確保することは適切である。さらに、遠隔地にいる全ての制服要員は、どの国が派遣されたかにかかわらず、インターネットにアクセスできなければならない。

また、国連平和維持要員が直接攻撃の標的となることが増加しているため、国連は防衛技術にさらなる投資を行わねばならな

い。その第一歩は、平和維持要員と施設の保安と安全に関して、国連の最も危険な活動から得られた教訓を慎重に検討することである。その上で、国連平和維持要員には、ジェンダーに配慮した装備を含む、自衛のための十分な資源が提供される必要がある。これは部分的には、センシング技術とコミュニティ関与をより効果的に活用して、活動地域の透明性を高めることで、達成できる。

実務的な観点からは、国連は要員の配置場所に関係なく、要員に優れた医療支援を提供する義務がある。全てのフィールド・ミッションは、遠隔医療の継続的な普及を含め、十分な医療施設と支援能力を持つべきである。組織的な観点からは、MINUSMAの患者退避調整センターが、民間の独立した航空医療搬送チーム、機動的なダメージコントロール手術チーム、遠隔医療を活用することで、迅速かつより適切な意思決定を支援している点で、際立っている。

第二に、国連の即席爆発装置（IED）対策能力と関連する医療対応を改善することが極めて重要である。IEDは現在、国連の職員・要員を標的とする暴力的過激派の選択的な武器となっているため、平和維持要員は装置を無力化し、部隊を準備し、理想的には、そのネットワークを攻撃する能力を必要としている。また平和維持要員は、フィールド医療補助員課程などの訓練を通じて、IED現場やその他の攻撃による負傷者を安定化させるための救命技能を身につける必要がある<sup>121</sup>。

第三に、武装集団による無人システムの生産、使用、成功の増加により、国連が無人航空機システム（UAS）を使用し、対抗するための準備方法は変更を迫られている。これは、2024年9月に国連平和維持要員が（コンゴ民主共和国東部で）初の即席武装UASによる攻撃を受けたことを考えると、ますます喫緊性を増している。

第四に、国連は敵対勢力による基地の制圧を許すわけにはいかない。加盟国は効果的な基地防衛と迅速な増援能力に投資すべきである。この任務は、複雑である。なぜなら、静的な指揮・基地配置は、センシング技術、衛星画像、電子戦能力、UASで武装したアクターに対して脆弱となるためである。AI対応

120 以下参照：Annika Hilding Nordberg et al, *United Nations Truce Supervision Organization: Role, Relevance, Function, and Utility – Lessons for Future Peace Operations* (EPON and GCSP, 2024),

<https://www.nupi.no/en/publications/cristin-pub/united-nations-truce-supervision-organization-role-relevance-function-and-utility-lessons-for-future-peace-operations>.

121 以下参照：<https://peacekeepingresourcehub.un.org/en/training/rtp/FMAC>.

のコンピュータビジョンモデルの導入は、脅威の検知に特に役立つ可能性があるが、事態が悪化した際の増援には迅速対応部隊が不可欠だろう。これら全ての分野において、国連は、IED対策、遠隔医療、フィールド医療、工学、指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察（C4ISR）、基地警備に関して、有用な進展を遂げてきた二国間・多国間の訓練・能力構築パートナーシップ（例：三角パートナーシップ・プログラム<sup>122</sup>、簡易調整メカニズム、平和維持活動における技術パートナーシップ<sup>123</sup>）を基盤とすべきである。

---

122 以下参照：<https://operationalsupport.un.org/en/triangular-partnership-programme-tpp>.

123 以下参照：<https://operationalsupport.un.org/en/partnership-technology-peacekeeping>.

# 7. 成功要因

国連フィールド・ミッションが現地の政治的、経済的、社会的なダイナミクスに与える影響は複雑であり、成功または失敗という単純な分類では捉えきれない。現実はより複雑である。全ての国連ミッションには、受入国の進路に様々な程度で影響を与える成果と不十分な点の両方が混在している。そして、その結果に寄与する要因は多岐にわたる。2008年、国連の「キャブストーン」・ドクトリンは、正当性、信頼性、そして国家・現地当事者意識の促進を重要な成功要因として特定した<sup>124</sup>。最新2024年C34報告書は、以下の重要な要因を強調している：明確に定義され、現実的で達成可能なマンデート；政治的意思；リーダーシップ；全てのレベルにおける業績とアカウンタビリティ；適切な資源；政策・計画立案・運用指針；マンデート履行と成果に悪影響を及ぼす制約事項の不在；訓練<sup>125</sup>。これら全ては、今なお妥当かつ重要である。将来を見据え、本研究は以下の要因を重要なものとして特定する。

## 安全保障理事会のリーダーシップと結束

安全保障理事会（安保理）が分断され、特に課題が生じた際に、自らのフィールド・ミッションを一貫して支援する意思や能力がない場合には、いかなる新しい平和維持活動のツールを導入しても、望ましい結果は得られないだろう。分断され受動的な安保理は、その信頼性を損ない、紛争当事者に対する影響力を低下させ、相反する目的のために機能する可能性がある。これにより、平和維持活動への幅広い支援を動員することが困難となり、現在および潜在的な受入国政府と住民の間での懐疑的な見方に拍車をかけることになる。平和維持活動が成功する可能性が最も高いのは、安保理が行き詰まった和平プロセスに弾みをつけるなど、持続的なリーダーシップと一致した目的を示す時である。それがなければ、活動は実現可能な出口戦略を欠くことになる<sup>126</sup>。

前述のような幅広い選択肢は、安保理理事国間および現在や潜在的な受入国政府との議論をより円滑に進めることに役立つと期待される。しかし、他にもいくつかの段階が必要である。第一に、全ての加盟国、特に安保理理事国は、2018年の国連平和維持活動に関する共同コミットメント宣言で約束したように、「二国間および多国間の関与を通じて、安全保障理事会決議の履行を支援」しなければならない<sup>127</sup>。第二に、国連加盟国は、総会を通じたものも含め、平和維持活動の将来に関する最近の安保理公開討論で何十カ国もの加盟国が行ったように、安保理にその責任を想起させることを決して怠ってはならない<sup>128</sup>。第三に、事務局は、マンデート履行に対するより広範な政治的支援を動員するために、安保理の全ての理事国（常任・非常任）だけでなく、他の利害関係者、特に部隊／警察要員提供国（T/PCC）、地域的アクター、その他のアクターとの非公式な関与を強化するよう努めるべきである。状況によっては、地域的アクターと非常任理事国の双方が、安保理における合意に基づく選択肢を促進する上で重要な役割を果たすことができる。最後に、「未来のための協定（Pact for the Future）」で求められているように、安保理は総会および平和構築委員会を含むその補助機関とより効果的に協力すべきである<sup>129</sup>。これは、国家の当事者意識を強化することにより、国連の取り組みに対する受入国の協力を構築し、国連の移行期にある国々に対するさらなる国際的な政治的関心と資源の動員を促すだろう。

## 受入国政府の協力と支援

平和維持活動の成功は、受入国政府および他の当事者から受ける協力と支援のレベルと密接に関連している。受入国政府の同意は国連平和維持活動の基本原則であることに加えて、最も重要なのは、受入国政府が平和維持要員と全面的かつ継続的に協力する意思を持ち、問題が生じた際には、開かれた姿勢で解決策を模索することである。

124 *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines*, pp. 36-40.

125 以下参照：C34 Report, A/78/19, 2024, paras 92 and 106.

126 以下参照：the commitments made by the Security Council in S/PRST/2024/5, 25 September 2024.

127 *Action for Peacekeeping, Declaration of Shared Commitments* (2018), para. 5, <https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/a4p-declaration-en.pdf>.

128 以下参照：UN press release, SC/15813, 9 September 2024, <https://press.un.org/en/2024/sc15813.doc.htm>.

129 *Pact for the Future* (未来のための), Action 41 and para. 69c.

今日の分極化した国際環境において、国連の活動と協働することで、受入国政府は地政学的な緊張や対立の影響を軽減し、より幅広い選択肢と関係性を得ることが可能となる。しかし残念ながら、ミッションと受入国政府との関係は、ミッションのマンデートにおける主要な政治的目的と受入国政府のそれとが乖離する場合、あるいは疑念や不信感が生じた場合には、時として困難を極め、さらには完全に決裂することさえある。違憲な政権交代は、特に困難な課題をもたらす可能性がある。

緊張が生じた場合、安保理と受入国政府の双方は、平和維持活動は、主要な紛争当事者と現地の人々の全てが、平和をもたらす多くの恩恵を享受できることを確保するために設計されているということを想起すべきである。この認識は、他のあらゆる考慮事項に優先されるべきである。さらに、安保理は、受入国政府に対し、自国民と国連に対する責任、また和平プロセスや関連する重要な改革を進めることを約束したことを思い起こさせるべきである。受入国政府および他の当事者から必要な政治的意思が得られない場合、ミッションのマンデートにおける諸分野での進展は不可能となり得る。

同様に、継続的で緊密な協力を促進するために国連が取りうる措置がある。第一に、安保理は集団として、また起草担当国は個別に、特にマンデートの更新に先立って、マンデートに関する事項についての受入国政府や他の利害関係者の見解を体系的に求め、そうした協議のための最も効果的な方式を見出すべきである。このような協議は、安保理の権限を損なわずに行われべきであり、マンデートが適切で妥当なものであり続けることを確保すべきである。第二に、ミッションは常に透明かつ偏りなく行動する必要性を意識し、マンデートの履行状況を評価し、実施を改善する方法を特定するために、ミッションの指導部と受入国当局との頻繁な会合を含め、信頼構築に向けた取り組みを計画的に行うべきである。心強いことに、現在では、ほとんどの国連平和維持ミッションが、戦略的・運用的な問題について受入国政府との協力を促進するための正式な調整メカニズムを構築している<sup>130</sup>。第三に、ミッションは、現地・国家当局からの支援要請に対して創造的に対応し、現地の人々や主要な利害関係者に

具体的な利益を提供することに重点を置くことによって、受入国政府との協力を強化することもできる。

## 具体的な利益の提供

平和維持活動は、受入コミュニティによって目に見え、実感できる、具体的なかつ持続可能な利益をミッションが提供する時、成功の可能性がより高まる。受入コミュニティからの支援要請に応えることは、ミッションの正当性、効果性、およびマンデート履行の重要な側面について、現地・国家の利害関係者と関わる能力を向上させる。要請に応えることが不可能な場合、ミッションはその理由を説明すべきであり、その際には状況や文化に配慮した方法で行うべきである。

もちろん、期待される利益は状況、マンデート、利用可能な資源によって大きく異なるが、現地の人々に直接的な利益をもたらす分野を優先することが、全体としての目標であるべきである。例としては、マンデートが付与されている場合の文民の積極的な保護；必要不可欠なインフラの修理へのミッションの工学関連の能力・資源の活用、医療サービス提供のための医療関連の能力・資源の活用、現地の利害関係者や住民の輸送を促進するための航空関連の能力・資源の活用；現地・地域からの物資調達への優先；持続可能なエネルギー解決策の支援；重要なニーズを満たし現地の雇用を創出するためのプログラム資金、クイック・インパクト・プロジェクト（QIPs）、信託基金の活用などが挙げられる<sup>131</sup>。

必要に応じて、QIPsのための追加的なプログラム資金と資源を求めべきである。このような予測可能な資源があれば、ミッションは平和構築に重要な貢献をすることができ、国連カントリーチームや国際金融機関（IFIs）を含む開発パートナーの支援を受けて、各国政府が主導する復興・開発の取り組みを補完することができる<sup>132</sup>。平和構築基金も、重要な資金源および統合のための媒体となりうる。ミッションとカントリーチームは、持続可能な開発協力枠組みを含む方法を通じて、様々なアクターと資金源の間で最大限の補完性と調整を確保すべきである。場合によっては、IFIsとの専用の連絡調整機能を検討すべきである<sup>133</sup>。

130 これらには、MONUSCOの政府・国連合同作業部会、およびUNMISSによって設立されたハイレベル調整フォーラムと再編成された合同監視評価委員会が含まれる。

以下参照：Action For Peacekeeping+ (5th Progress Report, September 2024), pp.16-17, <https://peacekeeping.un.org/en/a4p-fifth-progress-report>.

131 例えば、コミュニティ暴力削減（CVR）プログラムは、柔軟で即応性のある重要なツールであり、高リスク地域の若者に雇用と訓練の機会を生み出すことができる。

132 平和の持続の支援におけるミッションと国連カントリーチームの活動は、どちらも国連の「持続可能な開発協力枠組み」の一部である。この枠組みは、常駐調整官と受入国政府によって共同署名され、平和の持続を支援する国連システムの活動の共通戦略的枠組みとして機能する（2023年の統合的評価・計画政策の改訂による）。

133 以下勧告のとおり：the Independent Strategic Review of MINUSCA, March-June 2024.

## 地域的支援

安保理と受入国の人々からの支援に加えて、国連平和維持活動は、近隣諸国や関連する地域的な取極めによって支援される場合に、成功の可能性がより高まる。これらのアクターは、その結果に大きな利害関係を持っている。ミッションが成功した場合、彼らは最も直接的な受益者となり、ミッションが失敗した場合、彼らが最も大きな影響を受ける。また、地域的アクターは、国連ミッションが支援する政治的プロセスを頻繁に主導し、平和維持要員の貢献数も増加している<sup>134</sup>。要するに、平和維持活動への投資が確実に成果を上げるよう努めることは、国連と地域的アクターの双方にとって、共通の利益となる。

政策上の課題は、この利害の一致を具体的な成果に転換することである。2つの措置がその助けとなりうる。第一に、国連はこの点ですでに達成された進展を基盤として、地域的アクターとのパートナーシップをさらに強化することができる。国連は自らの取り組みと地域的アクターの取り組みとの相乗効果を確保するよう努めることができ、また国連の政治的・運営的な活動と直面している問題について、地域的アクターに情報提供を続けるべきである。その目標は、地域的アクターが国連ミッションの成功を地域全体にとって不可欠なものとして、投資するよう確保することである。これが達成されれば、地域的アクターは、移動の自由に関連するものを含め、ミッションが実務的な課題に直面した際に、ミッションを支援し、マンデート履行のあらゆる側面を促進するために受入国やその他の利害関係者との関与を強化し、国連とのより大きな相乗効果を確保するために地域の規範的・政策的手段を活用し、そして時期尚早なミッションの縮小や撤退の要求に抵抗する可能性が高まる。第二に、地域的アクター自身が、マンデート履行を支援する上で安保理の結束と行動、さらには受入国の同意を促進する重要な役割を果たすことができる。地域的アクターが一つの行動方針の下に結集する時、彼らは安保理の審議、結束、決定に影響を及ぼせることが多い。

## 達成可能な目標、十分な資源、現実的な期待

平和維持ミッションは、達成不可能な目標や不十分な資源と能力が与えられた場合、失敗を余儀なくされる。これは深刻な能力と期待のギャップを生み出す。この課題に対処するためには、事務局が安保理に対して、「その意思決定を支援するための、定期的で率直な評価と、最高水準の現実的な提言<sup>135</sup>」を提供することが必要である。

しかし、マンデートが過度に野心的でなく、資源も重大な障害とまらない場合であっても、主要な（現地および国際的な）利害関係者が、平和活動が何を達成できるのか、平和の構築にどれだけの時間がかかるのか、そして成功のための重要な要因は何かについて、期待を現実的に保つことが重要である。そのためには、平和維持活動の範囲と限界についての明確さを確保するため、国連とそのフィールド・ミッション、紛争当事者、現地の人々、および国際的な利害関係者との間で、より良い頻繁なコミュニケーションが必要である。また、より長期的な平和構築と平和の持続に関する目標も、国連カントリーチームとの協働的アプローチや、ミッション自体を通じて、あるいはミッション外部で利用可能な平和構築のためのプログラム資源の検討を含め、マンデートを策定する段階で統合されるべきである。

## コミットメントと現地の知識

国連平和維持活動の人材は、紛争当事者間の和平の構築と、より広く紛争の影響を受けたコミュニティとの関与に強い使命感を持って取り組む個人で構成されるべきである。平和維持活動は普通の仕事ではない。それは、決意、懸命な働き、リスクを取る姿勢を必要とし、そして現地の人々と派遣先の国々の運命を気にかける人々を必要とする。近年の平和維持活動は、しばしば、最も大きな影響力が、首都から遠く離れ、一般の人々が最も権利を奪われ、援助を必要としているローカルレベルで具現化することを実証してきた。

ほとんどの平和維持活動モデルは、単にコミュニティから情報を収集しトップダウンの解決策を提供するのではなく、信頼を構築し政治的解決のための場を創出するためにコミュニティと関わり、人々を中心に据えたアプローチにより持続的に転換することから、恩恵を

134 以下参照：Paul D. Williams and Thong Nguyen, *Neighborhood Dynamics in UN Peacekeeping Operations, 1990-2017* (International Peace Institute, 2018), <https://www.ipinst.org/2018/04/neighborhood-dynamics-in-un-peacekeeping-operations>.

135 Report of the Secretary-General, "Overall performance of United Nations peacekeeping operations," S/2023/646, 1 September 2023, para. 75.

受けるだろう。これには、ミッションの全機能にわたるコミュニティ関与のさらなる専門化と、ジェンダー、年齢、その他のアイデンティティ指標によって区分されたコミュニティの具体的な優先事項、懸念、期待についてのより洗練された理解が必要である。現地アクターとの透明性のある双方向のコミュニケーションは、信頼と協働的な関与のための環境を構築するための標準となるべきである。

大多数の国連平和維持要員は、自らが奉仕する対象の住民を深く気にかけているものの、従来の人事枠組みの硬直性により、同じ要員が困難な任地に何年も留まることになり、それがマンデート履行に悪影響を及ぼす冷笑的な態度、自己満足して改善を望まない態度、疲労を生み出している。新しい平和維持活動モデルが、より機動的で、移動可能で、柔軟である必要があるのと同様に、国連の人材についてもそうであるべきである。国連はこの問題をより戦略的に再検討すべきである。さらに、可能な限り、そして不偏性を損なわない範囲で、ミッションは政治的および同様の専門知識や知見について、より現地スタッフを頼るべきである。これは一部のミッションや分野（例：民生）では既に行われているが、他では行われていない。

## 適応性

予測不可能で複雑な環境においては、変化する状況と一時的な機会に素早く適応する国連ミッションの能力が鍵となるだろう。これは、ミッションが、自らの活動のうち、どれが良い効果をもたらしたか、どれがより問題を抱えているかについて、定期的な情報と分析を生み出すための適切なプロセスとツールを持っている場合に、高められる。そして、ミッションは、継続的に証拠に基づく意思決定をして戦略的・運用的な調整を行う能力を必要としている。先に強調したとおり、これにはミッション本部およびセクター／フィールド事務所レベルでの、より強力な統合された運用計画の立案が含まれる。したがって、ミッションの状況認識を高め、その活動を評価するツール、とりわけ包括的計画立案・業績評価システム（CPAS）および状況認識ツールやシステムは、より広く活用する価値がある<sup>136</sup>。また、理想的にはミッションに近い、中央拠点に、データ専門家からなる国連の「フュージョンセル（センター）」を設置することにも、十分な妥当性がある。

同時に、人事に関するものなど、国連の内部規定の枠組みの一部が硬直的であると、ミッションが変化する要求に適応する

能力が低下する。予算上の要因も、マンデート履行とミッションが持ち得る柔軟性の水準に大きな影響を及ぼす可能性がある。例えば、ミッションは予算年度中に起こる、（国際・国内の）文民要員の件数増加については、内部で吸収しなければならない。さらに、資金清算の課題を踏まえ、事務局はミッションの第一の借入先として平和維持活動留保基金（1億5000万米ドル）を使用するよう、要請されている。これにより留保基金の残高は約4000万米ドルまで減少しており、必要な際の活動立ち上げやマンデート拡大の可能性が制限されることになる。

## パフォーマンス

国連は、要員、訓練、装備に関する業績基準を定め、優れた業績に対するインセンティブを設けることで、重要な進展を遂げてきた<sup>137</sup>。ミッションの指導部、制服要員と部隊、そして文民要員の全てについて、より効果的に業績評価を行うべきである。

評価は明確な基準に基づき、マンデート任務に直接関連付けられていることが最も有用（かつ公平）である。指導者の評価は、自身の業績と、部下が能力を発揮できる環境をどの程度作り出しているかを包含すべきである。全ての制服部隊と文民部門について、ミッションレベルで、定期的かつ統合的な業績に関する協議が行われるべきである。これにより、指導部が優れた業績を認識し、仮に業績の不振が特定された場合には是正措置を講じることができる。現在進行中の軍事部隊評価ツールの改訂は、心構えや姿勢を含む、活動上の有効性に関する主要な要素が効果的に評価されることを確保するため、可能な限り早期に完了され、展開されるべきである。

業績不振が特定された場合、国連と関連加盟国は、該当する要員や部隊がより良い業績を上げられるよう、信頼できる評価に基づく仕組みと統合的な業績フィードバックを必要とする。是正措置を講じる努力にもかかわらず一貫して業績不振である要員や部隊は、解任されるべきである。業績不振の部隊に関する問題は、マンデート履行へのリスクや、資金不足のミッションが業績不振の部隊への償還金支払いを継続することによる財政的影響を考慮すると、迅速に解決される必要がある。業績評価と関連する意思決定の更なる改善は、軍事部隊本部における評価能力の強化、文民の業績不振に対処するためのより効果的な仕組み、深刻な業績問題に対処するための本部でのより効果的かつ適時の意思決定まで、様々なレベルで行われるべきである。

136 以下参照：<https://peacekeeping.un.org/en/cpas>.

137 以下参照：SCR 2436 (2018).

## 行動規律とアカウンタビリティ

全ての平和維持活動モデルは、不正行為を防止し、それが発生した場合のアカウンタビリティを確保し、被害者を支援するための強固な枠組みを含むべきである。平和維持要員が国連の行動基準に違反した場合、被害者、コミュニティ、国連と関係加盟国の評判、そして最終的にはマンデート履行に連鎖的な害をもたらす。これはミッションの指導部も含む。指導者の行動とパフォーマンスがマンデート履行を損なう危険性がある場合、または平和維持要員を危険にさらす場合、本部は迅速かつ効果的な行動をとらなければならない。

したがって、国連のフィールド・ミッションには、十分な資源を備えた行動規律と懲戒の部門が必要となる。行動規範と懲戒に関する資源は、統合的な計画立案プロセスに組み込まれるべきであり、避けられない不正行為のリスクの評価に基づくべきである。ミッションは、不正行為のリスクを管理せねばならない。これには、状況の変化に応じて、主要なリスク管理ツールを定期的に改訂することが含まれ、安保理はこれらのリスクについて定期的に報告を受けるべきである。重要なのは、行動規律と懲戒機能は、国連平和維持活動のいかなる移行段階においても、関連性を維持することである。なぜなら、不正行為、特に性的暴力・搾取に関連する問題は、事案発生から長期間経過した後も、事案管理と被害者支援を必要とするからである（以下参照）。これらの機能は、国連が心的外傷後ストレス障害（PTSD）の事案に対して行っているように、ミッションを閉鎖している間も維持され、資金が確保されるべきである。採用される実施形態によっては、事務局が国連授権ミッションに提供する可能性のある支援を検討する際にも、リスク評価が必要となるだろう。不正行為のリスク管理における国連の豊富な経験は、並行展開や合同展開の場合を含め、平和維持要員の規律に従った行動とアカウンタビリティを確保しようとするパートナー機関にとって、重要な資源のはずである。

## 効果的な移行

平和維持ミッションの撤退や国連プレゼンスの再編成は、その国の平和と発展への道筋において、重要な転換点となりうる。このような移行期は、国連システムが現地の変化する現実に応じて、戦略、優先事項、資金配分、活動規模を適応させる機会となる。円滑な移行は、受入国政府、主要な紛争当事者、国連常駐調整官とカンントリーチーム、そして関連する地域アクターの支援を受けて実施される。また、早期の戦略的計画立案に基づき、全ての国連アクターの活動を統合して行われる。移行は、十分な資源を持つ常駐調整官事務所とカンントリーチームの支援の下、ミッションの肯定的な影響と遺産を保持し、より長期的な国家発展の見通しを高めるものであるべきである。

しかし、移行はリスクをもたらす可能性もあるため、安保理は、国連ミッションへの揺るぎない政治的支援を示すことで、そのリスクを認識し、管理すべきである。リスクは、特にミッション撤退後に移管される分野における国家能力の構築、期待を現実に即したものとするための現地の人々との関与、既存の（準）地域的能力と資源の活用によっても軽減できる。安保理理事国はまた、早期の移行戦略と緊急計画を含むマンデートが、国連のフィールド・プレゼンスの全体的な能力を考慮し、移行実施のために査定予算から十分な資源を配分することを確保しなければならない。移行が非国連ミッションを含む場合、効果的なパートナーシップと協働的な意思決定メカニズムが極めて重要となる。最後に、国連はミッション閉鎖の際の清算を単なるロジスティクスの問題以上のものとして再考する必要がある。上述のとおり、最後の平和維持要員とその装備が撤収した後も、長期間にわたって注意と資金を必要とする問題が含まれている。

## 8. 結論

国連平和維持活動は、国連の最も知名度の高いブランドであるだけでなく、最も成功した手段の1つでもある。この研究は、国際の平和と安全を脅かす武力紛争やその他の危機がもたらす悪影響を防止・軽減するために役立つ、柔軟で効果的かつ費用対効果の高い多国間的手段として、平和維持活動が、価値があることを確認する。要するに、平和維持活動は価値のある投資である。安全保障理事会（安保理）およびその他のアクターは、必要な政治的支援と財源を提供することが賢明であろう。安保理の信頼性と、将来の紛争や危機による最悪の影響を被る国々や人々の双方にとって、その利害は大きい。

目的に適合し続けるためには、平和維持活動は過去に行ってきたように、引き続き適応し進化していかなければならない。国連は、その過程を合理化し、計画立案能力を強化することで、それを支援すべきである。ここで提示したモデル（および他の潜在的なモデル）に基づくモジュール型アプローチを採用することは、平和維持活動が再び状況の変化に適応することを助けることができる。そうした中で、研究チームは我々の前述の分析から浮かび上がる4つの結論を提示する。

第一に、平和維持活動は、より広範な予防と平和構築のアジェンダ、そして「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と強く結びついている。平和への新しいアジェンダ（New Agenda for Peace）において、事務総長は国連加盟国に対し、「表面的な言葉だけにとどまらず、政治的にも財政的にも予防に投資すること<sup>138</sup>」を求めた。平和維持活動とこの研究で強調された能力に投資することは、この呼びかけに応える一つの方法である。平和維持活動と予防の結びつきは、予防的展開や予防を支援するその他のミッションのための参入機会を模索し、くすぶり続ける紛争が再び噴出することを防ぐための能力とミッションに対する投資を維持することによって、強化できる。平和維持活動ミッションはまた、国連の最も重要な平和構築アクターの一つでもある。今後予定されている国連平和構築アーキテクチャーレビューは、ミッションとそのパートナーが平和構築の結果に与える影響力、そして平和構築委員会や平和構築基金との連携をさらに強化する絶好の機会を提示する。

第二に、我々の世界は、平和と安全保障の課題が山積しており、包摂的で、原則に基づいた、効果的な多国間行動を必要とする。平和維持活動は、そのような多国間主義を促進することができる。平和維持活動の事業は、C34（国連平和維持活動特別委員会）、行政予算問題諮問委員会、国連総会第5委員会、国連平和維持活動閣僚級プロセス、そして平和維持活動訓練センター国際協会や平和活動の課題に関する国際フォーラムなどの長年にわたる国際的なネットワークを含む、様々な公式の多国間フォーラムにおいて、幅広いアクターを結集してきた実績を有している<sup>139</sup>。地政学的およびその他の対立関係が多く分野で国際的な分断を深めている時期において、平和維持活動への共通の関与は、国連システム内外の多様なアクターを引き続き結びつけている。平和の追求のために、これらの課題を緩和し、時にはそれらを克服する上での平和維持活動の潜在力は、受け入れられ、強化されるべきである。

第三に、多くの公の議論が平和維持活動の限界と弱点に焦点を当て続けているものの、平和ミッションを受け入れたことで、今日いかに多くの国々がより良い状況にあるかを想起することが重要である。この研究で引用した独立した研究の数々が証明しているように、南北アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカにわたって、より平和的な政治秩序を構築する支援をしてもらうために国連平和維持要員を招いたことが大きく貢献して、より安定的で繁栄した国々や人々が存在している。

最後に、平和維持活動は多くの場合において機能するが、万能的な解決策ではない。武力紛争の交戦者が和平を実現する真のコミットメントを示さない限り、いかなる国連ミッションも彼らに代わって、彼らの紛争を解決することはできないだろう。我々は、本研究が、国連の枠組みの中で多国間行動に参加することは、永続的な平和を達成するための効果的な方法を提供するということを、紛争当事者たちに納得させる一助となることを期待する。

138 平和への新しいアジェンダ（A New Agenda for Peace）, p. 11.

139 以下参照：<https://www.iaptc.org> and <https://challengesforum.org/about/history/>.

# 略語一覧

AFISMA	アフリカ主導の国際マリ支援ミッション
AI	人工知能
AMIB	アフリカ連合ブルンジ・ミッション
AMIS	アフリカ連合スーダン・ミッション
AU	アフリカ連合
C-IED	即席爆発装置対策
C34	国連総会平和維持活動特別委員会
C4ISR	指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察
CAR	中央アフリカ共和国
CBM	信頼醸成措置
CICIG	グアテマラ無処罰問題対策国際委員会
CIMIC	民軍協力
CPAS	包括的計画・業績評価システム
CRSV	紛争関連の性的暴力
DDR	武装解除・動員解除・社会復帰
DOMREP	ドミニカ事務総長代表使節団
DPPA	国連政治・平和構築局
DRC	コンゴ民主共和国
EACRF	東アフリカ共同体地域軍
ECOMIL	ECOWASリベリア・ミッション
ECOMOG	ECOWAS軍事監視団
ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体
EOD	爆発物処理
ERW	爆発性戦争残存物
EU	欧州連合
EUFOR	欧州部隊
EULEX	EUコソボ法の支配ミッション
FACA	中央アフリカ共和国軍
FARDC	コンゴ民主共和国軍
HRDDP	国連人権デュー・ディリジェンス政策
ICRC	赤十字国際委員会
IDDRS	統合DDR基準
IDPs	国内避難民

IEDD	即席爆発装置処理
IEDs	即席爆発装置
IHL	国際人道法
IHRL	国際人権法
IFIs	国際金融機関
ISR	情報・監視・偵察
IUU	違法・無報告・無規制
KFOR	コソボ国際安全保障部隊
MDMH	誤情報・偽情報・悪意のある情報・ヘイトスピーチ
MICIVIH	国際ハイチ文民ミッション
MINUGUA	国連グアテマラ検証団
MINUJUSTH	国連ハイチ司法支援ミッション
MINURCAT	国連中央アフリカ・チャド・ミッション
MINURSO	国連西サハラ住民投票ミッション
MINUSCA	国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション
MINUSMA	国連マリ多面的統合安定化ミッション
MINUSTAH	国連ハイチ安定化ミッション
MISCA	アフリカ連合中央アフリカ・ミッション
MONUA	国連アンゴラ監視団
MONUC	国連コンゴ民主共和国ミッション
MONUSCO	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション
MSO	軍事幕僚将校
NATO	北大西洋条約機構
OAS	米州機構
OCHA	国連人道問題調整事務所
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
OLMEE	アフリカ統一機構エチオピア・エリトリア連絡ミッション
ONUB	国連ブルンジ活動
ONUC	国連コンゴ活動
ONUCA	国連中米監視団
ONUMOZ	国連モザンビーク活動
ONUSAL	国連エルサルバドル監視団
OSCE	欧州安全保障協力機構
OSINT	オープンソースインテリジェンス
PCRS	国連平和維持活動即応能力登録制度

<b>PHEIC</b>	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態
<b>QIP</b>	クイック・インパクト・プロジェクト
<b>RDL</b>	即応展開レベル（PCRS内）
<b>SADC</b>	南部アフリカ開発共同体
<b>SAMIDRC</b>	SADCコンゴ民主共和国ミッション
<b>SCR</b>	国連安全保障理事会決議
<b>SDS</b>	国連戦略的展開備蓄
<b>SFOR</b>	NATO主導ボスニア安定化部隊
<b>SGBV</b>	性的およびジェンダーに基づく暴力
<b>SNA</b>	ソマリア国軍
<b>SPM</b>	特別政治ミッション
<b>SPT</b>	専門警察チーム
<b>SRSG</b>	国連事務総長特別代表
<b>SSR</b>	治安部門改革
<b>T/PCC</b>	部隊/警察要員提供国
<b>TOC</b>	国際的な組織犯罪
<b>UAS</b>	無人航空機システム
<b>UNAMID</b>	ダルフール国連・AUハイブリッド活動
<b>UNAMIR</b>	国連ルワンダ支援団
<b>UNAMSIL</b>	国連シエラレオネ・ミッション
<b>UNAVEM</b>	国連アンゴラ検証団
<b>UNDP</b>	国連開発計画
<b>UNEP</b>	国連環境計画
<b>UNESCO</b>	ユネスコ（国連教育科学文化機関）
<b>UNFICYP</b>	国連キプロス平和維持軍
<b>UNHCR</b>	国連難民高等弁務官事務所
<b>UNIFIL</b>	国連レバノン暫定軍
<b>UNIOGBIS</b>	国連ギニアビサウ統合平和構築事務所
<b>UNIPSIL</b>	国連シエラレオネ統合平和構築事務所
<b>UNISFA</b>	国連アビエイ暫定治安部隊
<b>UNMAS</b>	国連地雷対策サービス部
<b>UNMEE</b>	国連エチオピア・エリトリア・ミッション
<b>UNMIBH</b>	国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション
<b>UNMIH</b>	国連ハイチ・ミッション
<b>UNMIK</b>	国連コソボ・ミッション

UNMIL	国連リベリア・ミッション
UNMIS	国連スーダン・ミッション
UNMISSET	国連東ティモール支援団
UNMISS	国連南スーダン・ミッション
UNMIT	国連東ティモール統合ミッション
UNMOGIP	国連インド・パキスタン軍事監視団
UNMOT	国連タジキスタン監視団
UNOCI	国連コートジボワール・ミッション
UNOCT	国連テロ対策事務所
UNODC	国連薬物犯罪事務所
UNOMIG	国連ジョージア監視団
UNOMIL	国連リベリア監視団
UNOMSA	国連南アフリカ監視団
UNOMSIL	国連シエラレオネ監視団
UNOSOM	国連ソマリア活動
UNOVER	国連エリトリア住民投票検証監視団
UNPREDEP	国連予防展開部隊（マケドニア）
UNPROFOR	国連保護部隊（旧ユーゴスラビア）
UNSAS	国連待機制度
UNSOS	国連ソマリア支援事務所
UNTAC	国連カンボジア暫定統治機構
UNTAG	国連ナミビア独立移行支援グループ
UNTAES	国連東スラボニア、バラニャおよび西スレム暫定機構
UNTAET	国連東ティモール暫定行政機構
UNTEA	国連暫定行政機構
UNTSO	国連休戦監視機構
WHO	世界保健機関
WMD	大量破壊兵器

# 巻末注

- i シミュレーションの結果によると、2001年から2013年の間に、国連が強力なマンデートを伴う平和維持活動に2000億ドルを投資していた場合、平和維持活動がないシナリオと比較して、大規模な武力紛争が最大で3分の2削減され、平和維持活動がないシナリオと比較して、15万人の命が救われていた。Håvard Hegre, Lisa Hultman, Håvard Møkleiv Nygård, "Evaluating the Conflict-Reducing Effect of UN Peacekeeping Operations," *The Journal of Politics*, 81:1 (2019): 215-232, <https://doi.org/10.1086/700203>.
- ii Lise M. Howard, *Power in Peacekeeping* (Cambridge University Press, 2019), p.8, <https://doi.org/10.1017/9781108557689> 成功したミッションは、UNTAG、UNTAC、ONUMOZ、ONUSAL、MINUGUA、UNTAES、UNTAET、UNAMSIL、ONUB、UNMIT、UNOCI、UNMILである。その他のミッションは、ONUC、UNOSOM 2、UNAVEM 2、UNAMIR、UNPROFOR、MINUSTAHである。
- iii これは、以下で発表された9つの定量的研究の要約である。  
Barbara F. Walter, Lise M. Howard, V. Page Fortna, "The Extraordinary Relationship between Peacekeeping and Peace," *British Journal of Political Science*, 51:4 (2021): 1705-1722. <https://doi.org/10.1017/S000712342000023X>.
- iv Kyle Beardsley and Kristian Gleditsch, "Peacekeeping as conflict containment," *International Studies Review*, 17:1 (2015): 67-89, <https://doi.org/10.1111/misr.12205>.
- v Kyle Beardsley, "Peacekeeping and the contagion of armed conflict," *The Journal of Politics*, 73:4 (2011): 1051-1064, <https://doi.org/10.1017/S0022381611000764>.
- vi Andrea Ruggieri, Hans Dorussen, Theodora-Ismene Gizelis, "On the Frontline Every Day? Subnational Deployment of United Nations Peacekeepers," *British Journal of Political Science*, 48:4 (2018): 1005-1025, <https://doi.org/10.1017/S000712341600017X>.
- vii Jacob Kathman and Michelle Benson, "Cut Short? United Nations Peacekeeping and Civil War Duration to Negotiated Settlements," *Journal of Conflict resolution*, 63:7 (2019): 1601-1629. <https://doi.org/10.1177/0022002718817104>.
- viii Andrea Ruggeri, Hans Dorussen, Theodora-Ismene Gizelis, "Winning the Peace Locally: UN Peacekeeping and Local Conflict," *International Organization*, 71:1 (2017): 163-185, <https://doi.org/10.1017/S0020818316000333>.
- ix Lisa Hultman, Jacob D. Kathman, Megan Shannon, *Peacekeeping in the midst of war* (Oxford University Press, 2019), pp.53, 177, <https://doi.org/10.1093/oso/9780198845577.001.0001> and Andrea Ruggieri, Hans Dorussen, Theodora-Ismene Gizelis, "Winning the Peace Locally: UN Peacekeeping and Local Conflict," *International Organization*, 71:1 (2017): 163-185. <https://doi.org/10.1017/S0020818316000333>.
- x Darya Pushkina, Markus B. Siewert, Stefan Wolff, "Mission (impossible?) UN military peacekeeping operations in civil wars," *European Journal of International Relations*, 28:1 (2022): 158-186, <https://doi.org/10.1177/13540661211046602>.
- xi Stian Kjeksrud, "Finding the Utility of Force to Protect Civilians from Violence," *Civil Wars*, 26:1 (2024): 41-73, <https://doi.org/10.1080/13698249.2023.2222058>.

- xii Felix Haass and Nadine Ansorg, "Better peacekeepers, better protection? Troop quality of United Nations peace operations and violence against civilians," *Journal of Peace Research*, 55:6 (2018): 742-758, <https://doi.org/10.1177/0022343318785419>.
- xiii Hanne Fjelde, Lisa Hultman, Desirée Nilsson, "Protection Through Presence: UN Peacekeeping and the Costs of Targeting Civilians," *International Organization*, 73:1 (2019): 103-131, <https://doi.org/10.1017/S0020818318000346>.
- xiv Anup Phayal and Brandon C. Prins, "Deploying to Protect: The Effect of Military Peacekeeping Deployments on Violence Against Civilians," *International Peacekeeping*, 27:2 (2020): 311-336, <https://doi.org/10.1080/13533312.2019.1660166>; Anup Phayal, "UN Troop Deployment and Preventing Violence Against Civilians in Darfur," *International Interactions*, 45:5 (2019): 757-780, <https://doi.org/10.1080/03050629.2019.1593161>; Bryce W. Reeder, Michael Hendricks, Edward Goldring, "All Peacekeeping is Local: Measuring Subnational Variation in Peacekeeping Effectiveness," *International Studies Quarterly*, 66:2 (2022): sqac010, <https://doi.org/10.1093/isq/sqac010>.
- xv Andrew Levin, "The composition of UN peacekeeping operations and aid worker security," *Journal of Peace Research*, 2 May 2023, <https://doi.org/10.1177/00223433231159186> and Allard Duursma, Larissa Fast, Róisín Read, "Blurred Lines of Spatial Clustering? Assessing the Association between Peacekeeping Presence and Attacks against Humanitarians in Darfur," *Journal of International Peacekeeping*, 25:4 (2023): 363-387, <https://doi.org/10.1163/18754112-25040003>.
- xvi Bryce W. Reeder and Rachel Dicke, "Peacekeeping Deployments, Intragroup Cohesion, and the Use of Sexual Violence by Armed Non-State Groups," *International Peacekeeping*, 30:2 (2023): 230-258, <https://doi.org/10.1080/13533312.2023.2196411>.
- xvii Corinne Bara, "Shifting targets: the effect of peacekeeping on postwar violence," *European Journal of International Relations*, 26:4 (2010): 979-1003, <https://doi.org/10.1177/1354066120902503> and Robert Blair, "UN Peacekeeping and the Rule of Law," *American Political Science Review*, 115:1 (2021): 51-68, <https://doi.org/10.1017/S0003055420000738>.
- xviii Jessica Di Salvatore, "Peacekeepers against Criminal Violence—Unintended Effects of Peacekeeping Operations?" *American Journal of Political Science*, 63:4 (2019): 840-858, <https://doi.org/10.1111/ajps.12451>.
- xix Stefano Costalli et al, "Do UN peace operations help forcibly displaced people?" *Journal of Peace Research*, 20 September 2023, <https://doi.org/10.1177/00223433231186448>.
- xx Kyle Beardsley, David E. Cunningham, Peter B. White, "Mediation, Peacekeeping, and the Severity of Civil War," *Journal of Conflict resolution*, 63:7 (2019): 1682-1709, <https://doi.org/10.1177/0022002718817092>.
- xxi Govinda Clayton and Han Dorussen, "The effectiveness of mediation and peacekeeping for ending conflict," *Journal of Peace Research*, 59:2 (2022): 150-165, <https://doi.org/10.1177/0022343321990076>.
- xxii Maurice P. Schumann and Corinne Bara, "A New Era: Power in Partnership Peacekeeping," *International Studies Quarterly*, 67:3 (2023): squad037, <https://doi.org/10.1093/isq/squad037>.
- xxiii Shannon Lindsey Blanton, Dursun Peksen, Robert Blanton, "The Impact of Peacekeeping Missions on Women's Empowerment," *Political Research Quarterly*, 76:4 (2023): 1872-1887, <https://doi.org/10.1177/10659129231181594>.

- xxiv Theodora-Ismene Gizelis and Xun Cao, "A security dividend: Peacekeeping and maternal health outcomes and access," *Journal of Peace Research*, 58:2 (2021): 263-278, <https://doi.org/10.1177/0022343320917198>.
- xxv Lars Jensen, *Foreign Direct Investment And Growth In Fragile And Conflict Affected Countries* (UNDP, 11 September 2020), <https://www.undp.org/library/dfs-foreign-direct-investment-and-growth-fragile-and-conflict-affected-countries>.
- xxvi Bernd Beber et al, "The Promise and Peril of Peacekeeping Economies," *International Studies Quarterly*, 63:2 (2019): 364-379, <https://doi.org/10.1093/isq/sqz012>.
- xxvii Vincenzo Bove, Jessica Di Salvatore, Leandro Elia, "UN Peacekeeping and Households' Well-Being in Civil Wars," *American Journal of Political Science*, 66:2 (2022): 402-417, <https://doi.org/10.1111/ajps.12644>.
- xxviii Robert A. Blair, Jessica Di Salvatore, Hannah M. Smidt, "UN Peacekeeping and Democratization in Conflict-Affected Countries," *American Political Science Review*, 117:4 (2023): 1308-1326, <https://doi.org/10.1017/S0003055422001319>.
- xxix Susanna P. Campbell and Jessica Di Salvatore, "Keeping or Building Peace? UN Peace Operations beyond the Security Dilemma," *American Journal of Political Science*, 25 July 2023, <https://doi.org/10.1111/ajps.12797>.
- xxx Hannah Smidt, "Keeping electoral peace? Activities of United Nations peacekeeping operations and their effects on election-related violence," *Conflict Management and Peace Science*, 38:5 (2021): 580-604, <https://doi.org/10.1177/0738894220960041>.
- xxxi Zorzeta Bakaki and Tobias Böhmelt, "Can UN Peacekeeping Promote Environmental Quality?" *International Studies Quarterly*, 65:4 (2021): 881-890, <https://doi.org/10.1093/isq/sqab051>.
- xxxi Eugene Chen, Flora McCrone, David Mozersky, *Renewable Energy and the United Nations: A Green Spark for Peace in South Sudan* (Stimson Center, February 2023), <https://www.stimson.org/2023/renewable-energy-and-the-united-nations-a-green-spark-for-peace-in-south-sudan/>.
- xxxi Margherita Belgioioso, Jessica Di Salvatore, Jonathan Pinckney, "Tangled up in Blue: The Effect of UN Peacekeeping on Nonviolent Protests in Post-Civil War Countries," *International Studies Quarterly*, 65:1 (2021): 1-15, <https://doi.org/10.1093/isq/sqaa015>.

